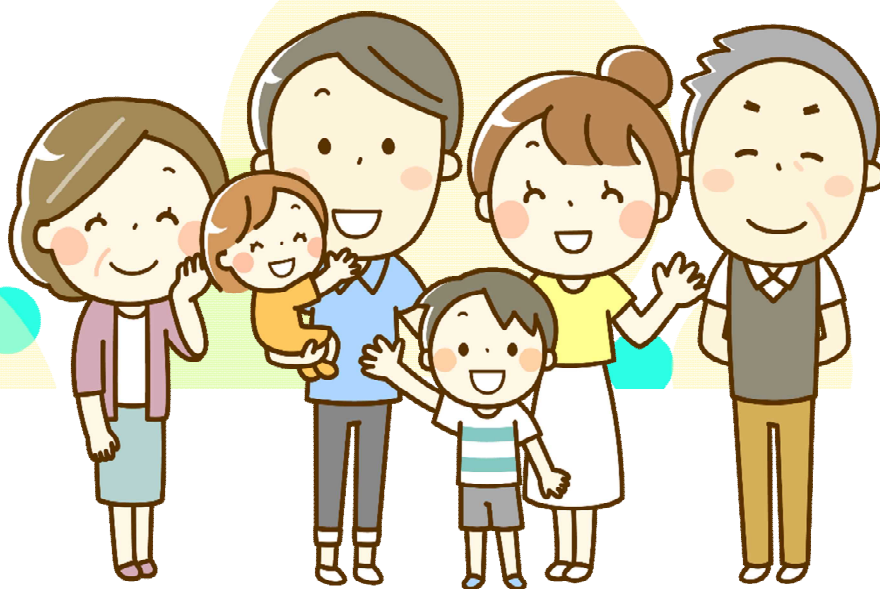


俱知安町 こども計画

《2026(令和8)年度～2029(令和11)年度》

～すべてのこどもが明るく健やかに成長できるまち 俱知安～



俱知安町

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の対象者.....	3
4 計画の期間.....	3
5 計画の策定体制.....	4
6 近年の国の動き.....	6
第2章 こどもと家庭等を取り巻く状況.....	7
1 人口・世帯の状況.....	7
2 結婚・就業の状況.....	11
3 こどもの教育・保育環境.....	12
4 子育て支援サービス.....	14
5 こども・子育てをめぐる問題の動向.....	16
6 母子保健事業.....	17
第3章 第2期俱知安町子どもプランの実施状況.....	19
1 児童人口の状況.....	19
2 教育・保育事業の状況.....	20
3 地域子ども・子育て支援事業の実施状況.....	21
第4章 計画の基本的な考え方.....	26
1 基本理念.....	26
2 基本的な視点.....	27
3 施策の基本目標.....	28
4 施策の体系.....	29
第5章 施策の展開.....	30
基本目標1 地域における子育ての支援.....	30
基本目標2 母とこどもの健康の保持・増進.....	36
基本目標3 こどもの教育環境の整備.....	41
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備.....	47
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	51
基本目標6 こどもの権利と安全の確保.....	53
基本目標7 支援を必要とするこども等への取組の推進.....	56

第6章 子ども・子育て支援事業計画.....	61
1 子ども・子育て支援制度の概要.....	61
2 教育・保育提供区域の設定.....	63
3 児童人口の将来推計.....	63
4 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	64
5 乳児等のための支援給付の量の見込みと確保方策.....	65
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	66
7 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	74
8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	75
第7章 計画の推進に向けて.....	76
1 計画の推進体制.....	76
2 計画の点検・評価・改善.....	76
資料編.....	77
1 こども・子育てニーズ調査結果.....	77
2 こどもの生活についてのアンケート調査結果.....	89
3 関係団体アンケート調査結果.....	95
4 小中学生ワークショップの意見抜粋.....	100
5 倶知安町こども政策推進会議委員名簿.....	102
6 倶知安町こども政策推進会議事務局名簿.....	102

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の出生数をみると、第1次ベビーブーム期（1947（昭和22）年～1949（昭和24）年）には約270万人、第2次ベビーブーム期（1971（昭和46）年～1974（昭和49）年）には約210万人でしたが、その後減少が続き、人口動態統計による2023（令和5）年の出生数は72万7,288人で統計を開始した1899（明治32）年以来最少の数字となっています。

そのような中、2023（令和5）年4月には常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、「こども家庭庁」が発足しました。

同じく2023（令和5）年4月から、こどもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

本町においては、「第2期俱知安町子どもプラン」及び「俱知安町子どもの未来応援事業計画」を見直し、一体的に策定した「第3期俱知安町こどもプラン」（以下、「第3期計画」という。）を2025（令和7）年3月に策定し、こども・子育て支援施策の充実に取り組んできました。

「こども基本法」では、市町村におけるこども施策についての計画（以下、「市町村こども計画」という。）を定めるよう努力義務が課せられており、また、「こども大綱」では市町村こども計画は、各法令に基づくこども施策の関連計画と一体のものとして作成できることとされています。

そのため、本町におけるすべてのこどもたちが夢と希望をもって成長することができる「こどもみんなか社会」を実現するための市町村こども計画として、「俱知安町こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、第3期計画を包含する計画として位置付けます。

2 計画の位置付け

（1）計画の法的根拠と位置付け

本計画は、「こども基本法」第10条に基づく市町村こども計画として、こども基本法の基本理念及びこども大綱を踏まえて策定する計画です。

また、本計画は「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条における「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を包含する計画として位置付けます。

■本計画の法的根拠と包含する計画

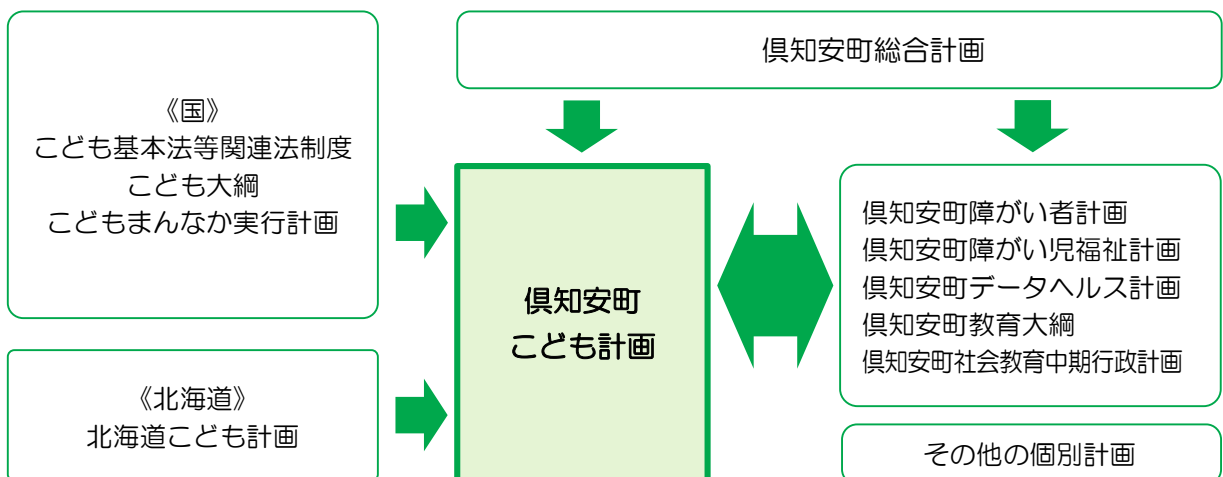
根拠法	計画名	計画の概要
こども基本法 (第10条)	市町村こども計画	「こども大綱」の趣旨を踏まえ、こども・若者が健やかに成長できる社会をつくるための計画
子ども・若者育成支援推進法 (第9条)	市町村子ども・若者計画	こども・若者の健やかな成長を支援するための計画
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 (第10条)	こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画	「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、こどもの未来を応援するための計画
子ども・子育て支援法 (第61条)	市町村子ども・子育て支援事業計画	待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す需給計画
次世代育成支援対策推進法 (第8条)	市町村行動計画	全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画

(2) 関連計画との関係

本計画は、「倶知安町総合計画」を上位計画とし、倶知安町におけるこども・子育て分野の個別計画として、計画期間における子育て支援サービスの需給状況やこども施策の推進を図るために策定するものです。

また、本計画の策定にあたっては、関連する個別計画との整合性に配慮します。

■関連計画との関係



3 計画の対象者

こども基本法第2条において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」とされており、年齢による定義はありません。

「若者」については、法令上の定義はありませんが、こども大綱では、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）・青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする）の者とされています。

本計画においても一定の年齢上限は定めないものとしませんが、こども施策として取り組む施策や事業は主におおむね30歳未満を対象とします。

■本計画の対象者

乳幼児期 (0～5歳)	学童期 (小学生年代)	思春期 (中学生年代から おおむね18歳)	青年期 (おおむね18歳 から30歳未満)	ポスト青年期 (40歳未満)
従来の「こども」の対象範囲				
		「若者」の対象範囲		
本計画の対象者				施策によって 対象とする

4 計画の期間

第3期俱知安町こどもプランの計画期間の終期に合わせ、本計画の計画期間は2026（令和8）年度から2029（令和11）年度までの4年間とします。

なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間中に見直しを行います。

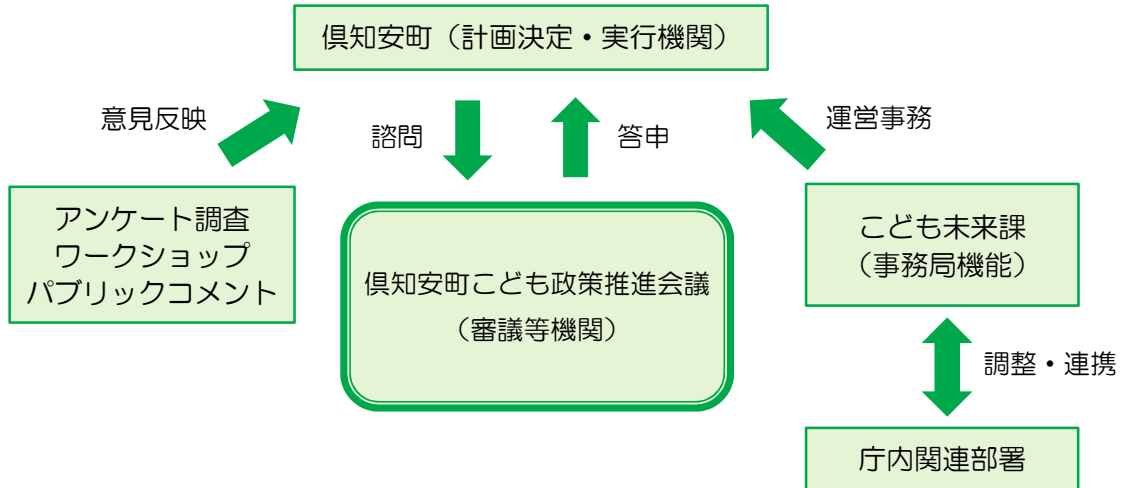
令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期俱知安町子どもプラン					俱知安町こども計画				
俱知安町子どもの未来応援事業計画					第3期俱知安町こどもプラン				
				見直し	策定	必要に応じて見直し			

5 計画の策定体制

(1) 俱知安町こども政策推進会議の設置

本計画の策定にあたっては、従来の「俱知安町子ども・子育て会議」を「俱知安町こども政策推進会議」として設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行います。

■計画策定体制のイメージ



(2) 計画策定のためのアンケートの実施

①こども・子育てニーズ調査

俱知安町のこども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、就学前児童及び小学生の保護者を対象に実施し、計画の策定と今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

■調査の概要

調査対象	2024（令和6）年9月1日現在 俱知安町に在住する就学前児童及び小学生の保護者 ・就学前児童の保護者：525人 ・小学生の保護者：584人
調査期間	2024（令和6）年9月
調査方法	郵送による調査票の配布・回収及びWEBフォームによる回答の併用

②こどもの生活についてのアンケート調査

日常的に家事や家族の世話などを行っているヤングケアラーに対する支援策を検討するため、町内の児童生徒を対象とするアンケートによって本町におけるヤングケアラーと思われるこどもの生活実態や課題等を把握し、計画の基礎資料としています。

■調査の概要

調査対象	2025（令和7）年5月末現在、俱知安町に在住する下記の児童生徒 ・俱知安町の小学校に通う小学5年生：114人 ・俱知安町の中学校に通う中学2年生：125人 ・俱知安町に居住する高校生年代：363人
調査期間	2025（令和7）年6月～7月
調査方法	・小中学生：学校における案内文の配布、WEBフォームによる回答 ・高校生年代：郵送による案内文の配布、WEBフォームによる回答

③関係団体アンケート調査

町内でこども・子育て支援に関わっていただいている関係団体を対象に、団体の活動における課題や、こども・若者への支援の実態と今後の意向等を把握するために実施しました。

■調査の概要

調査対象	こども・子育て支援に関わる町内の関係団体（5団体）
調査期間	2025（令和7）年7月
調査方法	案内文の配布、WEBフォームによる回答

（3）小中学生ワークショップの実施

まちづくりに対するこどもたちのニーズや意見を把握するため、町内の小学5年生、中学2年生を対象にワークショップを実施しました。

■ワークショップの概要

調査対象	俱知安町に在住する下記の児童生徒 ・俱知安町の小学校に通う小学5年生：117人（4校、5クラス、21グループ） ・俱知安町の中学校に通う中学2年生：124人（1校、4クラス、20グループ）
調査期間	2025（令和7）年7月10日（木）～7月18日（金）：計8回
調査方法	役場若手職員ファシリテーションによるグループワーク

（4）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く町民からの意見を反映させるためパブリックコメントを実施します。

6 近年の国の動き

常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、2023（令和5）年4月に「子ども家庭庁」が発足しました。子ども家庭庁は、子ども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていた子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく2023（令和5）年4月から、子どもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「子ども基本法」が施行されました。

また、「子ども基本法」に基づき、これまで別々につくられてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「子ども大綱」に一元化されることになりました。

■子ども基本法の概要（地方公共団体関係部分）

• 定義（第2条関連）

この法律において「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

• 地方公共団体の責務（第5条関連）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

• 都道府県子ども計画等（第10条関連）

都道府県は、子ども大綱を勘案して、当該都道府県における子ども施策についての計画（以下この条において「都道府県子ども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

市町村は、子ども大綱（都道府県子ども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県子ども計画）を勘案して、当該市町村における子ども施策についての計画（以下この条において「市町村子ども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

• 子ども等の意見の反映（第11条関連）

国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 こどもと家庭等を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

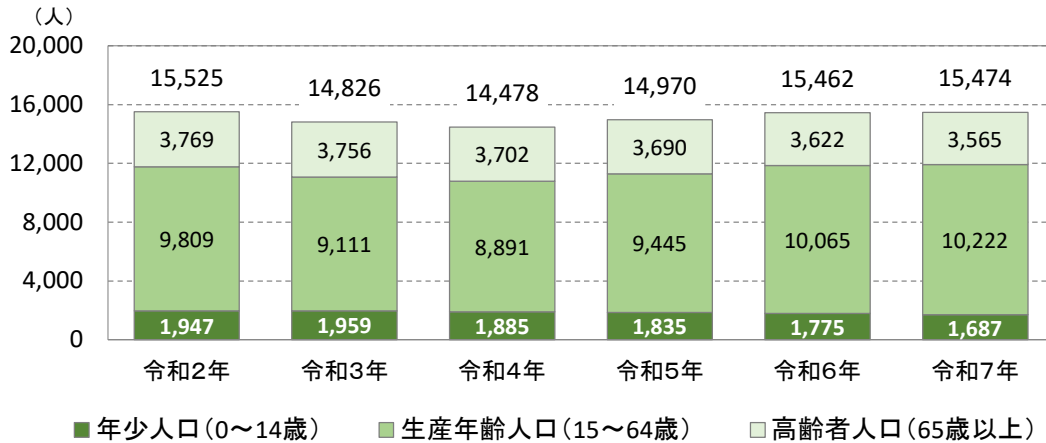
(1) 総人口の推移（住民基本台帳）

本町の外国人を含む総人口は2020（令和2）年から減少傾向で推移していましたが、2023（令和5）年から増加傾向に転じ、2025（令和7）年には15,474人となっています。

日本人のみの総人口をみると、2020（令和2）年の14,168人から減少が続いており、2025（令和7）年には13,095人で1,073人（7.6％）の減少となっています。

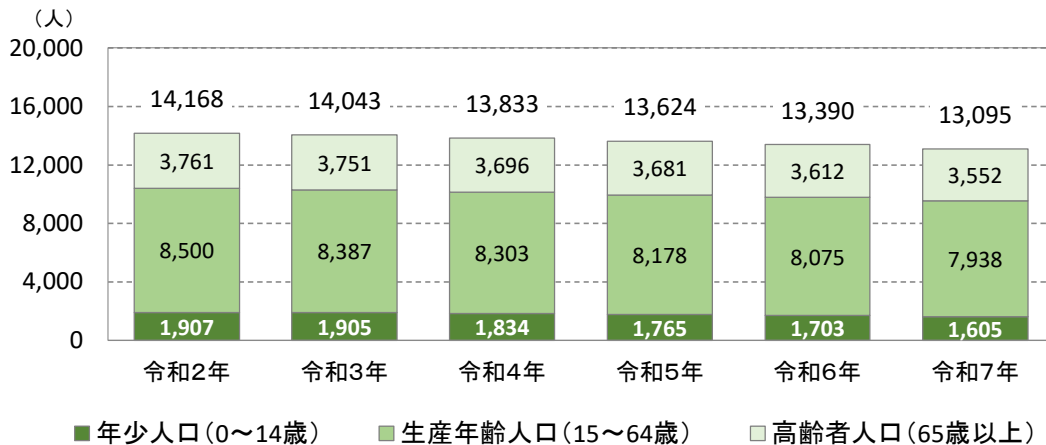
日本人のみの総人口を年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が大きく、特に年少人口（0～14歳）は2020（令和2）年の1,907人から2025（令和7）年には1,605人で302人（15.8％）の減少となっています。

■ 総人口（外国人を含む）の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 総人口（日本人のみ）の推移



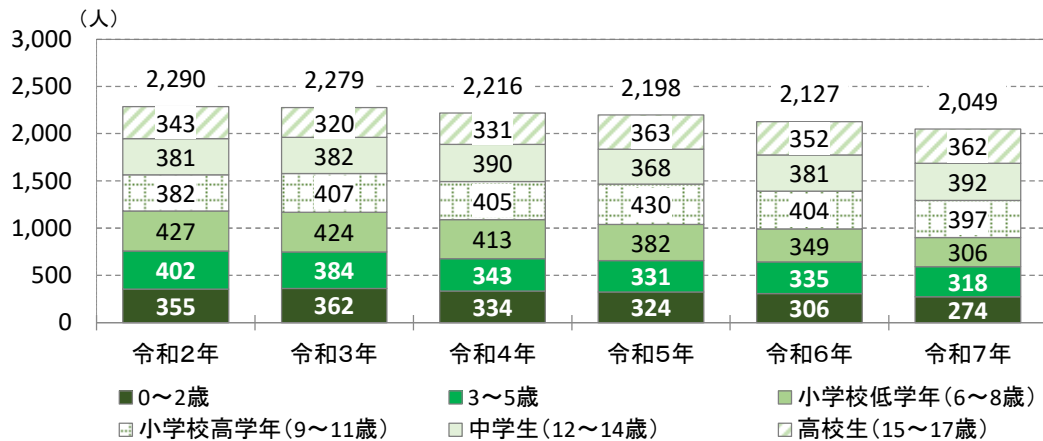
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) こどもの人口

本町のこども（18歳未満）の人口は2020（令和2）年の2,290人から減少が続いており、2025（令和7）年には2,049人で241人（10.5%）の減少となっています。

3歳ごとの年齢階級でみると、12歳以上の人口はおおむね横ばいから増加傾向で推移しているのに対し、12歳未満は2020（令和2）年から減少しており、特に「小学校低学年（6～8歳）」は、2020（令和2）年の427人から2025（令和7）年は306人で121人（28.3%）の減少となっています。

■ 18歳未満人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 出生数等の推移

本町の直近の出生数は2020（令和2）年の139人が最も多く、2021（令和3）年以降は110人を下回って推移しており、令和6年は85人に減少しています。

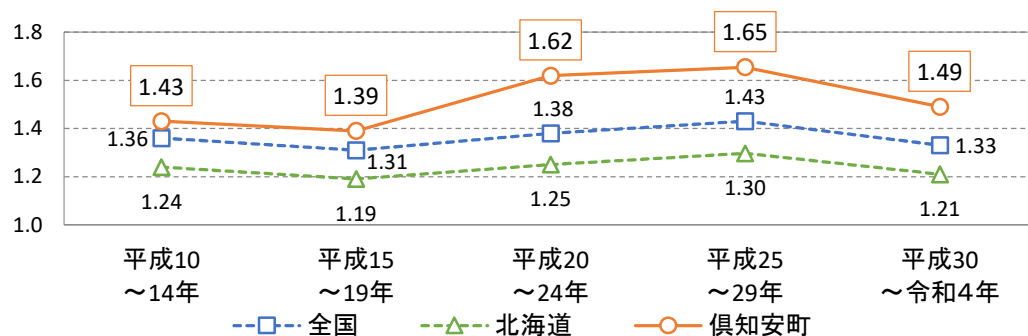
また、本町の合計特殊出生率は、全国・北海道より高く推移している状況です。

■ 出生数等の推移

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出産 (人)	出生数	114	139	109	104	107	85
	死産	2	1	1	1	2	2
婚姻 (件)	婚姻件数	70	75	72	46	60	65
	離婚件数	20	24	26	22	19	21

資料：倶知安町

■ 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計特殊報告

(4) 世帯数と1世帯あたり人員の推移

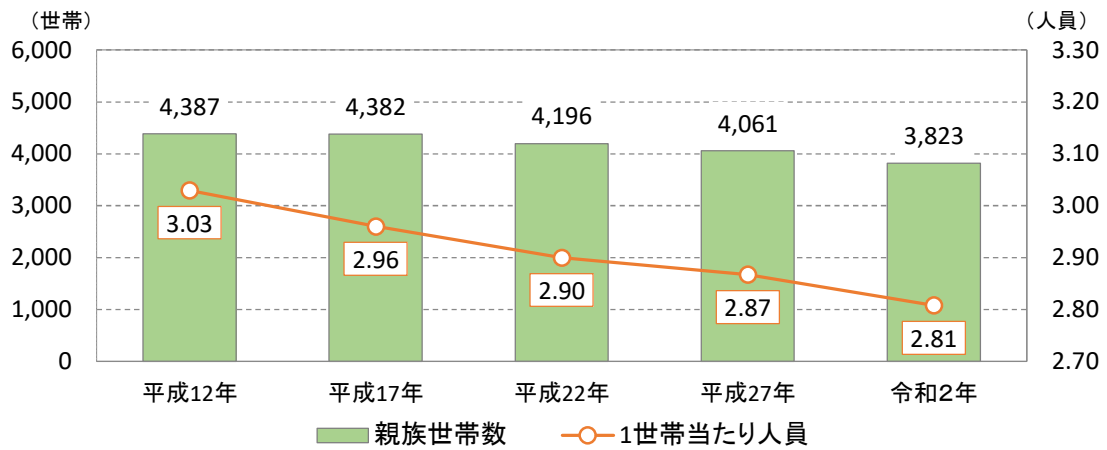
国勢調査から親族世帯の数と1世帯あたり人員をみると、ともに減少傾向にあり、世帯数の減少だけでなく核家族化の進行もうかがえます。

■世帯数等の推移（単位：世帯、人員）

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
親族世帯数	4,387	4,382	4,196	4,061	3,823
親族世帯人員	13,295	12,958	12,158	11,644	10,735
1世帯あたり人員	3.03	2.96	2.90	2.87	2.81

資料：国勢調査

■親族世帯数・1世帯あたり人員の推移



■国勢調査における世帯の種類の分類

世 帯	一般世帯	A：親族世帯	I：核家族世帯
			II：その他の親族世帯
		B：非親族世帯	
	C：単独世帯		
	施設等の世帯		

(5) こどものいる世帯の世帯類型

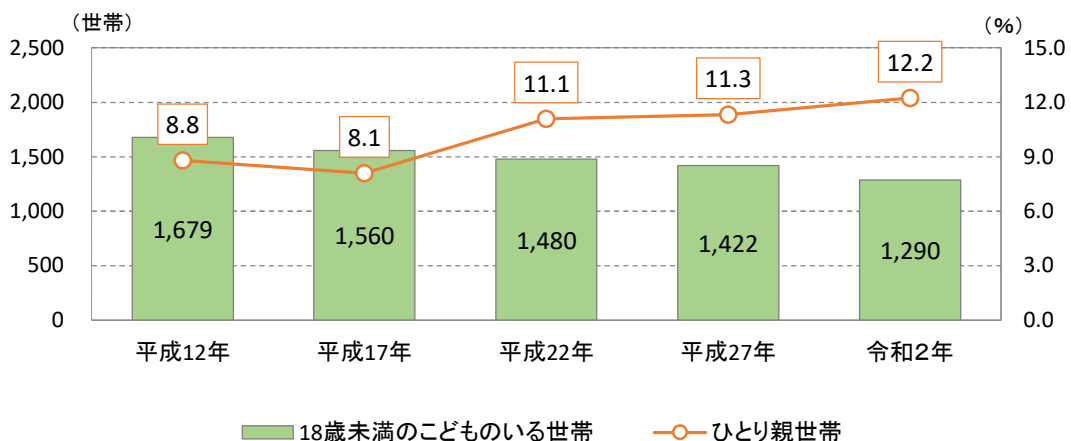
国勢調査から一般世帯数（親族世帯）とこどものいる世帯数をみると、ともに減少傾向にあります。また、その中で18歳未満のこどものいる世帯のひとり親世帯の割合は、2010（平成22）年から増加傾向にあり、2020（令和2）年には158世帯（12.2%）となっています。

■世帯類型の推移（単位：世帯、%）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数（親族世帯）（A）	4,387	4,382	4,196	4,061	3,823
6歳未満のこどものいる世帯（B）	721	734	709	687	587
B/A(%)	16.4	16.8	16.9	16.9	15.4
核家族世帯（a）	646	641	652	636	559
a/B(%)	89.6	87.3	92.0	92.6	95.2
ひとり親世帯（c）	24	34	42	29	38
c/B(%)	3.3	4.6	5.9	4.2	6.5
その他家族世帯（b）	75	93	57	51	28
b/B(%)	10.4	12.7	8.0	7.4	4.8
18歳未満のこどものいる世帯（C）	1,679	1,560	1,480	1,422	1,290
C/A(%)	38.3	35.6	35.3	35.0	33.7
核家族世帯（d）	1,416	1,312	1,303	1,264	1,200
d/C(%)	84.3	84.1	88.0	88.9	93.0
ひとり親世帯（f）	147	127	164	161	158
f/C(%)	8.8	8.1	11.1	11.3	12.2
その他家族世帯（e）	263	248	177	158	90
e/C(%)	15.7	15.9	12.0	11.1	7.0

資料：国勢調査

■18歳未満のこどものいる世帯等の推移

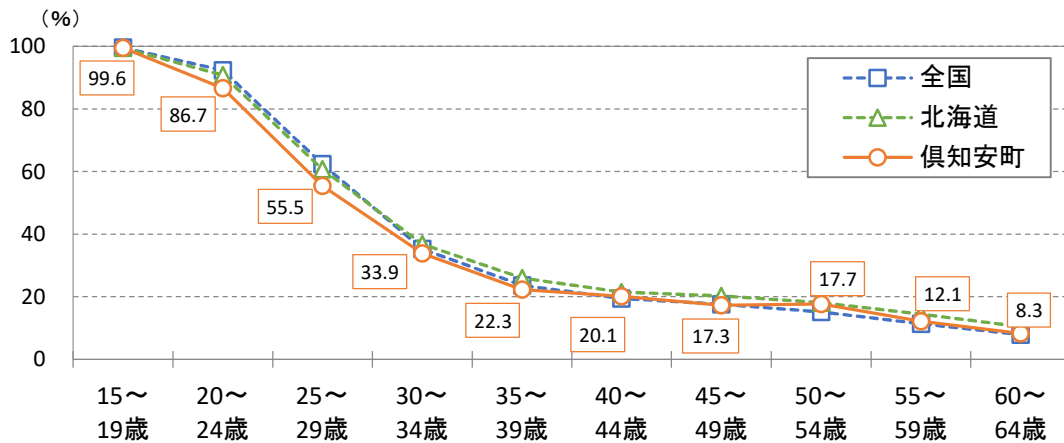


2 結婚・就業の状況

(1) 女性の未婚率

本町の女性の未婚率を全国・北海道と比較すると、40歳未満すべての年齢で全国・北海道よりも低くなっており、特に「25～29歳」は55.5%で全国と比べて6.9ポイント低い状況です。

■女性の未婚率



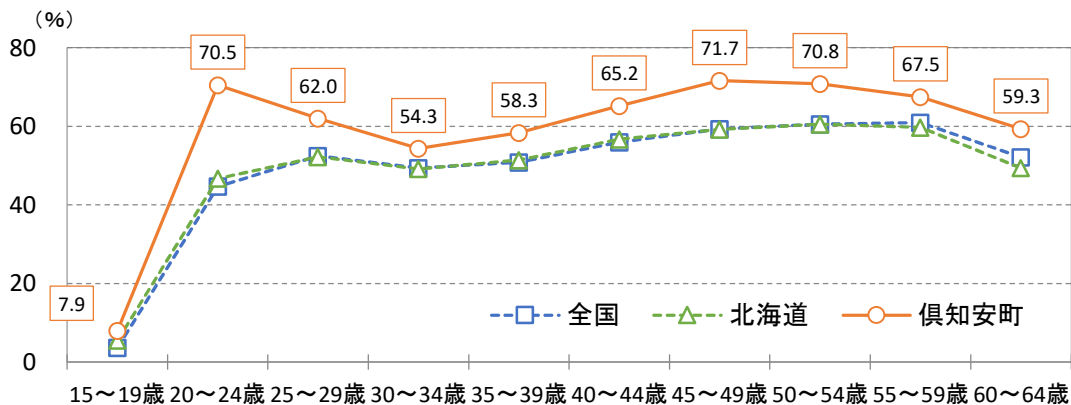
資料：国勢調査（2020（令和2）年）

(2) 女性の就業状況

2020（令和2）年の国勢調査をもとに本町の女性の就業率をみると、本町の女性の就業率はすべての年齢階級で全国・北海道を上回っています。

年齢階級別でみると、本町の「20～24歳」の就業率は全国と比べて25.8ポイント高くなっていますが、子育て世代の中心的年代である「30～34歳」の就業率は全国と比べて4.9ポイントの差異にとどまっています。

■女性の就業率



資料：国勢調査（2020（令和2）年）

3 こどもの教育・保育環境

(1) 保育施設（保育所・認定こども園）

2025（令和7）年度における本町の保育施設は、認可保育所1箇所と民間事業者により運営されている認定こども園3箇所の合計4箇所設置されており、障がいのあるこどもの受入れも行っていきます。

入所児童数を合計で見ると300人を増減する形で推移しており、年齢別で見ても年度によって増減はあるものの、いずれの年齢もおおむね横ばいで推移している状況です。

2024（令和6）年度における延べ人数でみた保育施設別の入所状況をみると、定員を超えて弾力的な受入れを行っている施設もありますが、合計で見ると定員に対する充足率は91.3%となっています。

■入所児童数の推移

区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
施設数（箇所）		4	4	4	4	4	4
定員数（人）		320	320	330	360	360	355
入所児童数（人）		304	289	286	307	301	314
0歳児		10	15	9	16	9	13
1歳児		51	45	60	48	53	59
2歳児		64	54	57	66	54	59
3歳児		46	46	48	62	65	58
4歳児		73	53	56	57	61	64
5歳児		60	76	56	58	59	61
障がい児 保育	実施 箇所数	4	4	4	4	4	4
	利用 児童数	2	17	10	14	9	15

資料：倶知安町（各年4月1日現在）

■保育施設の状況（単位：人）

区 分	定員	年齢区分（年間延べ人数）							月平均 人数	充足率 （%）
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
くっちゃん 保育所 ぬくぬく	150	240	575	573	0	0	0	1,388	115.7	77.1
倶知安幼稚園 （保育部分）	150	60	144	144	506	465	468	1,787	148.9	99.3
藤幼稚園 （保育部分）	30	0	0	0	138	144	126	408	34.0	113.3
めぐみ幼稚園 （保育部分）	30	0	0	0	132	120	107	359	29.9	99.7
合 計	360	300	719	717	776	729	701	3,942	328.5	91.3

資料：倶知安町（2024（令和6）年度）

(2) 教育施設（幼稚園・認定こども園）

本町には民間事業者により運営されている認定こども園が3箇所あり、その教育部分での受入れ人数は年々減少している状況です。

教育施設別の受入れ状況をみると、月平均の人数はおおむね定員に近くなっており、合計でみると定員に対して97.6%の充足率となっています。

■入園児童数の推移（単位：人）

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
3歳児 年少	66	54	67	49	46	34
4歳児 年中	81	63	44	57	47	46
5歳児 年長	64	71	57	43	49	46
合 計	211	188	168	149	142	126

資料：倶知安町（各年5月1日現在）

■教育施設の状況（単位：人）

区 分	定員	年齢区分（年間延べ人数）				月平均 人数	充足率 （%）
		3歳	4歳	5歳	合計		
倶知安幼稚園（教育部分）	55	213	244	230	687	57.3	104.1
藤幼稚園（教育部分）	60	274	155	168	597	49.8	82.9
めぐみ幼稚園（教育部分）	35	142	155	176	473	39.4	112.6
合 計	150	629	554	574	1,757	146.4	97.6

資料：倶知安町（2024（令和6）年度）

(3) 児童生徒の状況

本町の小学校・中学校の状況は次の表のとおりです。

■児童生徒数等の推移（単位：校、学級、人）

区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
小 学 校	学校数	5	5	5	5	5	5	
	学級数	50	49	47	47	44	40	
	児童数	814	828	819	813	755	700	
	特別 支援	学級数	14	13	13	11	10	8
		児童数	30	33	33	32	34	34
	教員数	87	86	87	84	81	74	
中 学 校	学校数	1	1	1	1	1	1	
	学級数	16	17	16	14	16	16	
	生徒数	377	373	378	361	379	388	
	特別 支援	学級数	3	4	5	4	2	4
		生徒数	10	14	13	12	13	26
	教員数	34	31	31	28	30	31	

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

4 子育て支援サービス

(1) 子育て支援センター

「くっちゃん保育所ぬくぬく」内に併設している子育て支援センターでは、子育て支援に関する相談や助言を行うとともに、親子で一緒に遊びを体験する「遊びの広場」を開催しているほか、保護者同士の交流の場を提供するなど育児不安や負担感の解消、地域における総合的な子育て支援を行っています。

■子育て支援センターの利用状況

区 分			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
遊びの広場	あいあい	開催回数(回)	6	10	10	10	10
		延べ参加人数 (人)	107	170	191	192	158
	きらきら	開催回数(回)	5	10	10	10	9
		延べ参加人数 (人)	76	176	183	159	143
	のびのび	開催回数(回)	5	10	10	10	10
		延べ参加人数 (人)	127	255	186	184	145

資料：倶知安町

■母親クラブ（サークル）の活動状況

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
クラブ数	2	3	3	3	2

資料：倶知安町

(2) 児童館運営事業

児童館は、児童に健全な遊び場を与え、生活指導等を通じて情操の涵養を図り、健康にして明朗な児童の育成を図ることを目的として、町内に南児童館と北児童館の2箇所を設置しています。

2020（令和2）年度はコロナ禍の影響により利用者数は減少しましたが、2021（令和3）年度以降の利用者数は増加傾向で推移しています。

■児童館の状況（単位：人）

区 分			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
児童館	児童支援員	南児童館	2	2	2	2	2
		北児童館	2	2	2	2	2
	年間延べ 利用人数*	南児童館	1,000	1,486	1,720	1,910	2,049
		北児童館	4,857	6,221	6,623	6,266	7,023

※年間延べ利用者数：北児童館は放課後児童クラブの利用者数を含みます。

資料：倶知安町

(3) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、児童館や学校の余裕教室を利用して、昼間保護者が家庭にいない小学生の健全育成を登録制で行っています。

放課後児童クラブの在籍割合は低学年、高学年ともに増加しており、2025（令和7）年度は低学年が58.0%、高学年は13.2%となっています。

■放課後児童クラブの状況

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
児童クラブ数		4	4	4	4	4	4
対象児童数 (人)	低学年	428	425	413	377	353	305
	高学年	381	405	409	433	403	393
在籍者数 (人)	低学年	197	213	221	200	190	177
	高学年	2	2	21	32	40	52
在籍割合 (%)	低学年	46.0	50.1	53.5	53.1	53.8	58.0
	高学年	0.5	0.5	5.1	7.4	9.9	13.2

資料：俱知安町（各年4月1日現在）

■放課後児童クラブ実施場所等

施設名		俱知安小学校	北児童館	東小学校	西小学校
開設時間	平日	下校時～ 18時00分	下校時～ 18時00分	下校時～ 18時00分	下校時～ 18時00分
	土曜日	—	8時～ 18時00分	—	—
	長期休業	8時～ 18時00分	8時～ 18時00分	8時～ 18時00分	8時～ 18時00分
障がい児童受入数 (人)	令和2年	2	3	5	2
	令和3年	1	2	3	1
	令和4年	1	2	3	1
	令和5年	2	2	2	2
	令和6年	3	2	3	3

※土曜日は、各児童クラブの利用者を北児童館で受け入れています。

資料：俱知安町

5 こども・子育てをめぐる問題の動向

(1) 児童虐待相談対応件数

児童虐待の相談件数は全国的に増加しており、心理的虐待に係る相談対応件数の増加や警察等からの通告の増加が主な要因となっています。

本町の児童虐待相談対応件数は、2020（令和2）年度から2021（令和3）年度にかけて少なかったものの、2022（令和4）年度に32件と多く、2024（令和6）年度は18件となっています。

■児童虐待相談対応件数（倶知安町／単位：件）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
身体的虐待	2	1	3	3	1
保護の怠慢	3	3	0	4	3
性的虐待	0	0	0	0	0
心理的虐待	4	5	29	10	14
倶知安町 合計	9	9	32	17	18
全国 合計	205,044	207,660	214,843	225,509	—

資料：倶知安町は北海道中央児童相談所、全国はこども家庭庁

(2) 不登校等の状況

2020（令和2）年度の不登校件数は18件でしたが、2021（令和3）年度以降は増加傾向で推移しており、2024（令和6）年度は52件となっています。

こどもの事故被害件数は2020（令和2）年度から5件以内で推移している状況にあります。

また、スクールカウンセラー^{※1}の相談件数は年度によって増減がありますが、2020（令和2）年度以降は減少傾向で推移しています。

■不登校等の件数（単位：件）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
不登校件数	18	36	40	36	52
こどもの事故被害件数	1	2	5	3	5
うち交通事故件数	0	0	1	1	1
スクールカウンセラー 相談件数	127	106	120	114	68

資料：倶知安町教育委員会

※1 スクールカウンセラー

児童生徒、保護者、教職員の心のケアや問題解決を支援する心理の専門家のこと。いじめ、不登校、親子関係、学習の悩みなど、多岐にわたる相談に応じ、カウンセリングや助言を通じて、学校生活が円滑になるようサポートします。

6 母子保健事業

(1) 定期健康診査の受診状況

乳幼児健康診査は乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施しており、それぞれの健康診査でおおむね100%に近い受診率で推移しています。妊婦健康診査の受診者数は実人数、延べ人数ともに減少傾向がみられます。

また、乳幼児歯科健康診査は1歳6か月児と3歳児で実施しており、1歳6か月児は2021（令和3）年度からむし歯罹患率は0%で推移しており、3歳児のむし歯罹患率は2020（令和2）年度の15.0%から減少傾向がみられる状況です。

■定期健康診査の受診状況

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
乳児健康診査	対象者数（人）	265	252	215	222	242
	受診者数（人）	261	243	215	219	230
	受診率（%）	98.5	96.4	100.0	98.6	95.0
1歳6か月児 健康診査	対象者数（人）	140	119	117	110	110
	受診者数（人）	140	117	115	110	110
	受診率（%）	100.0	98.3	98.3	100.0	100.0
3歳児 健康診査	対象者数（人）	133	120	106	121	114
	受診者数（人）	133	120	105	120	114
	受診率（%）	100.0	100.0	99.1	99.2	100.0
妊婦健康診査	実人数（人）	200	172	171	158	124
	延べ人数（人）	1,508	1,275	1,354	1,159	860

■乳幼児歯科健康診査の実施状況

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1歳6か月児	受診者数（人）	134	117	113	110	110
	むし歯あり（人）	2	0	0	0	0
	罹患率（%）	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0
3歳児	受診者数（人）	133	120	106	121	114
	むし歯あり（人）	20	12	9	11	7
	罹患率（%）	15.0	10.0	8.5	9.1	6.1

(2) 母子健康相談等の状況

本町では、子育て支援に向けた各種相談や教室等の事業を実施しています。事業の中では、妊婦健康相談は延べ参加人数が増加傾向で推移しています。

■相談・指導等の実施状況

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
妊婦健康相談 (母子健康手帳交付時面接)	開催回数(回)	132	118	122	174	185
	延べ参加人数(人)	132	118	122	174	185
母親学級	開催回数(回)	0	0	0	6	8
	延べ参加人数(人)	0	0	0	29	35
離乳食教室	開催回数(回)	12	18	18	18	18
	延べ参加人数(人)	92	133	103	119	79
幼児食教室	開催回数(回)	0	0	0	3	3
	延べ参加人数(人)	0	0	0	14	19
子育て相談室	開催回数(回)	12	19	24	24	24
	延べ参加人数(人)	160	224	331	220	232
子育て講座	開催回数(回)	6	15	12	12	2
	延べ参加人数(人)	72	222	180	182	15

(3) 子ども医療費助成制度の状況

本町ではこれまで、0歳から中学生までのこどもを対象に、医療機関等でかかった医療費に対する助成を行ってきました。2020(令和2)年度以降の支給状況をみると、受給者証交付件数は減少傾向となっていました。

2024(令和6)年8月から18歳到達年度末まで対象年齢を拡大したため、令和6年度は受給者証交付件数、医療費支給件数及び支給額は増加しました。

■子ども医療費助成制度の支給状況

年 度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
受給者証交付件数 (件)	1,942	1,890	1,874	1,771	1,998
医療費支給件数(件)	10,890	12,551	16,189	15,419	17,848
	入院	180	136	142	200
通院	10,710	12,415	16,047	15,219	17,646
支給額(千円)	28,021	30,091	31,427	37,898	40,891
1件あたり平均額 (円)	2,573	2,397	1,941	2,457	2,291

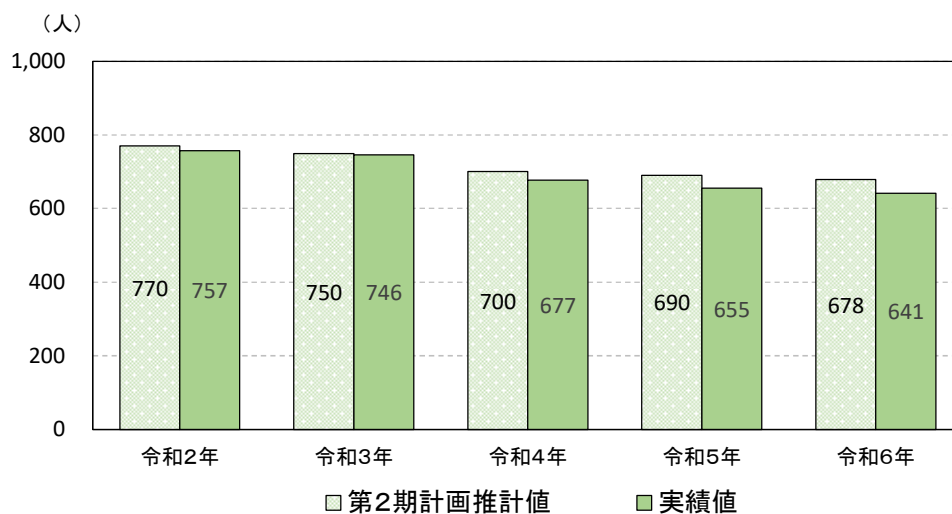
第3章 第2期俱知安町子どもプランの実施状況

1 児童人口の状況

第2期俱知安町子どもプランで推計した児童数を実績値と比較すると、就学前児童数は実績値が推計値を下回って推移しており、2024（令和6）年は推計値678人に対して実績値は641人で37人少なくなりました。

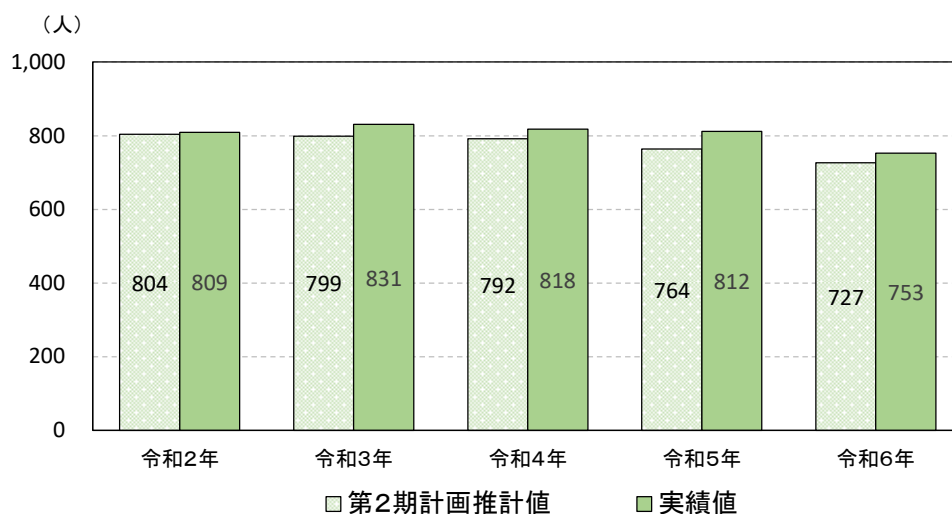
一方、小学生児童数の実績値は推計値を上回って推移し、2024（令和6）年は推計値727人に対し実績値は753人で26人多い結果となりました。

■就学前児童数の推移



※実績値：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■小学生児童数の推移



※実績値：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 教育・保育事業の状況

(1) 1号認定（3歳以上／幼稚園・認定こども園）

2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までは利用実績が量の見込みを上回っていましたが、利用実績は徐々に減少し、2023（令和5）年度以降は量の見込みを下回る実績となりました。

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	219	208	195	195	195
	確保方策		290	290	225	155	155
実績			288	242	219	175	184

実績：各年4月1日現在

(2) 2号認定（3歳以上／保育所・認定こども園）

利用実績は2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までは徐々に減少していましたが、2023（令和5）年度から増加に転じ、量の見込みを上回る実績となりました。

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	180	171	159	160	159
	確保方策		200	200	200	180	180
実績			178	175	160	177	185

実績：各年4月1日現在

(3) 3号認定（3歳未満／保育所・認定こども園）

0歳の利用実績は量の見込みを下回って推移し、最も利用実績が多い2023（令和5）年度で16人となりました。

1・2歳の利用実績は2021（令和3）年度まで量の見込みを下回りましたが、2022（令和4）年度以降は量の見込みと同等水準の利用実績で推移しました。

①0歳

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	26	25	24	23	22
	確保方策		30	30	30	30	30
実績			10	15	9	16	9

実績：各年4月1日現在

②1・2歳

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	123	126	116	111	108
	確保方策		126	126	126	126	126
実績			115	98	117	114	107

実績：各年4月1日現在

3 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

計画期間内は庁内窓口で子育てに関する相談・助言等に対応し、利用者支援事業としては実施しない計画でしたが、2020（令和2）年度から母子保健型の利用者支援事業を実施しました。

区 分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計 画	箇所数	0	0	0	0	0
基本型・特定型		0	0	0	0	0
母子保健型		0	0	0	0	0
実 績		1	1	1	1	1
基本型・特定型		0	0	0	0	0
母子保健型		1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

当事業の利用実績は量の見込みを下回って推移していましたが、2024（令和6）年度の利用実績は量の見込みを上回りました。

区 分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計 画	量の見込み	584	584	544	525	510
	確保方策	600	600	600	600	600
実 績	人回/月	420	460	479	444	627

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

当事業の利用実績は量の見込みを下回って推移しました。

区 分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計 画	量の見込み	1,666	1,596	1,540	1,498	1,456
	確保方策	1,666	1,596	1,540	1,498	1,456
実 績	回	1,508	1,275	1,354	1,159	860

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

当事業の2020（令和2）年度の実績は量の見込みを上回りましたが、2021（令和3）年度以降の実績は量の見込みと同等の水準で推移しました。

区 分		単 位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計 画	量の見込み	人	119	114	110	107	104
	確保方策		119	114	110	107	104
実 績			138	110	110	105	93

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

当事業の実績は年度によって増減があり、2021（令和3）年度及び2023（令和5）年度の実績は量の見込みを上回りました。

区 分		単 位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計 画	量の見込み	人	15	15	15	15	15
	確保方策		15	15	15	15	15
実 績			13	20	7	16	6

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業^{※2}・トワイライトステイ事業^{※3}）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

計画策定時は量の見込み及び確保方策はありませんでしたが、2022（令和4）年度から当事業を実施し、2022（令和4）年度及び2023（令和5）年度で利用実績がありました。

区 分		単 位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計 画	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	7	28	0

※2 ショートステイ事業

保護者の病気・出産・育児疲れ・仕事などの理由で一時的に家庭での育児が困難になった際に、こどもを児童養護施設などで短期間預かり、養育・保護する事業のこと。

※3 トワイライトステイ事業

保護者の残業や病気、育児疲れなどで平日の夜間や休日に一時的にこどもを養育できなくなった際に、児童養護施設などでこどもを預かり、夕方から夜間（約16時～21時頃）を中心にこどもを保護・食事提供などを行う事業のこと。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業※4）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

当事業は本町で実施しておらず、利用実績はありませんでした。

区 分		単 位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計 画	量の見込み	人日	21	21	21	21	19
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

幼稚園における預かり保育の利用実績は量の見込みを下回って推移しました。また、保育所内での一時預かりは予定どおり2023（令和5）年度から事業を開始しましたが、量の見込みを下回る実績となりました。

■幼稚園における預かり保育

区 分		単 位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計 画	量の見込み	人日	11,027	10,474	9,819	9,819	9,819
	確保方策		12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
実 績			7,540	7,645	6,928	6,756	9,144

■保育所やその他の場所での一時預かり

区 分		単 位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計 画	量の見込み	人日	254	247	231	228	224
	確保方策		0	0	0	228	224
実 績			0	0	0	27	102

※4 ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の保護者と子育てを支援したい地域住民が会員となり、相互にこどもの預かりなどの援助を行う事業のこと。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けたことについても、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

2023（令和5）年度から当事業の実施に向けた検討を進めてきましたが、通常保育における保育士確保を優先し、計画期間内における当事業の実施は見送ることとしました。

区 分		単 位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計 画	量の見込み	人	18	17	16	16	16
	確保方策		0	0	0	16	16
実 績			0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業

病児について、医療機関・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

当事業は本町で実施しておらず、利用実績はありませんでした。

区 分		単 位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計 画	量の見込み	人日	337	328	306	302	296
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

当事業の利用実績には増加傾向が見られましたが、いずれの年度も量の見込みを下回って推移しました。

区 分		単 位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計 画	量の見込み	人	233	235	255	252	246
	1年生		84	80	105	82	87
	2年生		85	73	69	91	71
	3年生		49	46	39	37	49
	4年生		14	30	28	24	23
	5年生		1	5	11	11	9
	6年生		0	1	3	7	7
	確保方策		220	220	220	260	260
実 績			205	215	235	238	241
1年生	99		75	92	65	70	
2年生	89		86	64	90	61	
3年生	16		52	59	50	71	
4年生	1		2	18	25	27	
5年生	0		0	2	7	10	
6年生	0	0	0	1	2		

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

いつの時代でも、こどもの健やかな成長は親の願いであると同時に、社会全体の願いでもあります。将来を担うこどもは社会の希望であり、倶知安町の未来をつくる力となります。こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人のこどもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域社会にとって重要な課題です。

子育てとは本来、保護者が第一義的な責任のもと、限らない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、また、こどもが成長する姿に感動して、保護者自身も成長するという、喜びや生きがいをもたらすものです。

こども一人一人の成長や家庭の状況に応じた支援を行い、すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境を整えること、また、こどもを産みたい、育てたいと思える社会インフラ環境や、サポート体制を確立させていくことにより、こどもの笑顔があふれる活気ある地域づくりを目指していくことが重要だと考えます。

併せて、2023（令和5）年4月に施行された「こども基本法」では、すべてのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすることとされています。

このことから、倶知安町にある自然環境や地域資源、地域社会との関係のもとで、「こどもの最善の利益」が実現され、また、何よりもこどもの人権が尊重され、すべてのこどもの育ち（発達）が保障される地域社会を目指し、次の基本理念を掲げます。

— 基本理念 —

**すべてのこどもが明るく健やかに
成長できるまち 倶知安**

本計画の推進を通じて、こどものより良い育ちを社会全体で支え、こどもの人権と最善の利益が尊重されるよう、必要となる支援を等しく受けられる環境を整え、すべてのこどもを支援する視点を持って取り組みます。

また、保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら、妊娠、出産、子育てをする上で、不安や負担感、孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組みます。

妊娠・出産から成人まで一貫した「子育て・子育ち」の方針となる「(仮称) くっちゃん子条例」の制定を目指し、本計画の基本理念の具現化に向け取り組みます。

2 基本的な視点

基本理念を受け、本計画における基本的な視点を次の4点にまとめます。

(1) こどもの視点

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、基本的人権がこどもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約です。この条約の中で、こども一人一人を「権利の主体」として尊重することが求められています。

ものごとを進めるときには、こどもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、大人だけでなく、こどもの視点に立った取組を進めていきます。

(2) 次代の親づくりという視点

こどもは次代を担うという認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立ったこどもの健全育成のための取組を進めることが必要です。

特に、少子化問題はそのときどきの国民意識や社会背景・経済情勢によって、大きく影響されるものであり、また、次の世代へと順次引き継ぎ、改善されなければならない問題であるといえます。

子育ては、「人づくり」であり、その成果は短期的に現れるものばかりではなく、長期的な視点に立った次代の親づくりの視点をもって取組を進めていきます。

(3) 社会全体でこどもを育てる視点

子育ての基本は家庭にあります。こどもは社会を構成する重要な一員であることから、こどもを心身ともに健やかに育てるためには、家庭はもとより子育てに携わる関係者をはじめ、学校、地域、企業、関係機関・団体、行政などが、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力を図っていくことが必要です。

そのため、こどもや子育て家庭を社会全体で支援し、すべてのこどもが自立した個人として健やかに成長することができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めていきます。

(4) すべてのこどもと家庭への支援の視点

こども・子育て支援は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立等の問題を踏まえ、広くすべてのこどもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

そのため、子育てをしている家庭の負担を軽減できるように、子育て支援サービスの充実を図るとともに、支援を必要としている家庭に寄り添ったきめ細やかな支援を進めていきます。

3 施策の基本目標

本計画では、基本理念を実現するため、4つの基本的な視点に立ち、次の7つを本計画における基本目標として、総合的に施策を推進します。

(1) 地域における子育ての支援

こどもの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心して子育てができるよう支援を行うため、地域における様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等を活用した取組を推進します。

(2) 母とこどもの健康の保持・増進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、次代の担い手となるこどもを安心して産み、ゆとりを持って育てるための基盤となるものです。妊娠・出産・子育てが安全にかつ快適にできるよう、妊娠早期からの健康管理を促す支援を強化し、安心して妊娠・出産・子育てができるような取組を推進します。

(3) こどもの教育環境の整備

次代の担い手であるこどもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、こどもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域の教育力を向上させるための支援の充実などの取組を推進するとともに、こどもを産み育てることの喜びを実感できる環境の整備を推進します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

現状は、地価の上昇、家賃の高騰や住宅不足などの状況下にありますが、こどもとその保護者が、安心して快適に暮らすことができるよう、住宅情報の提供や外出しやすい環境づくりなど、子育てに配慮した総合的なまちづくりを推進します。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育てを両立させるためには、働き方の見直し等が必要です。国・北海道・関係団体と連携を図りながら、仕事と子育ての両立を支援する法律等の広報・啓発活動に努めます。

(6) こどもの権利と安全の確保

「子どもの権利条約」は、こどもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」という4つの権利を定めています。本計画においても「こどもの権利」を擁護する体制を定めるとともに、こどもの権利に関する市民の意識の向上とこどもの意見表明・参加機会の充実に努めます。

また、こどもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぐため、関係機関等と連携した活動を推進します。

(7) 支援を必要とするこども等への取組の推進

児童虐待の防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援、障がい児施策の充実等を通じ、支援を必要とするこども等に対して、身近な地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

4 施策の体系



第5章 施策の展開

基本目標1 地域における子育ての支援

(1) 保育サービスの充実

働く人の生活環境やライフスタイルに合わせて、多様な働き方を選択できる社会の実現が求められており、保育ニーズも多様化しています。

本町では通常の教育・保育を中心に、子育て家庭の状況・ニーズに対応した一時預かりを実施していますが、今後も利用者のニーズに沿った教育・保育サービスの充実とさらなる質の向上を目指します。

取組	取組内容	担当課
通常保育事業	保護者の労働や疾病等によって、家庭において十分に保育をすることができない等の児童を受け入れます。	こども未来課
一時保育事業	子育て中の保護者の育児疲れの解消や、急病、断続的な就労形態などに対応するため、一時預かり保育の実施を継続します。	こども未来課
延長保育事業	仕事などのため、通常の保育所の開所時間を超えて児童の保育を希望する保護者からのニーズや、アンケート調査結果における保育時間の延長希望が多いことから、通常保育の体制を確保した上で、当事業の実施に向けた検討を行います。	こども未来課
乳児等のための支援給付（乳児等通園支援事業）	保育園や認定こども園に通っていない0歳～2歳のこどもを対象に、時間単位でこどもを預かる事業を2025（令和7）年度から乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）として実施しています。 2026（令和8）年度からは「乳児等のための支援給付」として当事業を推進します。	こども未来課
保育内容充実のための研修制度	保育内容や保育士の資質の向上を図るため、各種研修会等に積極的に参加し、その充実に努めます。	こども未来課
認定こども園における子育て支援事業	各認定こども園では、保護者の就労や様々な事情により保育を希望する保護者のために通常保育終了後、または園が保育を行っていない長期休業期間中に預かり保育を行います。	こども未来課

(2) 人材確保の推進

近年は、全国的に保育士などの教育・保育事業における人材不足が深刻化しており、本町においても延長保育などのニーズに答えられていない状況にあります。

今後も、保育士確保と定着促進に向けて、一時金の交付や奨学金の返済への支援のほか、中学生・高校生の職場体験や保育士等養成教育機関訪問を継続します。

取組	取組内容	担当課
保育人材確保一時金交付事業	新たな人材の確保と一定期間の離職防止を図るため、町内認可保育所、認定こども園、放課後児童クラブに保育士等として勤務する方に倶知安町保育人材確保一時金を交付します。	こども未来課
保育士等奨学金返還支援事業	町内に居住し、町内の認定こども園または認可保育所に勤務している保育士・保育教諭の方の奨学金返還額の一部を助成します。	こども未来課

(3) 子育て支援サービスの充実

子ども・子育て支援制度では、保育に欠ける家庭だけでなく、すべての子育て家庭における児童の養育を支援し、子育てしやすい環境の整備を図ることとしています。

このため、保育所や認定こども園、子育て支援センターにおける子育て支援サービスの充実に努めるほか、乳幼児健康診査時等に随時実施している子育てに関する情報の提供や相談・助言についても、細やかな対応に努めます。

取組	取組内容	担当課
地域子育て支援センター事業	「くっちゃん保育所ぬくぬく」内に併設の子育て支援センターで、電話における子育て相談や来所相談を随時実施し、子育て支援に関する相談や助言を行います。 子育て支援センターでは、親子で一緒に遊びを体験する場を提供するとともに、保護者同士の交流の場、地域においての育児に関する情報交換を行う場の提供を通じて、育児不安の解消や保護者の仲間づくりを推進します。 また、子育て支援に関する講習会・セミナー等を実施し、保護者同士の交流を促進するためのレクリエーション事業の充実に努めます。	こども未来課

取組	取組内容	担当課
子育て情報の提供の充実	<p>母子健康手帳交付時、赤ちゃん訪問時、あるいは転入手続時に、町の母子保健事業をまとめた「母子保健ガイド」を配布します。</p> <p>また、広報「暮らしのカレンダー」に毎月の健康診査や育児相談室、離乳食教室の日程を掲載し、また必要時には町公式SNSを通じて情報提供を行うほか、広報紙にてその時期に合わせた子育て情報を掲載します。</p> <p>これらの情報提供媒体において、保護者やこどもの状況に応じ、適切なサービスを的確に選ぶことに役立つ情報提供の充実を図ります。</p>	こども未来課
地域ボランティア団体等への支援	<p>ボランティア団体、地域、行政、子育て経験者などが連携協働し、子育ての助言、子育てサークルの活動支援など、子育て支援の取組に努めます。</p>	こども未来課
子育て短期支援事業	<p>町外の児童養護施設への委託により、保護者の疾病その他の理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、一定期間、児童の養育・保護を行います。</p>	こども未来課
ファミリー・サポート・センター事業	<p>子育ての「手助けがほしい人」「手助けができる人」を会員として、児童の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の実施について検討を行います。</p>	こども未来課

(4) 子育て支援のネットワークづくり

本町では民生委員・児童委員による活動を進めてきたほか、子育て支援センター等において保護者同士の交流の場づくりや子育て支援のネットワークづくりに努めてきました。

今後も関係機関の連携による子育て支援を推進し、地域全体で子育て家庭を支える環境の充実を目指すとともに、子育て支援に適した人材の育成と発掘に努め、子育て支援サービスのネットワーク化を進めます。

取組	取組内容	担当課
民生委員・児童委員活動	<p>地域における身近な相談者である民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、子育て支援に関する情報提供や地域の子育て世帯状況等について情報共有を図ります。</p> <p>また、委員活動の充実や資質を高めるための研修会を開催し、今後も活動の充実に努めます。</p>	福祉医療課
子育てサークルの育成	<p>子育てサークルを実施している団体、関係機関の支援を図り、子育てサークルの育成の充実に努めます。</p> <p>また、遊びや保育に関する技能・知識等に関する講習会等の開催や子育てサークルの運営の充実を図る支援も行っていきます。</p>	社会教育課 こども未来課

取組	取組内容	担当課
地域子育て支援センター事業(再掲)	<p>「くっちゃん保育所ぬくぬく」内に併設の子育て支援センターで電話における子育て相談や来所相談を随時実施し、子育て支援に関する相談や助言を行います。</p> <p>子育て支援センターでは、親子で一緒に遊びを体験する場を提供するとともに保護者同士の交流の場、地域においての育児に関する情報交換を行う場の提供を通じて、育児不安の解消や保護者の仲間づくりを推進します。</p> <p>また、子育て支援に関する講習会・セミナー等を実施し、保護者同士の交流を促進するためのレクリエーション事業の充実に努めます。</p>	こども未来課

(5) 経済的支援の推進

経済的支援は、保護者の健康状態や就労状況にかかわらず、世帯の日々の生活を安定させる観点から非常に重要です。

アンケート調査における自由意見では、就学前児童のいる世帯及び小学生のいる世帯ともに保育料の軽減など経済的支援の声も多く、経済的な支援の充実が強く求められていると考えられます。

そのため、子育て世帯に対する様々な経済的支援の充実に努めるとともに、ひとり親家庭や障がいのあるこどもと家庭への支援を推進します。

また、すべてのこどもが安心して教育を受けられるよう、就学援助・高校生等奨学給付金の実施等により、修学に係る経済的負担の軽減を図ります。

1) 子育て家庭等への支援

取組	取組内容	担当課
児童手当	18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を養育している方を対象に手当を支給します。	こども未来課
幼児教育・保育の無償化	<p>幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児クラスから5歳児クラスのすべてのこどもたちの保育料を無償化します。</p> <p>また、0歳児クラスから2歳児クラスのこどもたちについては、多子世帯への保育料軽減のほか、住民税非課税世帯を対象として保育料を無償化します。</p>	こども未来課
学校給食費の免除	<p>町内の小中学校に3人以上の児童生徒が通っている第3子以降の児童生徒の給食費を免除します。</p> <p>今後は、国の動向を踏まえた上で、給食費無償化に向けた検討を進めます。</p>	学校教育課
子ども医療費助成制度	本町に住んでいる18歳到達年度末までのこどもが医療機関等で診療を受けたときの保険診療に係る医療費の一部を助成します。	福祉医療課

取組	取組内容	担当課
妊婦のための支援給付	妊産婦への経済的支援の観点から、妊婦に対して、妊婦であることの認定後に5万円、妊娠しているこどもの人数に5万円を乗じた額を給付します。	こども未来課
出生祝金	第3子以降の誕生につき、1人5万円を支給します。	こども未来課
義務教育段階の就学援助	児童生徒の保護者が要保護・準要保護に該当した場合、生活保護法に基づく教育扶助と重複しない費目（学用品、通学用品、校外活動費など）を対象として、就学援助を行います。	学校教育課
高校生等奨学金給付金	高等学校、大学、特別支援学校などの学校に在籍している人を対象に奨学金を給付します。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費負担等	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者のうち、世帯収入が別に定めた条件以下となる世帯を対象に、学用品費、通学用品費、校外活動費などの助成を行います。	学校教育課
生活福祉資金貸付事業	厚生労働省の要綱に基づいて北海道社会福祉協議会が主体となり、他の貸付制度が利用できない低所得者世帯や障がいのある方、高齢者世帯の経済的自立と生活の安定のため、倶知安町社会福祉協議会が、相談及び申請、償還指導等の窓口となり実施します。	倶知安町 社会福祉協議会
愛情金庫貸付事業	低所得者世帯で、日常生活は維持しているものの不時の出費により生計の維持が困難な状況となった方に対し、衣食住その他生活のために必要な応急資金の貸付け並びに貸付世帯の生活安定のために相談、助言を行います。 また、生活保護受給世帯については、担当ケースワーカーをはじめ関係機関との協働により行います。	倶知安町 社会福祉協議会

2) ひとり親家庭への支援

取組	取組内容	担当課
ひとり親家庭支援の情報提供	ひとり親家庭が新しい生活を始めるための「ガイドブック」の配布や児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付などの各種支援制度について、倶知安町公式ホームページや広報紙などを通じた情報提供の充実に努めます。	こども未来課
児童扶養手当の支給	婚姻によらない出生もしくは父または母の死亡、生死不明などの場合で、父または母と生計を同じくしていない児童を養育する父または母または養育者に児童扶養手当を支給します。	こども未来課
ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等の方が、医療機関等で診療を受けたときの保険診療に係る医療費の一部を助成します。	福祉医療課

取組	取組内容	担当課
ひとり親家庭等の中学校卒業祝金	ひとり親家庭または特別支援学級の生徒で、中学卒業後、就職、自営、療養のため進学しない場合、1人5万円を支給します。	こども未来課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母等が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上の養成機関等で修業する場合等に支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするものです。	後志総合振興局 (保健環境部社会福祉課)
母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母等の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講し、修了した場合、経費の一部が支給されます。	後志総合振興局 (保健環境部社会福祉課)

3) 障がいのあるこどもと家庭への支援

取組	取組内容	担当課
特別児童扶養手当	身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童を養育している保護者等を対象に手当を支給します。	こども未来課
障害児福祉手当	重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。	福祉医療課
重度心身障がい者医療費助成制度	重度心身障がい者の方が医療機関等で診療を受けたときの保険診療に係る医療費の一部を助成します。	福祉医療課
特別支援教育就学奨励費負担等(再掲)	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者のうち、世帯収入が別に定めた条件以下となる世帯を対象に、学用品費、通学用品費、校外活動費などの助成を行います。	学校教育課

基本目標2 母とこどもの健康の保持・増進

(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

アンケート調査によると、子育てをする上で感じることとして、約30%が「こどもを叱りすぎているような気がする」「こどもの発達や健康、食事や栄養などが心配である」と回答しています。

本町では、母子健康手帳交付時、全員に保健指導を実施し、全員が妊婦一般健康診査を受診しています。

また、乳幼児健康診査は4か月、10か月、1歳6か月、3歳児健康診査を必須としていることに加え、必要に応じて間の月齢で健康診査を実施することで、養育者の心配へのきめ細やかな対応、疾病・心身障がいの早期発見へつなげています。

今後も妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実に努めるとともに、妊娠・出産から子育て期への切れ目のない支援体制づくりを推進します。

取組	取組内容	担当課
母子健康手帳交付及び妊産婦健康診査事業	妊娠の届出があった妊婦に対し、母子健康手帳の交付と妊産婦一般健康診査受診票及び超音波検査の助成券を発行し、専門医療機関を確実に受診することにより、妊婦の健康保持・増進を図ります。 今後も引き続き、妊娠中の各時期に合わせた適切な受診につながるよう、交付時の保健指導とともに、経済的負担を軽減する公費助成を行い、妊婦の健康保持及び胎児の育ちを支援します。	こども未来課
パパママ学級	妊婦とパートナーを対象に、沐浴実習・妊婦疑似体験などを行います。	こども未来課
母親学級	妊婦を対象に助産師による出産、産後の生活の講話や妊婦・ベビーサロン参加の赤ちゃんや産婦との交流を行います。	こども未来課
ベビーサロン	産後1～4か月頃の赤ちゃんと家族を対象に、赤ちゃんとの交流、お産の振り返り、子育て支援センターで赤ちゃんとの遊び体験を行います。	こども未来課
産後ケア事業	産後に支援が必要な方へ、助産師等の専門職が支援を行い、乳房ケアや授乳のアドバイスなどを通し、子育てをサポートします。	こども未来課
妊産婦・新生児・乳幼児訪問事業	①初妊婦・初産婦のケース、②生活環境・健康上のハイリスク者で訪問による指導が必要な妊産婦のケース、③第1子や出産後の訪問希望者のケース、に重点を置きつつ、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」と連動し、出生後4か月までに保健師や看護師が全戸訪問を実施します。また、各種乳幼児健康診査・相談における経過観察児、健康診査未受診児などに、個別に訪問指導を実施するなど、個々の状態に応じた支援の充実に努めます。	こども未来課

取組	取組内容	担当課
養育支援訪問事業	<p>妊娠～育児期に養育支援を必要とする家庭に対して、保健師や看護師が家庭訪問を行い、育児情報の提供、育児支援、養育環境の確認、必要な機関の利用等の助言を行います。</p> <p>また、養育支援を必要とする家庭を訪問することにより、児童虐待の早期把握、医療機関及び地域の子育てに関する機関との情報共有などの切れ目のない支援を行います。</p>	こども未来課
乳幼児健康診査事業	<p>乳幼児期を対象に医師診察、発達・栄養・歯科相談などを実施し、乳児及び幼児の健康の保持増進を図るとともに、保護者の心配ごとや悩みへの対応として、多職種、他機関と連携を図り支援します。</p> <p>また、5歳児健康診査を導入し、こどもの特性に気づき、特性に合わせた関わりやその子を取り巻く生活や環境の調整を幼少期から行い、就学以降もその子らしく健康的に暮らせるよう、切れ目のない支援の実現に努めます。</p>	こども未来課
むし歯予防教室	<p>未就学児を対象に、フッ素塗布に合わせた歯科検診及び歯科衛生士による指導を行うむし歯予防教室を月1回行っていました。コロナ禍以降は休止しています。</p> <p>乳幼児のむし歯予防を図るためにも、今後のあり方について検討を行います。</p>	こども未来課
母子相談事業	<p>妊娠、出産、子育て期にわたり、保護者とこどもが心身の健康を保持し、安心して子育てができるよう、子育て相談室などでの来所相談や電話相談、家庭訪問を通じて、保健師、看護師、栄養士がサポートを行います。</p>	こども未来課
心配ごと相談事業	<p>毎週木曜日の午後、保健福祉会館において民生委員児童委員協議会より選任された常任相談員8名で「心配ごと相談所」を開設しています。</p> <p>また、各地区の民生委員は地区相談員として、地域住民の日常的な相談に応じます。</p>	倶知安町 社会福祉協議会
こども家庭センター事業	<p>子育て世代包括支援センターの機能と児童福祉に関する包括的な支援を実施する「こども家庭センター」において、全ての妊産婦、子育て家庭、こどもを対象に切れ目のない相談・支援を行います。</p>	こども未来課
妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）	<p>妊娠期から出産・子育て期まで、面談等を通じて出産・育児等の相談やそれぞれに応じた情報提供を行い、必要な支援につなげます。</p>	こども未来課

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

10代の人工妊娠中絶、若年出産や性感染症罹患率が増える傾向にあり、また、喫煙、薬物の問題が顕在化しています。

このため、学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、各教科、道徳、特別活動を通じて、性教育、喫煙防止教育、薬物乱用防止教育などの思春期教室を実施していますが、今後さらに医療機関、保健機関などと連携を深めながら性や性感染症の教育、喫煙や薬物に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

取組	取組内容	担当課
性教育の実施	<p>学校教育において、児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的、倫理的な面から理解し、性に対する健全な態度を培い、現代社会にふさわしい性道徳を確立するための教育を進めます。</p> <p>具体的には、生きることの根源に関わる性の問題について、学校と地域社会が連携して、正しい情報をこどもたちへ伝えていくことに努め、男女共同参画社会の実現に向け、異性の特性や違いを受け止め、互いに相手の良さや人格を認め合う道徳教育の推進を進めます。</p>	学校教育課
喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の実施	<p>学校教育において、児童生徒の心身の発達段階に応じて、健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する指導を充実するとともに、警察や医療機関などの関係機関と連携を図り、児童生徒の健康で安全な生活を築こうとする態度の育成と保護者への啓発に努めます。また、警察や地域社会、家庭と連携を図りながら、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止の教育に努め、皆で見守る目を養っていきます。</p>	学校教育課
プレコンセプションケア ^{※5} の推進	<p>こども一人一人が性や健康に関する正しい知識を持ち、健康的な生活を送ることで、将来の自身の可能性を広げることができるよう、町内の各学校において思春期教室を実施します。</p> <p>また、プレコンセプションケアに関する相談支援体制について検討を進めます。</p>	こども未来課

(3) 食育の推進

朝食欠食などの食習慣の乱れが、こどもの心と体の健康問題に大きく関係しており、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間形成や家族関係づくりによる心身の健全な育成を図ることが求められています。

※5 プレコンセプションケア

性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めた将来設計や将来の健康を考えて健康管理を行う取組のこと。

今後も保育所や学校との連携を通じて、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食の指導や食事づくり等の体験学習を進めるとともに、給食調理に関する栄養士の研修会や食に関する情報の提供に努めます。

取組	取組内容	担当課
ベビークッキングスクール	乳児を持つ保護者に対し、乳児の発達段階に応じた栄養の摂取と食行動全体における正しい食生活習慣を習得してもらい、併せて保護者同士の仲間づくり及び育児についての話し合いの場を提供しています。また、保健師による相談や保育士等による絵本の読み聞かせ・親子遊び等を行いながら、育児支援の充実に努めます。	こども未来課
親子でかむかむクッキング	満1歳～1歳6か月位までの幼児を持つ保護者に対して、幼児の発達段階に応じた食事形態や調理の基本を実習することで習得してもらおうと同時に、保護者同士の仲間づくりの場として提供しています。また、こどもが同年代の他児と食事をすることで、積極的に自ら食事をとる意欲を引き出し、育児支援の充実に努めます。	こども未来課
食育指導の充実	小学校においてこどもたちが食に関心をもち、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付け、健康管理が行えるよう、食育指導の充実に努めるとともに、家庭における食習慣の指導も併せて行います。	学校教育課
妊婦・乳幼児栄養指導	母体の健康及び胎児の発育や乳幼児期の栄養指導は、健康と食習慣形成の上で重要であり、妊娠届出時（初産婦）、乳幼児健康診査、各種相談などで実施し、今後も指導内容の充実に努めます。	こども未来課
保育所給食・学校給食の充実	北海道及び地場産物の食材を活用し、より特色ある保育所給食や学校給食の充実に努めます。	こども未来課 学校教育課

(4) 小児医療の充実

安心してこどもを産み、こどもたちが健康で暮らせる環境をつくるためには、小児医療体制を確立していくことが必要です。

全国的に郡部における医師不足は改善の兆しがみえない状況ですが、小児医療については倶知安厚生病院のほか個人病院にも開設されており、小児救急医療も含め、今後も体制整備に努めます。

また、小児医療体制の確保と併せて、予防接種によってこどもたちの疾病の発生及びまん延を予防するとともに、いつでも相談できる窓口の体制整備や育児相談の充実に努めます。

取組	取組内容	担当課
小児科医の日曜・救急当番医	医師会の協力を得ながら、救急医療の充実に努めていますが、さらに、保護者が安心して育児ができるように、羊蹄医師会へ要請しながら、医療の確保・充実に努めます。	福祉医療課

取組	取組内容	担当課
予防対策事業	<p>感染症の発生及びまん延予防のため、法で定められた定期の予防接種を行います。</p> <p>適切な時期での接種を促しながら、今後はより一層、接種率の向上を目指すとともに、疾病の発生及びまん延の防止に努めます。</p>	福祉医療課
乳幼児健康診査事業（再掲）	<p>乳幼児期を対象に医師診察、発達・栄養・歯科相談などを実施し、乳児及び幼児の健康の保持増進を図るとともに、保護者の心配ごとや悩みへの対応として多職種、他機関と連携を図り支援します。</p> <p>また、5歳児健康診査を導入し、こどもの特性に気づき、特性に合わせた関わりやその子を取り巻く生活や環境の調整を幼少期から行い、就学以降もその子らしく健康的に暮らせるよう切れ目のない支援の実現に努めます。</p>	こども未来課

基本目標3 こどもの教育環境の整備

(1) 学校教育の充実

次代の担い手であるこどもは、活気にあふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう個性豊かに生きる力を伸ばしていくことが必要です。

アンケート調査結果では、小学生の保護者がこどもに身に付けてほしいこととして、「周りの人との関係をうまくつくる力」が約63%で最も多く、次いで基礎学力とともに「相手に自分の考えを伝える力」や「道徳や思いやりの心」が上位の回答となりました。

このような状況を踏まえ、学校における教育環境の充実に努めるとともに、地域・家庭との連携協力により地域とともにある学校づくりを推進します。

取組	取組内容	担当課
幼児教育の充実	こどもの発達状況や興味・関心等を踏まえながら、様々な体験活動を通じてこどもが身近な環境に主体的に関わることができるよう、認定こども園の協力により幼児教育のさらなる充実を図ります。	こども未来課
幼保小の協働による架け橋期の教育の充実	幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けて、架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）におけるカリキュラムの作成など、幼児教育施設で育まれた資質・能力を踏まえた教育活動を幼保小が協働で推進する体制の充実を図ります。	こども未来課 学校教育課
「俱知安プラン」の推進	小中学校において「町内6校で統一した独自の取組」として、義務教育9年間で培うべき資質・能力を段階的に積み上げていく「俱知安プラン」を引き続き推進します。	学校教育課
児童生徒の指導・援助の充実	各学校で、児童生徒の理解に基づき一人一人の存在感を高める積極的な生徒指導を行うとともに、各学校や関係機関が連携を強化し、社会の中で自分らしく生きることができ、一人一人の自己実現が図られる指導や援助の充実に努めます。	学校教育課
個別の支援を必要とする児童への対応	個別の支援を必要とする児童生徒に対応するため、学習支援員 ^{※6} を配置するとともに、教育支援コーディネーター ^{※7} の配置を通じてきめ細かな支援と情報の提供や教育相談を行います。	学校教育課
適応指導教室『談』の運営	適応指導教室『談』において教育支援コーディネーターに加えて教育支援員を配置し、学校や関係機関との密な連携を基盤とした指導体制の充実を図ります。	学校教育課

※6 学習支援員

小中学校などで、特別な支援が必要な児童生徒の学習をサポートする職員のこと。

※7 教育支援コーディネーター

障がいのあるこどもたちへの支援を学校全体で推進するため、校内外の関係者と連携・調整を行い、個別の教育支援計画の策定や実行をサポートする役割を担う職員のこと。

取組	取組内容	担当課
英語教育の充実	国際色豊かな本町の特性を生かし、国際感覚や語学力を備えた人材育成の観点から英語力向上の取組を推進します。	学校教育課
学校DXの推進	小中学校にデジタル教科書を配備し、児童生徒の学習環境の充実を図ります。 また、校務のデジタル化を推進し、こどもの育ちを教職員全体で見守るきめ細かな指導の充実等を図ります。	学校教育課
教材・教具の充実	小中学校の児童生徒が「確かな学力」を育むための教材・教具の充実に努めます。	学校教育課
学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の推進	学校が地域・家庭と連携協力し、地域とともにある学校づくりを推進するため、町内各小中学校に学校運営協議会を設置し、保護者や地域の意見を参考にしながら創意ある学校運営を目指します。 また、地域学校協働活動推進員が担い手となり、総合学習や地域活動のコーディネート、広報紙等による学校活動の周知などの地域連携活動を推進します。	社会教育課
学校2学期制の推進	学校生活の中に、より教育効果のある学習を展開するために必要な「時間的・精神的ゆとり」を生み出し、教師と子どもたちのふれあいを基盤とした教育活動の実現に努めます。	学校教育課

（2）児童生徒の健全育成

青少年健全育成事業や体験活動などの充実に努め、俱知安町に住むこどもの豊かな感性を育て、様々な体験や人とのふれあいにより人間的な成長ができるように促します。

また、いじめ、非行や不登校等の問題行動については、俱知安町青少年問題協議会を中心として、関係機関と地域の連携を強化し、適切な対応に努めます。

取組	取組内容	担当課
スクールカウンセラー等の配置	週1回、1日4時間程度スクールカウンセラーを中学校に配置し、相談室で生徒や保護者の相談を受けられるようにします。また、小学校から依頼あった場合には小学校に出向き、相談を受けます。 今後は児童生徒への相談支援の充実を図るため、こどもの福祉に係る人材の配置拡充に向けた検討を進めます。	学校教育課
不登校の子どもへの支援	適応指導教室『談』の運営やスクールカウンセラーの配置を通じて、不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行います。 また、不登校や病気の児童生徒に学びの機会を提供するため、リモート授業を実施します。	学校教育課

取組	取組内容	担当課
<p>倶知安風土館運営事業</p>	<p>小中学生向け体験イベント「寺子屋ミュージアム」、調査イベント「倶知安いきもの調査隊」の実施や、各小中学校の総合学習などの教育支援を実施しています。</p> <p>今後も地域の自然や文化の調査研究と調査普及を担う博物館として、学校教育や地域との連携拡充を図りながら、次世代育成と世代交流の場の創出に努めます。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>小川原脩記念美術館運営事業</p>	<p>倶知安町の風土の中で、独自の画風をなした小川原脩の作品を中心に、郷土ゆかりの美術作家の作品を展示、保存し、町民のための充実した文化余暇活動の場と機会を提供し、地域の文化、教育の振興に努めます。</p> <p>「ふるさと」をテーマとした絵画コンクールを継続し、こどもたちにとって、自分たちが住む「故郷」を再認識する機会となり、併せて芸術文化に関わりを持つ機会の拡充と人材育成につながることから、児童が参加しやすい環境づくりを検討していきます。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>スポーツ少年団活動の支援・指導者の育成</p>	<p>(財)日本スポーツ協会等主催の講習会の案内を関係団体(スポーツ協会加盟団体・スポーツ少年団等)に周知やPR、資格取得の勧奨を行い、広い分野の指導者の育成に努めます。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>スポーツ教室の支援の充実</p>	<p>健全な心身の発達と体育・スポーツの普及振興を図るため、倶知安町スポーツ協会に加盟している各団体が実施する事業・スポーツ教室などに、施設、設備等の開放を行い、各種スポーツ教室の支援の充実に努めます。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>児童館運営事業</p>	<p>児童館は、児童に健全な遊び場を提供し、生活指導等を通じて心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的として設置・運営しています。</p> <p>今後も児童支援員の下で、様々な遊びや各種の行事を通して、心身の健全な発達を助長するとともに、様々な年齢のこどもたちのふれあいを通じた仲間づくりなどを積極的に行い事業の充実に努めます。</p>	<p>こども未来課</p>
<p>放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)</p>	<p>児童館や学校の余裕教室を利用して、昼間家庭に保護者のいない児童が安心して過ごせる環境を確保し、児童支援員の指導のもと、児童の健全育成を図るための事業です。</p> <p>利用ニーズに対応するための支援員の確保を図るとともに、活動内容の充実に努めます。</p> <p>また、児童が過ごす環境を良好に保つため、施設の適切な維持管理を推進します。</p>	<p>こども未来課</p>
<p>親子で楽しめるイベント</p>	<p>「じゃがまつり」や「雪トピアフェスティバル」など、親子が気軽に参加し交流を図りながら、児童の健全育成を図れるようなイベント内容の充実に努めます。</p>	<p>観光商工課</p>

取組	取組内容	担当課
地域子ども会の連携	<p>地域子ども会相互の連携を図り、会の発展向上と青少年の健全育成を図ることを目的とした、倶知安町地域子ども会育成連絡協議会を設置し、子ども会安全共済会の手続や交流事業など各種事業を行います。</p>	社会教育課
くっちゃんワンダーキッズ	<p>様々な体験活動のほかに、芸術・文化・科学・スポーツ・交流など、遊び心を通して友だちづくりや郷土を愛する心を育てることを目的としてくっちゃんワンダーキッズを実施しています。</p> <p>今後も継続して倶知安町の歴史を学ぶ「硫黄鉱山探訪」などの郷土愛を育むプログラムと、学校教育では体験しにくいプログラムをバランス良く取り入れて事業を展開していきます。</p>	社会教育課
ブックスタート事業	<p>絵本を介して親子の絆やコミュニケーションを深め、生涯にわたって読書を楽しむきっかけをつくることを目的として、乳幼児健康診査時に保護者へブックスタートパックを手渡します。</p> <p>また、ボランティアの方々と協働し、育児で悩んでいる保護者に対して子育てに関する様々な情報と機会を提供するなど、絵本を通してこどもが育つ環境を豊かにするための地域づくり、人づくりの運動の推進に努めます。</p>	こども未来課
新拠点施設運営事業	<p>新たに整備を進めている、プール及び絵本館施設を複合化した新たな交流施設の適切な運営を行います。絵本・児童書を通して、親子、大人とこども、こども、保護者同士がコミュニケーションを図り、多目的ルーム等を活用し、高齢者福祉施設や地域ボランティアとの交流を行うなど、世代を超えたコミュニティづくりを促進します。</p> <p>また、「子ども読書まつり（絵本館まつり）」（1回/年）の開催など、運営内容の充実に努めます。</p>	社会教育課
青少年の健全育成事業	<p>倶知安町青少年問題協議会の開催を通じて各関係機関・団体との連携により、青少年の意識や悩み、心配ごとさらには青少年を取り巻く環境の実態把握に努めるとともに、相談活動や補導活動を実施します。</p> <p>また、青少年の非行防止に関する情報などを広く地域住民に提供するための便りの発行や町広報紙による啓発活動などを継続するとともに、さらなる充実に努めます。</p>	社会教育課
姉妹都市・サンモリッツとの青少年交流事業	<p>姉妹都市・スイスサンモリッツの中高生と町内の中高生が相互に短期留学を行い、ホームステイを行うことで国際異文化や生活習慣の違いを学びます。</p>	総合政策課

取組	取組内容	担当課
インターンシップ (就業体験学習) 事業等の推進	町内の高校(2校)及び中学校では、職業選択能力や、就労に対する望ましい職業観・勤労観を養うことを目的としてインターンシップ事業を実施します。 また、小中学校では、総合的な学習等の授業を通して、職業について学習し、将来の生き方を考える機会を設けるなど、学校ごとにそれぞれの形で次代を担う若者の勤労意識の向上を図ります。	町内小・中・高等学校 各担当課
社会教育施設の DX化 ^{※8} 推進	社会教育施設の利用促進及び利便性の向上を図るため、公民館図書室では電子図書館の運用を開始しており、令和8年度からは総合体育館及び公民館の予約管理システム及びスマートロック ^{※9} の運用を開始する予定です。	社会教育課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

核家族化や地域における人間関係の希薄化は、家庭の教育力の低下につながる要因といわれており、学校、家庭及び地域社会における教育力を総合的に高める必要があります。

このため、地域における子育てサービスや子育て情報の提供、乳幼児健康診査や子育ての相談・指導の充実を図り、家庭における教育機能の向上に努めます。

さらに、子育てサークルの育成や子ども会活動の活発化に努めるなど、地域における人と人との結びつきを強める運動を推進します。

1) 家庭教育への支援の充実

取組	取組内容	担当課
子育て講座	すべての教育の出発点であり、こどもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たす家庭の教育力向上を図るため、専門的な講師を招いた講演会、親子でふれあう体験講座などを実施します。	社会教育課
校下家庭教育学級	地域ぐるみで青少年の健全育成を図るため、家庭・学校・地域社会がそれぞれ教育的役割を認識し、相互に協力し、その機能を十分に発揮し、家庭における子育て、しつけ等の重要性を理解し実行できるよう、各校下保護者を対象に家庭教育学級を開設し、家庭教育の向上を図ります。	社会教育課

※8 DX化

デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

※9 スマートロック

スマートフォンやICカード、暗証番号、生体認証などを使い、物理的な鍵なしでドアの施錠・解錠ができるシステムのこと。

取組	取組内容	担当課
地域子育て支援センター事業(再掲)	<p>「くっちゃん保育所ぬくぬく」内に併設の子育て支援センターで電話における子育て相談や来所相談を随時実施し、子育て支援に関する相談や助言を行います。</p> <p>子育て支援センターでは、親子で一緒に遊びを体験する場を提供するとともに保護者同士の交流の場、地域においての育児に関する情報交換を行う場の提供を通じて、育児不安の解消や保護者の仲間づくりを推進します。</p> <p>また、子育て支援に関する講習会・セミナー等を実施し、保護者同士の交流を促進するためのレクリエーション事業の充実に努めます。</p>	こども未来課

2) 地域の教育力の向上

取組	取組内容	担当課
子育てサークルの育成(再掲)	<p>子育てサークルを実施している団体、関係機関の支援を図り、子育てサークルの育成の充実に努めます。</p> <p>また、遊びや保育に関する技能・知識等に関する講習会等の開催や子育てサークルの運営の充実に図る支援も行っています。</p>	社会教育課 こども未来課
地域子ども会の連携(再掲)	<p>地域子ども会相互の連携を図り、会の発展向上と青少年の健全育成を図ることを目的とした、俱知安町地域子ども会育成連絡協議会を設置し、子ども会安全共済会の手続や交流事業など各種事業を行います。</p>	社会教育課
青少年の健全育成事業(再掲)	<p>俱知安町青少年問題協議会の開催を通じて各関係機関・団体と連携により、青少年の意識や悩み、心配ごとさらには青少年を取り巻く環境の実態把握に努めるとともに、相談活動や補導活動を実施します。</p> <p>また、青少年の非行防止に関する情報などを広く地域住民に提供するための便りの発行や町広報紙による啓発活動などを継続するとともにさらなる充実に努めます。</p>	社会教育課
学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の推進(再掲)	<p>学校が地域・家庭と連携協力し、地域とともにある学校づくりを推進するため、町内各小中学校に学校運営協議会を設置し、保護者や地域の意見を参考にしながら創意ある学校運営を目指します。</p> <p>また、地域学校協働活動推進員が担い手となり、総合学習や地域活動のコーディネート、広報紙等による学校活動の周知などの地域連携活動を推進します。</p>	社会教育課

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅と居住環境の確保

本町が管理している町営住宅の適正な管理を推進するとともに、民間住宅を対象とした各種補助制度等により、子育て世帯が安心して快適に暮らし続けることができる住環境整備を推進します。

取組	取組内容	担当課
町営住宅の適正管理	「倶知安町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、町営住宅の今後の需要を踏まえつつ、建て替えや改修による長寿命化を計画的に推進します。	建設課
住宅新築への補助	町内にくっちゃん型住宅を建設した人に対し、その建設に要した費用の一部を補助します。(子育て世帯は補助額を上乗せ)	建設課
住宅リフォームへの補助	所有する住宅の耐震改修や省エネルギー改修、雪対策のためのリフォーム等に対して、工事費用の一部を補助します。	建設課
民間賃貸住宅家賃補助制度	子育て世帯をはじめ、高齢者世帯、障がい者世帯、若年夫婦世帯で町営住宅申込み継続2年目以上の方を対象に、民間賃貸住宅の家賃の一部を補助します。	建設課
住宅情報の提供	倶知安町公式ホームページ上において、町内の不動産会社や個人経営の住宅等の情報提供を実施します。	総合政策課

(2) 安全な道路交通環境の整備

全国的に尊い命が奪われる悲惨な交通事故が発生していることから、こどもやこども連れの方などが安全に、安心して歩くことができるような道路交通環境を確保するため、生活道路の整備に努めます。

取組	取組内容	担当課
安全な歩道整備	安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりある歩行空間に配慮した歩道造成、拡幅を行い、安全な生活道路の整備に努めます。 また、冬期間についても除雪体制の整備に努めます。	建設課
交通事故危険箇所の看板等の設置事業	交差点やT字路など、危険箇所に交通安全看板等を設置し、交通安全の注意をさらに呼びかけ、交通弱者の保護と交通事故発生防止に努めます。	住民環境課

(3) 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、こども連れの方など、あらゆる人たちが安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公共施設等において段差の解消などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン^{*10}の推進に努めます。

取組	取組内容	担当課
公共施設のユニバーサルデザインの推進	新たに建設される公共施設等については、施設全体のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進し、こども連れの方または高齢者、障がいのある方が安心して外出できる環境の整備に努めます。	各担当課
道路整備事業	歩行者と運転者双方の視点から、安全に利用できる道路整備に努め、歩道の段差解消や見通しの良い道路整備など、安心して外出できる道路環境整備の向上を図ります。	建設課
町内会所有の防犯灯の新設・維持管理の支援、町公設街路防犯灯の管理	町内会等の防犯灯の新設及び維持管理に対する支援と町公設街路灯の維持管理を行い、夜間における町民の交通安全確保と地域における犯罪防止の向上に努めます。	住民環境課
安全な歩道整備（再掲）	安全で歩きやすい歩道の確保や、ゆとりある歩行空間に配慮した歩道造成、拡幅を行い、安全な生活道路の整備に努めます。 また、冬期間についても除雪体制の整備に努めます。	建設課

(4) こどもの遊び場の整備

遊びは、栄養や健康、住まいや教育などがこどもの生活に欠かせないものであるのと同じように、こどもが生まれながらに持っている能力を伸ばすのに欠かせないものであり、心と体、感情や社会性を発達させる大切なものであるといえます。

就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査では、町に充実を図ってほしい子育て支援として、45.0%が「親子が安心して楽しめる身近な場所」と回答しています。

今後も街区公園や中央公園等の整備の推進に努めるとともに、こどもたちや親子連れなどが安心していつでも遊べる場所や遊びに関する情報提供を行います。

取組	取組内容	担当課
公園の整備・維持管理	公園の定期点検やパトロール及び草刈りを継続し、安全の確保や遊具の保守に努めます。 また、公園施設が損傷している場合はその状態に応じた修繕を実施します。	建設課
冬期間の公共施設における遊び場の確保	冬期間は積雪のため、こどもたちの遊び場が減少することから、体育館の開放を行い、また、屋外では旭ヶ丘公園等を住民が安全で気軽に活動できる場所として整備に努めます。	各担当課

取組	取組内容	担当課
地域子育て支援センター事業(再掲)	<p>「くっちゃん保育所ぬくぬく」内に併設の子育て支援センターで電話における子育て相談や来所相談を随時実施し、子育て支援に関する相談や助言を行います。</p> <p>子育て支援センターでは、親子で一緒に遊びを体験する場を提供するとともに保護者同士の交流の場、地域においての育児に関する情報交換を行う場の提供を通じて、育児不安の解消や保護者の仲間づくりを推進します。</p> <p>また、子育て支援に関する講習会・セミナー等を実施し、保護者同士の交流を促進するためのレクリエーション事業の充実に努めます。</p>	こども未来課
児童館運営事業(再掲)	<p>児童館は、児童に健全な遊び場を提供し、生活指導等を通じて心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的として設置・運営しています。</p> <p>今後も児童支援員の下で、様々な遊びや各種の行事を通して、心身の健全な発達を助長するとともに、様々な年齢の子どもたちのふれあいを通じた仲間づくりなどを積極的に行い事業の充実に努めます。</p>	こども未来課

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 男女の働き方の見直し・多様な働き方の実現

男女ともに充実した家庭生活を送るため、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要です。

このため、職域、地域等における固定的な役割分担意識の解消や職場優先の意識是正のため、国、道、関係団体や地域住民と連携を図りながら、広報・啓発活動、情報の提供に努めます。

取組	取組内容	担当課
男女平等参画の推進	すべての町民が性別に関係なく個人として尊重され、平等に暮らせるようにすることを目的とし、2005(平成17)年4月に「男女が平等に参画する俱知安のまちをつくる条例」が制定されました。この条例に基づき、男女平等参画社会の実現やワーク・ライフ・バランス ^{*11} の推進について、講演会などの開催により啓発を図ります。	総務課
介護休業制度の普及・啓発	女性だけでなく、男性も家族の介護ができる環境整備を目的とし、俱知安町公式ホームページや広報紙などで、制度の普及・啓発を図り、各事業所・事業主への理解・協力を得られるよう努め、取得率の向上を図ります。	観光商工課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立を支援するため、多様な保育需要に応じた保育サービスの拡充に努めるとともに、こどもが自主的に遊び、安全な場所の確保として、いつでも気軽にこども同士が集うための児童館運営など、放課後児童対策の充実に努めます。

また、関係機関や企業等との連携、協力の下に結婚・出産後も仕事を続けることができるよう取組を進め、仕事と子育ての両立の推進を図ります。

取組	取組内容	担当課
育児休業制度の普及・啓発	俱知安町公式ホームページや広報紙などで、制度の普及・啓発に努め、各事業所・事業主への理解・協力を得られるよう働きかけを行い、取得率の向上を図ります。	観光商工課
通常保育事業(再掲)	保護者の労働や疾病等によって、家庭において十分に保育をすることができない等の児童を受け入れます。	こども未来課
児童館運営事業(再掲)	児童館は、児童に健全な遊び場を提供し、生活指導等を通じて心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的として設置・運営しています。 今後も児童支援員の下で、様々な遊びや各種の行事を通して、心身の健全な発達を助長するとともに、様々な年齢のこどもたちのふれあいを通じた仲間づくりなどを積極的に行い事業の充実に努めます。	こども未来課

年齢、性別、文化の違い、障がいの有無によらず、誰にとってもわかりやすく、使いやすい設計のこと。

取組	取組内容	担当課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） （再掲）	<p>児童館や学校の余裕教室を利用して、昼間家庭に保護者のいない児童が安心して過ごせる環境を確保し、児童支援員の指導のもと、児童の健全育成を図るための事業です。</p> <p>利用ニーズに対応するための支援員の確保を図るとともに活動内容の充実に努めます。</p> <p>また、児童が過ごす環境を良好に保つため施設の適切な維持管理を推進します。</p>	こども未来課

基本目標6 こどもの権利と安全の確保

(1) こどもの権利擁護と啓発

こどもの成長と子育てを地域全体で支援し、こどもが尊重され、子育てが大切にされる地域を推進していくためには、すべての町民がこどもの権利や子育てに対し、関心を深めることが大切なことです。

そのため、町民の意識の啓発を図るとともに、行政はもとより家庭、学校、地域社会、企業をはじめすべての町民がそれぞれの立場で適切に役割を分担し、相互に協力するよう働きかけを行います。

取組	取組内容	担当課
こどもの権利に関する普及・啓発	子どもの権利条約やこども基本法などこどもの権利に関する情報を倶知安町公式ホームページや広報紙、パンフレット等を通じて、こども及び大人への普及・啓発に努めます。	こども未来課 学校教育課
子ども議会の実施	こどもの権利を尊重するとともに、町づくりにこどもの意見を取り入れることで、次世代を担うこどもたちにとって住み良い環境づくりや、郷土愛の向上を図ります。	社会教育課
こどもの意見表明・参加機会の充実	こどもが意見表明し、参加する機会を充実させ、こどもにとって住み良いまちづくりを実践します。 また、こどもの意見に対するフィードバックを行うことで、さらなるこども・若者の意見表明、参画につなげます。	こども未来課 学校教育課 総合政策課

(2) 交通安全教育の推進

こどもや保護者を交通事故から守るため、警察、学校、町内会など関係機関・団体と連携した協力体制の強化や交通マナーの習得など交通安全教育の徹底を図るとともに、チャイルドシートの使用、さらにはSS（スピードダウン・シートベルト着用）運動の推進など、総合的な交通事故防止対策を展開します。

取組	取組内容	担当課
交通安全教室	交通指導員の協力のもと、ダミー信号機や自転車を使って参加・体験・実践型の交通安全教室を行い、交通事故防止対策の向上に努めます。	住民環境課
チャイルドシートの貸出事業	こどもの安全確保向上のため、既存のチャイルドシートを適切に更新し、希望する保護者に対し無料貸出を実施します。	住民環境課

(3) 犯罪等の被害防止活動

近年、不審者や変質者による児童生徒への「声かけ」等が多発しており、これらがいつ、誘拐などの凶悪事件に発展しないとも限りません。

アンケート調査では、約60%が「公園など遊び場での犯罪被害」について不安を感じています。

このことから、こどもを犯罪などの被害から守るため、通学路付近に居住する地域住民の協力の下、「子どもSOSステーション」設置事業を継続するとともに、不審者にかかる情報については、引き続き細やかな情報提供に努め、さらに警察等関係機関との情報交換や犯罪被害発生時等には迅速に対応できるよう、地域の連携強化を図ります。

取組	取組内容	担当課
子どもSOSステーション設置事業	こどもが不審者から声を掛けられた場合や犯罪に遭遇した場合などに、こどもが駆け込むことができる「子どもSOSステーション」の設置を促進します。 また、各学校などでは、情報発信ツールを活用し、情報提供の発信・共有に努めます。	こども未来課
防犯啓発活動の推進	町防犯協会及び消費者協会と連携し、小学校新入学児童への防犯ブザー配布や町内会への防犯旗配布のほか、「広報くっちゃん」ではまちの事件簿として事案の紹介による注意喚起などを行い、地域の防犯意識の向上を図り、こどもの安全確保に努めます。	住民環境課
町内会所有の防犯灯の新設・維持管理の支援、町公設街路防犯灯の管理（再掲）	町内会等の防犯灯の新設及び維持管理に対する支援と町公設街路灯の維持管理を行い、夜間における町民の交通安全確保と地域における犯罪防止の向上に努めます。	住民環境課
防犯カメラの設置	こどもはもちろん、地域住民の安心・安全確保及び防犯対策のため、防犯カメラを設置します。	住民環境課
情報モラル教育 ^{※12} の推進	こどもがインターネットを活用した犯罪に巻き込まれないよう、学校において情報モラル教育を推進し、インターネットを安全かつ効果的に利用するための知識や判断力を養います。	学校教育課

※11 ワーク・ライフ・バランス

仕事（ワーク）とプライベートな生活（ライフ）の両方を調和させ、バランスを取ること。

(4) 防災対策の推進

子どもを自然災害から守るため、防災・減災に関する情報の周知・啓発を行うとともに、災害発生時に適切な行動をとれるように避難訓練を実施します。

取組	取組内容	担当課
防災に関する周知・啓発	防災ガイドマップやマイタイムライン ^{※13} の周知を図り、家庭及び地域における防災力の向上を図ります。	総務課
避難訓練の実施	災害発生時に迅速かつ安全に避難するための行動を身に付けるため、教育・保育施設や学校において避難訓練を実施します。	総務課 こども未来課 学校教育課

※12 情報モラル教育

インターネット上のいじめや誹謗中傷、犯罪から身を守り、情報社会の一員として責任ある行動ができるよう、情報化社会で適切に行動するための考え方と態度を育てる教育のこと。

基本目標7 支援を必要とするこども等への取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童相談所への児童虐待相談対応件数は右肩上がりで増加しており、2022（令和4）年度に21万件を超えている状況にあります。また、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）」では児童虐待により年間約72人ものこどもの命が失われており、児童虐待の早期発見・早期対応が求められています。

本町ではこどもの虐待防止のために、地域において児童と関わりを持つ関係機関が連携協力し、児童虐待の防止と早期発見に努めます。

また、児童相談所、俱知安町要保護児童対策地域協議会を中心とする関係機関のネットワークを確立し、児童虐待の発生予防から早期発見、保護、アフターケアに至る総合的支援を展開します。

取組	取組内容	担当課
児童虐待防止活動の推進	児童虐待の未然防止や早期発見及び早期解決のため、「俱知安町要保護児童対策地域協議会」を設置し、地域において児童と関わりを持つ関係団体が有機的に連携協力し、児童虐待の防止対策を推進しています。また、定期的に連絡協議会を開催するなど関係機関とのネットワークの強化を図り、個別事例などは、事例検討会議を開催し、見守りや支援体制を強化するとともに、迅速な問題解決に努めます。 今後とも関係機関と連携を密にし、児童虐待の防止に努め、必要があれば要保護児童の安否確認を行います。	こども未来課
乳幼児健康診査等における児童虐待早期発見の強化	妊娠届出時や乳幼児健康診査などで、生活・子育て環境を把握し、早期支援を実施し、また、子育て支援の必要な保護者の早期発見、早期支援に結びつくための事業を展開し、児童虐待の発生予防に努めます。	こども未来課
俱知安町民生委員協議会・児童支援部会	こどもや子育て家庭の抱えている課題を把握するとともに、支援を必要とする場合には情報提供や助言を行います。 また、地域の関係機関、関係団体等の連携により、健やかなこどもを育成する地域活動を推進します。	福祉医療課
児童虐待に関する一元的な相談窓口の設置	こども未来課の相談窓口を児童虐待の一元的な窓口として位置付け、児童虐待に関する実情の把握や社会資源の情報提供を行うほか、相談等への対応を行います。	こども未来課
こども家庭センター事業（再掲）	子育て世代包括支援センターの機能と児童福祉に関する包括的な支援を実施する「こども家庭センター」において、全ての妊産婦、子育て家庭、こどもを対象に切れ目のない相談・支援を行います。	こども未来課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等は、子育てをする上で一般的に経済的・社会的に不安定な状態にあり、家庭生活においても多くの問題を抱えることが多い傾向にあります。

このため、ひとり親家庭等に対する相談指導体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を行います。また、児童扶養手当の支給など必要な経済的支援を図るとともに、保育所の入所など生活実態に応じた支援に努めます。

取組	取組内容	担当課
ひとり親家庭支援の情報提供(再掲)	ひとり親家庭へ新しい生活を始めるための「ガイドブック」の配布や児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付などの各種支援制度について、俱知安町公式ホームページや広報紙などを通じた情報提供の充実に努めます。	こども未来課
児童扶養手当の支給(再掲)	婚姻によらない出生もしくは父または母の死亡、生死不明などの場合で、父または母と生計を同じくしていない児童を養育する父または母または養育者に児童扶養手当を支給します。	こども未来課
ひとり親家庭等医療費助成制度(再掲)	ひとり親家庭等の方が、医療機関等で診療を受けたときの保険診療に係る医療費の一部を助成します。	福祉医療課
ひとり親家庭等の中学校卒業祝金(再掲)	ひとり親家庭または特別支援学級の生徒で、中学卒業後、就職、自営、療養のため進学しない場合、1人5万円を支給します。	こども未来課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金(再掲)	母子家庭の母等が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上の養成機関等で修業する場合等に支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするものです。	後志総合振興局 (保健環境部社会福祉課)
母子家庭等自立支援教育訓練給付金(再掲)	母子家庭の母等の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講し、修了した場合、経費の一部が支給されます。	後志総合振興局 (保健環境部社会福祉課)

(3) 障がい児施策の充実

妊婦や乳幼児期の健康診査の充実を図り、身体面の発育不良、視聴覚障がい、精神・運動発達遅滞などの早期発見に努めるとともに、発見された児童に対しては、保健、医療、福祉、教育部門が連携をとりながら、専門的立場で対応し、障がいに応じた専門機関のサポートを受けながら適切な療育と指導が行われるよう支援体制の充実に努めます。

また、地域で安心して生活できるよう「羊蹄山ろく発達支援センター」での早期療育訓練や療育相談を実施するとともに、「巡回児童相談」を利用した保護者に対しての指導相談を行っています。さらに1歳6か月児及び3歳児健康診査に加えて、随時保健師などによる発達相談を実施して、保護者の育児不安の解消を図ります。

なお、同センターの老朽化に伴い、建て替えや移転等については、施設設備や活用可能な財源などを羊蹄山ろく関係町村と、協議・検討していきます。

取組	取組内容	担当課
早期療育・訓練の実施	<p>羊蹄山ろく発達支援センターにおいて、発達の遅れや障がいをもつ児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を実施するとともに、家族に対して必要な指導助言、個別相談などの支援を行います。</p> <p>今後も、ライフステージにあった切れ目のない支援を教育委員会や学校と連携しながら、さらに事業の充実に努めます。</p>	こども未来課
児童心理相談員による相談	<p>1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査に併せて、随時発達チェックと療育相談を行い、心理相談員による適切なアドバイスと判定の下で早期療育を推進します。</p> <p>心理相談員の助言・判定により、保護者が適切な対応が図れることから、育児不安、発育不安の解消を図り、育児支援に努めます。</p>	こども未来課
ことばとまなびの教室	<p>ことばの発達に障がいや問題を持つ幼児児童の心身の健全な発達を援助し、ことばの障がいの早期発見・早期療育を行っています。</p> <p>特別支援連携協議会を立ち上げ、認定こども園、保育所など他機関との連携を図り、早期発見・早期支援を行っています。</p>	学校教育課
発達支援事業の実施	<p>乳幼児健康診査などにより、発達の遅れが疑われるこどもを対象に専門医及び心理士・療法士による発達相談を年数回行っており、専門家の助言が、障がいの早期発見、早期療育に結びつくことから、発達支援センター等関係機関と協力をしながら、今後もさらに支援体制の充実に努めます。</p>	こども未来課
障がい児保育事業	<p>保護者の労働や疾病などの理由により、保育を必要とする障がいをもつ児童の保育を実施していますが、今後さらにその充実に努めます。</p>	こども未来課
特別支援教育の推進	<p>通常の学校に在籍するLD(学習障害)やADHD(注意欠如多動症)、高機能自閉症などの発達障がいにより、特別な教育的支援が必要なこどもに対する支援体制を整備します。</p> <p>特別支援連携協議会を立ち上げ、認定こども園、保育所など他機関との連携を図り、早期発見、早期療育に努めます。</p>	学校教育課
通級指導教室の開設	<p>一人一人のニーズに合わせた指導が行えるよう、教員の加配を行うとともに、西小学校樺山分校を除く4つの小学校及び倶知安中学校で通級指導教室を開設します。</p>	学校教育課

取組	取組内容	担当課
放課後等デイサービス事業	心身の発達に遅れのあるこどもに対し指導・訓練を行い、発達を促進する援助を今後も継続し、障がい児対策の充実に努めます。	こども未来課
特別児童扶養手当（再掲）	身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童を養育している保護者等を対象に手当を支給します。	こども未来課
障害児福祉手当（再掲）	重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。	福祉医療課
重度心身障がい者医療費助成制度（再掲）	重度心身障がい者の方が医療機関等で診療を受けたときの保険診療に係る医療費の一部を助成します。	福祉医療課
特別支援教育就学奨励費負担等（再掲）	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者のうち、世帯収入が別に定めた条件以下となる世帯を対象に、学用品費、通学用品費、校外活動費などの助成を行います。	学校教育課

（4）ヤングケアラーへの支援

本来大人が担うべき家族の介護やお世話を、日常的に過度に行っているこどものことを指すヤングケアラーは、その負担の大きさから、こどもの成長や学業、心身の健康に影響を及ぼす可能性があります。

介護やお世話は家庭内で行われていることや、介護やお世話をしているこども自身がヤングケアラーの自覚がない場合もあることから、ヤングケアラーは顕在化しにくいといわれています。

そのため、大人だけでなくこどもに対してヤングケアラーに関する周知・啓発を図るとともに、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐための体制づくりを推進します。

取組	取組内容	担当課
ヤングケアラーに関する周知・啓発	俱知安町公式ホームページ、広報紙、パンフレット及び学校の授業等を通じて、ヤングケアラーに関する周知・啓発を図ります。	こども未来課 学校教育課
関係機関におけるヤングケアラーの気づき促進	こどもと日々の接点を有する学校や福祉関係機関において、教員や職員がヤングケアラーに気づくための勉強会等を実施します。	こども未来課 学校教育課 福祉医療課
相談支援体制の充実	ヤングケアラーに関する相談先の周知を図るとともに、学校におけるスクールカウンセラー等による相談支援や関係機関による相談対応など、相談支援体制の充実を図ります。	こども未来課 学校教育課 福祉医療課
関係機関の連携による支援	ヤングケアラーの可能性のあるこどもを把握した場合、こども家庭センターを中心とした関係機関の連携により、こどもや家族との信頼関係構築と併せて状況把握に努め、必要とする支援につなげます。	こども未来課 学校教育課

(5) 外国人幼児等への支援

本町とニセコ町、蘭越町で構成されるニセコ観光圏には世界的に認知されるスキーリゾートがあり、外国人が数多く訪れています。また、それに伴い本町における外国人居住者も増加しており、現在は外国人児童生徒を町内保育施設や各小中学校で受け入れている状況にあります。

今後ますます増加が予想される外国人居住者に対して、保護者やそのこどもが子育て支援を円滑に受けられるよう、情報提供等の支援に努めます。

取組	取組内容	担当課
外国人世帯への相談及び情報提供の推進	外国人世帯などのこどもが教育・保育や子育て支援等を円滑に利用できるよう、こどもとその保護者への支援に努めます。	こども未来課 学校教育課

(6) 困難な状況に置かれた若者への支援

ニートやひきこもりをはじめとする困難な状況に置かれた若者やその家族が、気軽に相談できる場や就労支援の提供など、関係機関と連携しながら支援の充実を図ります。

取組	取組内容	担当課
高校生等奨学金給付金（再掲）	高等学校、大学、特別支援学校などの学校に在籍している人を対象に奨学金を給付します。	学校教育課
就労支援の推進	ハローワークとの連携やしりべし「まち・ひと・しごと」マッチングプランを通じて、求職者に対して求人情報を提供します。 また、技能職として就労しようとする若者の技能向上と就労機会の促進を図るため、技能検定の受験料の一部を補助します。	観光商工課
悩みや不安を抱える若者への相談支援	倶知安保健所が実施しているところの健康相談窓口や北海道いのちの電話など、支援を必要としている若者に相談窓口の周知を行います。	こども未来課

第6章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく子ども・子育て支援制度の概要は下記のとおりです。

子ども・子育て支援給付

子どものための現金給付	
児童手当法等に基づく児童手当等の給付	
子どものための教育・保育給付	
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
子育てのための施設等利用給付	
私学助成幼稚園の利用料や幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料無償化	
妊婦のための支援給付 【新規：2025（令和7）年4月1日施行】	
妊婦の認定時及びこどもの人数届出時に給付金を支給	
乳児等のための支援給付 【新規：2026（令和8）年4月1日施行】	
こども誰でも通園制度	

その他の子ども及びこどもを養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て支援事業	
<ul style="list-style-type: none"> ①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業他 ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業） ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業（時間外保育事業） ⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業） ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ⑭子育て世帯訪問支援事業 【新規：2024（令和6）年4月1日施行】（努力義務） ⑮児童育成支援拠点事業 【新規：2024（令和6）年4月1日施行】（努力義務） ⑯親子関係形成支援事業 【新規：2024（令和6）年4月1日施行】（努力義務） ⑰妊婦等包括相談支援事業 【新規：2025（令和7）年4月1日施行】（努力義務） ⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【新規：2025（令和7）年4月1日施行】 ⑲産後ケア事業 【新規：2025（令和7）年4月1日施行】（努力義務） 	
仕事・子育て両立支援事業	
企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業	
働き方等の多様化に対応した子育て支援事業【新規：2026（令和8）年10月1日施行】	
1歳未満のこどもを養育する国民年金の被保険者に対する経済的支援	

(1) 子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

(2) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

2019（令和元）年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	・新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前のこども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
新3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前のこども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたって、教育・保育提供区域を設定します。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定めることとされています。

各事業の実施状況も踏まえ、本計画では第2期倶知安町子どもプランの教育・保育提供区域の設定を踏襲し、全町を1区域として設定します。

3 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえてコーホート変化率法^{※14}により算出しました。

■就学前児童数の推計値

	実績値	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	104	95	101	100	100	100
1歳	95	101	93	99	98	98
2歳	107	91	95	88	94	93
3歳	114	107	91	96	89	95
4歳	111	110	104	88	93	86
5歳	110	107	106	101	86	90
合計	641	611	590	572	560	562

※実績値：住民基本台帳人口、推計値：コーホート変化率法に基づく推計

■小学生児童数の推計値

	実績値	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
6歳	93	107	103	102	96	81
7歳	111	93	107	104	102	96
8歳	145	111	93	107	104	102
9歳	117	143	111	92	107	104
10歳	139	114	141	109	90	105
11歳	148	138	114	140	109	90
合計	753	706	669	654	608	578

※実績値：住民基本台帳人口、推計値：コーホート変化率法に基づく推計

※13 マイタイムライン

台風や大雨などの風水害に備え、住民一人一人が「いつ」「誰が」「何をするか」という防災行動を時間軸に沿って具体的にまとめた避難行動計画のこと。

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」「量の見込み」に対応する教育・保育施設による提供体制の確保方策及び実施時期を定めます。

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定（3歳以上／幼稚園・認定こども園）					
量の見込み ①	138	128	121	114	115
1号認定	97	90	85	80	81
2号認定 （教育の意向強い）	41	38	36	34	34
確保方策 ②	150	140	140	140	140
過不足（②－①）	12	12	19	26	25
2号認定（3歳以上／保育所・認定こども園）					
量の見込み ①	179	167	158	148	150
確保方策 ②	199	194	194	194	194
過不足（②－①）	20	27	36	46	44
3号認定（2歳／保育所・認定こども園）					
量の見込み ①	69	67	62	66	65
確保方策 ②	66	66	66	66	66
過不足（②－①）	△3	△1	4	0	1
3号認定（1歳／保育所・認定こども園）					
量の見込み ①	61	56	60	59	59
確保方策 ②	60	60	60	60	60
過不足（②－①）	△1	4	0	1	1
3号認定（0歳／保育所・認定こども園）					
量の見込み ①	44	47	47	47	47
確保方策 ②	30	30	30	33	36
過不足（②－①）	△14	△17	△17	△14	△11

《確保方策の考え方》

- 1号認定は、認定こども園「俱知安めぐみ幼稚園」「俱知安藤幼稚園」「俱知安幼稚園」での受入れを確保方策とします。
- 2号認定は、「くっちゃん保育所ぬくぬく」及び「俱知安めぐみ幼稚園」「俱知安藤幼稚園」「俱知安幼稚園」での受入れを確保方策とします。
- 1号認定及び2号認定は、利用定員やこれまでの受入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することで量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。
- 3号認定は、現在の提供体制を上回る量の見込みとなっており、保育士の人員確保や町内の保育施設等との連携を図るほか、2025（令和7）年から育児休業制度が改正されることを踏まえ、育児休業の推進や取得しやすい体制づくりを事業所等へ周知し、確保方策不足の解消を図ります。

5 乳児等のための支援給付の量の見込みと確保方策

保育施設などの従来の利用要件を緩和し、保護者が就労していない場合でも保育所や認定こども園、幼稚園などで時間単位に0～2歳の乳幼児を預けられる事業です。

量の見込みは、0～2歳の乳幼児のうち、教育・保育事業を利用しないと見込まれるこどもが月10時間利用すると仮定し、月間に176時間分（8時間×22日）の受入れを行う場合の必要定員数として算定しました。

■乳児等のための支援給付（乳児等通園支援事業）（単位：人）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	3	3	3	3	3
0歳	1	1	1	1	1
1歳	1	1	1	1	1
2歳	1	1	1	1	1
確保方策 ②	2	3	3	3	3
0歳	0	1	1	1	1
1歳	1	1	1	1	1
2歳	1	1	1	1	1
過不足（②－①）	△1	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

- 当事業は、2025（令和7）年度に児童福祉法上において「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」として制度化され、2026（令和8）年度から「乳児等のための支援給付」として全国の自治体で実施されます。本町では、2026（令和8）年度の本格実施に向けて、2025（令和7）年10月から試行的に当事業を実施しています。
- 当事業の利用対象外となる満3歳児に関しては、認定こども園の3歳児クラスで受入れを行い、教育・保育事業との円滑な連携・接続に努めます。

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援のみを実施する「特定型」、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター型」の3つの類型があり、2025（令和7）年度から伴走型相談支援を行う「妊婦等包括相談支援事業型」が追加されます。

■利用者支援事業の実施箇所数（単位：箇所）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	0	0	0	0	0
基本型・特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型	1	1	1	1	1

〈確保方策の考え方〉

○第2期俱知安町子どもプランで実施してきた母子保健型（2024（令和6）年度からこども家庭センター型）の利用者支援事業を継続するとともに、2025（令和7）年度からの妊婦等包括相談支援事業型の利用者支援事業を実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数（単位：人回／月）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	393	396	393	400	399
確保方策 ②	600	600	600	600	600
過不足（②－①）	207	204	207	200	201

〈確保方策の考え方〉

○「くっちゃん保育所ぬくぬく」内に設置している子育て支援センターでの受入れを確保方策とします。これまでの受入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することで、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■妊婦健康診査の延べ受診回数（単位：回）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,136	1,208	1,196	1,196	1,196
確保方策 ②	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
過不足(②-①)	364	292	304	304	304

＜確保方策の考え方＞

○現在の人員体制により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。今後も当事業を継続して実施できるよう人員体制の確保と受診しやすい環境づくりを推進するとともに、妊婦の健康管理の充実・向上を図ります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業の訪問人数（単位：人）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	95	101	100	100	100
確保方策 ②	120	120	120	120	120
過不足(②-①)	25	19	20	20	20

＜確保方策の考え方＞

○現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。訪問の結果、支援が必要な家庭には、関係機関と連携し、養育支援訪問事業につなげるなど継続的な支援に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■養育支援訪問事業の延べ訪問人数（単位：人）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	15	14	14	14	14
確保方策 ②	20	20	20	20	20
過不足(②-①)	5	6	6	6	6

＜確保方策の考え方＞

○現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。乳児家庭全戸訪問事業や関係機関と連携し、養育について支援が必要な家庭に、保健師等の訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

■子育て短期支援事業の延べ利用人数（単位：人日）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	27	26	25	25	25
確保方策 ②	40	40	40	40	40
過不足（②－①）	13	14	15	15	15

《確保方策の考え方》

○町外の児童養護施設での受入れを確保方策とします。児童養護施設における受入れ態勢を考慮すると、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■ファミリー・サポート・センター事業の延べ利用人数（単位：人日）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	132	126	125	117	111
小学校低学年	77	75	78	75	70
小学校高学年	55	51	47	42	41
確保方策 ②	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	△132	△126	△125	△117	△111

《確保方策の考え方》

○アンケート調査の結果から推計された量の見込みをみると、年間の延べ利用人数として1日あたり0.5人弱の利用ニーズがある状況です。

○本町では当事業の提供体制の確保が難しい状況にあると考えられることから、計画期間内においては提供会員確保の見込みや会員相互の援助における課題整理など当事業の実施に向けた検討を進めます。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①一時預かり事業（幼稚園型）

■認定こども園における預かり保育の延べ利用人数（単位：人日）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	8,775	8,135	7,702	7,270	7,287
1号認定	1,659	1,540	1,454	1,369	1,386
2号認定 （教育の意向強い）	7,116	6,595	6,248	5,901	5,901
確保方策 ②	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
過不足（②－①）	225	865	1,298	1,730	1,713

〈確保方策の考え方〉

○認定こども園「倶知安めぐみ幼稚園」「倶知安藤幼稚園」「倶知安幼稚園」での受入れを確保方策とします。認定こども園の定員やこれまでの受入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することで量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

②一時預かり事業（幼稚園型以外）

■保育所等における一時預かりの延べ利用人数（単位：人日）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	91	87	85	83	83
確保方策 ②	168	168	168	168	168
過不足（②－①）	77	81	83	85	85

〈確保方策の考え方〉

○2024（令和6）年度の受入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することで、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けたことにもついて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

■延長保育事業の利用人数（単位：人）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	31	30	29	29	29
確保方策 ②	0	0	0	0	29
過不足（②－①）	△31	△30	△29	△29	0

〈確保方策の考え方〉

- アンケート調査の結果から推計された量の見込みをみると、当事業の利用ニーズがある状況です。
- 保育士の確保が厳しいことから当事業の提供は難しい状況にあります。計画期間においては、通常保育における保育士確保を優先することとし、保育事業における受入れ人数を考慮した上で、延長保育事業の2029（令和11）年度実施に向けた検討を進めます。
- 現状では日曜・祝日における保育事業は提供が難しい状況にありますが、通常保育事業の状況を踏まえながら、日曜・祝日保育事業の2029（令和11）年度実施に向けた検討を進めます。

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児について、医療機関・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

■病児保育事業の延べ利用人数（単位：人日）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	191	184	179	175	176
確保方策 ②	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	△191	△184	△179	△175	△176

〈確保方策の考え方〉

- アンケート調査の結果から推計された量の見込みをみると、年間の延べ利用人数として1日あたり0.8人弱の利用ニーズがある状況です。
- 本町の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況にあります。今後は近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■放課後児童クラブの利用人数（単位：人）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	218	207	200	193	179
1年生	70	68	67	63	53
2年生	64	64	62	61	58
3年生	44	45	45	44	43
4年生	25	16	16	16	16
5年生	12	11	7	7	7
6年生	3	3	3	2	2
確保方策 ②	260	260	260	260	260
過不足（②－①）	42	53	60	67	81

〈確保方策の考え方〉

○現状の放課後児童クラブでの受入れを確保方策とします。認定こども園の定員やこれまでの受入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することで量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本町においては、現在実施していませんが、必要とされる助成について今後検討を進めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

現在、新規参入を希望する事業者はありませんが、今後必要に応じて実施を検討します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育て等に対して、不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

《確保方策の考え方》

- 本町では、当事業の対象となる世帯は過去にわずかに存在しており、役場窓口等における相談対応や必要に応じて関係機関への適切な支援につなげてきました。
- 本計画期間においては、当事業に関して量の見込みは設定せず、支援を必要とする家庭を把握した場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

(15) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

《確保方策の考え方》

- 本町では、当事業の対象となる児童は過去にわずかに存在しており、学校や役場窓口等における相談対応や先生や保健師等による支援につなげてきました。
- 本計画期間においては、当事業に関して量の見込みは設定せず、居場所を必要とする児童を把握した場合には、その状況に応じた支援を行うこととします。

(16) 親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。

また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が、相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行います。

《確保方策の考え方》

- 本町では、当事業の対象となる世帯は過去にわずかに存在しており、役場窓口等における相談対応や必要に応じて、関係機関への適切な支援につなげてきました。
- 本計画期間においては、当事業に関して量の見込みは設定せず、支援を必要とする家庭があった場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

(17) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠期から出産・子育て期まで、面談等を通じて出産・育児等の相談やそれぞれに応じた情報提供を行い、必要な支援につなげます。

■妊婦等包括相談支援事業（単位：人回）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	313	333	330	330	330
確保方策 ②	350	350	350	350	350
過不足（②－①）	37	17	20	20	20

＜確保方策の考え方＞

○保健師等が、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じられる体制を維持し、伴走型の相談支援を行います。

(18) 産後ケア事業【新規】

産後に、家族等から十分な家事や育児などの支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある方などに対して、助産師等の専門職が支援を行います。

■産後ケア事業（単位：人日）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	66	70	69	69	69
確保方策 ②	80	80	80	80	80
過不足（②－①）	14	10	11	11	11

＜確保方策の考え方＞

○町内外の医療機関や助産院への委託による産後ケア事業の体制強化を検討し、産後の体調不良や育児不安のある方を支援します。

7 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、子ども・子育て支援制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国において普及に向けた取組が進められています。

本町は、就学前児童数が減少傾向にある上、既に教育・保育施設として認定こども園が3園整備されているため、当面は現状のまま運営を行っていくこととします。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等

幼保連携型認定こども園教育・保育要領や幼稚園教育要領、保育所保育指針を踏まえ、こどもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育教諭と幼稚園教諭、保育士による合同研修を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めます。

(3) 質の高い教育・保育についての基本的考え方

幼児期の教育・保育は、こどもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、こどもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。保育所に対しては、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、必要な措置を講じます。

支援を必要とするこどもに対しては、俱知安町障がい者計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

(4) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方

すべてのこどもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めます。こどもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

(5) 認定こども園・保育所と小学校等との連携の推進

こどもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育は、その後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、保育所及び認定こども園は、幼児期の教育・保育環境の充実を図るとともに、小学校等との協働により架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）における教育交流活動の充実を図ります。

8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

(2) 北海道との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に関して、円滑に制度を推進するため、必要に応じて北海道との連携を図ります。

北海道との連携においては、北海道に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には、北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 庁内における各部署の連携強化

計画の推進にあたっては、こどもや子育て支援、教育、福祉、保健、医療、労働などの分野に関連する各課と十分な連携を図り、事業を推進していきます。

また、計画の推進状況を点検・評価し、推進に必要な調査・検討を行います。

(2) 人材の確保と資質の向上

子育てに関するニーズに応え、きめ細かな子育てサービスを提供するために、幼稚園教諭、保育士、保健師、栄養士及び支援員（厚生員）の確保に努め、研修などにより資質・技能の向上を図ります。

(3) 保健・医療・福祉・教育の連携

子育て支援施策の推進を、すべての町民、すべての企業の参加・協力の下で取り組むために、保健・医療・福祉・教育などの機関・団体との連携や調整により、子育て支援に関する情報収集と提供に努め、協力体制を確立します。

また、国や北海道の施策を取り入れて推進することとし、施策の充実を図るよう要望します。

(4) 町民及び企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、町民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域がこどもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識をもって主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めるとともに、町外に対してもホームページなどを活用し、情報発信を行います。

2 計画の点検・評価・改善

(1) 計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、倶知安町こども政策推進会議に意見をうかがい、計画の着実な推進を図ります。

なお、状況の変更等により、計画の見直しの必要が生じたときには、倶知安町こども政策推進会議に意見聴取の上、見直しを行います。

(2) 計画の公表、町民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、機会をとらえて町民意見を把握し、町民目線を活かした施策・事業を推進します。

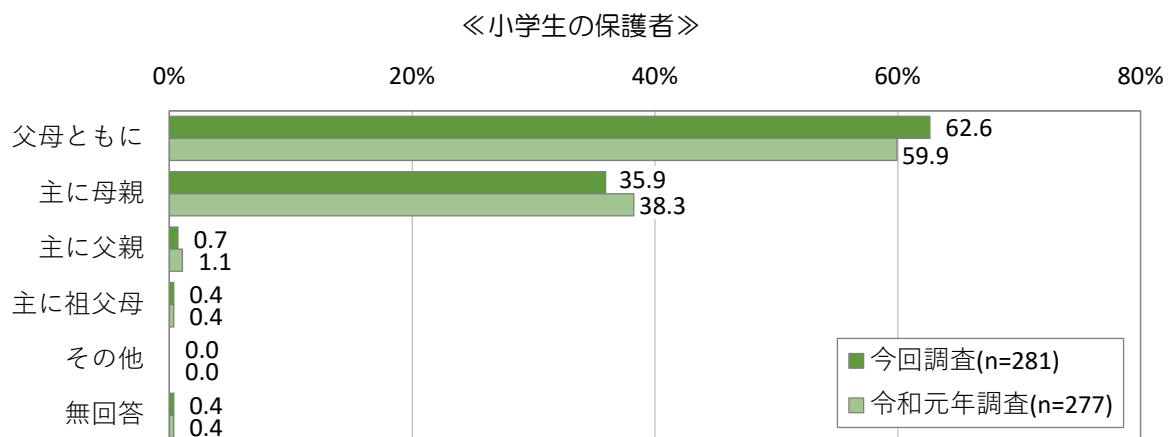
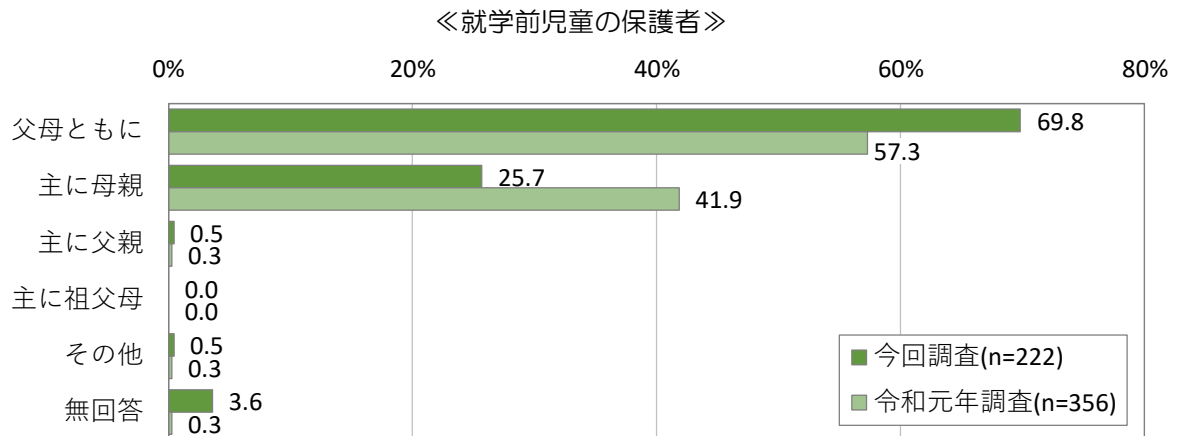
資料編

1 こども・子育てニーズ調査結果

(1) 主に子育てを行っている人

就学前児童の保護者は、「父母ともに」が69.8%、「主に母親」が25.7%、「主に父親」「その他」がそれぞれ0.5%となっています。2019（令和元）年調査と比べると、「父母ともに」が12.5ポイント増加しています。

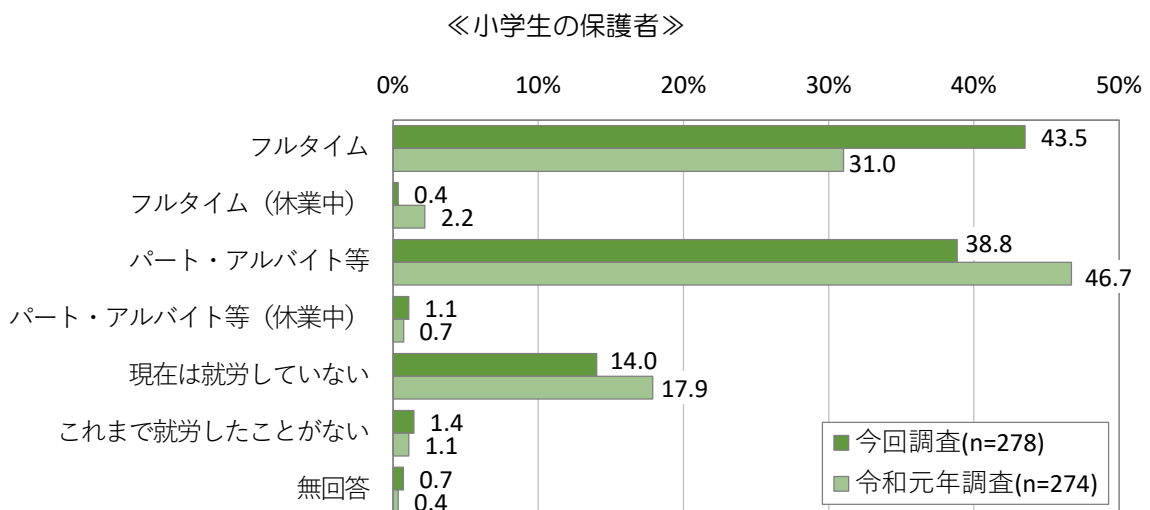
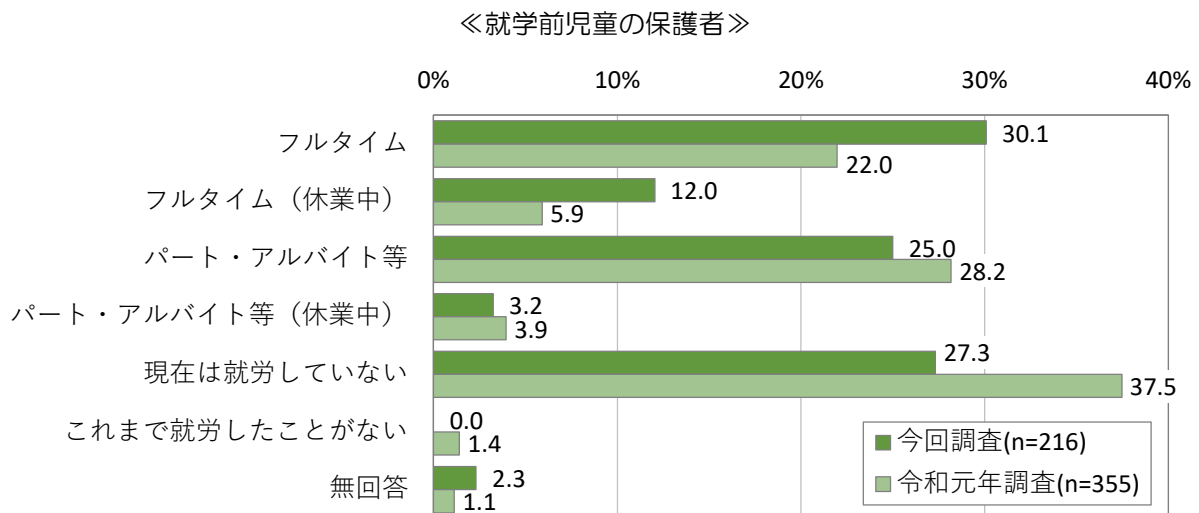
小学生の保護者は、「父母ともに」が62.6%、「主に母親」が35.9%、「主に父親」が0.7%となっています。



(2) 母親の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、「フルタイム」が30.1%で最も多く、次いで「現在は就労していない」(27.3%)、「パート・アルバイト等」(25.0%)が続いています。2019(令和元年)調査と比べると、「現在は就労していない」が10.2ポイント減少しています。

小学生の母親は、「フルタイム」が43.5%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等」(38.8%)、「現在は就労していない」(14.0%)が続いています。2019(令和元年)調査と比べると、「フルタイム」が12.5ポイント増加しています。

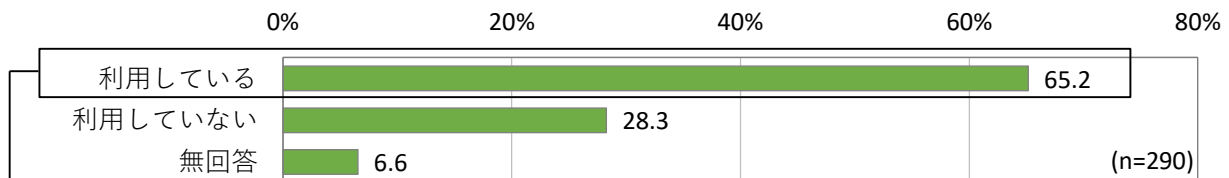


(3) 現在の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

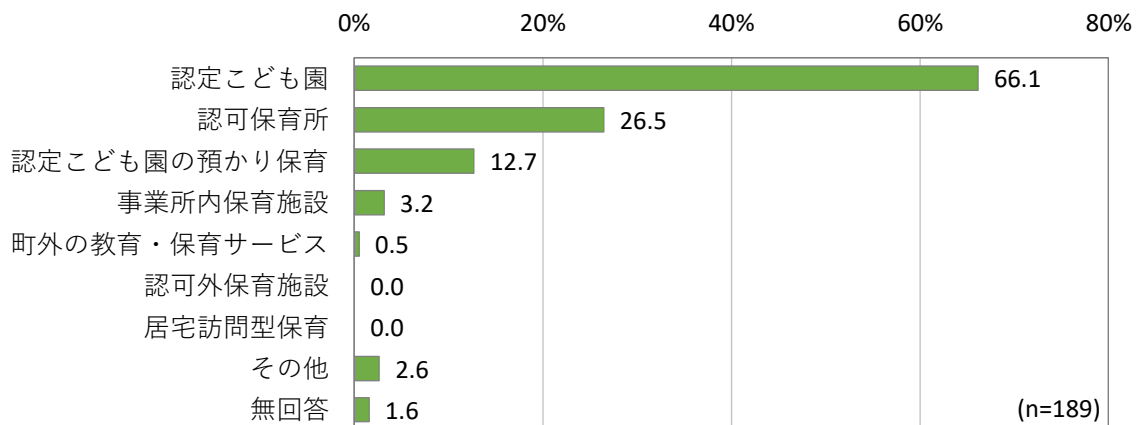
現在、平日の定期的な教育・保育施設を「利用している」人は65.2%、「利用していない」人は28.3%となっています。

利用している教育・保育施設の中では、「認定こども園」が66.1%で最も多く、次いで「認可保育所」（26.5%）、「認定こども園の預かり保育」（12.7%）と続いています

《平日の定期的な教育・保育事業の利用有無》

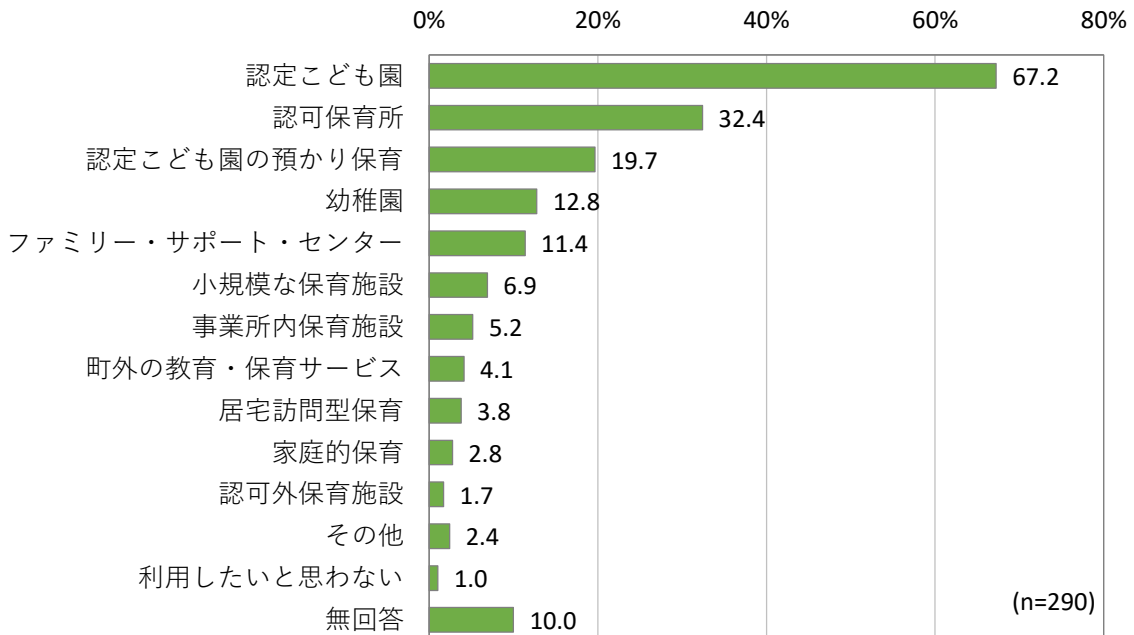


《利用している教育・保育事業の種類（複数回答）》



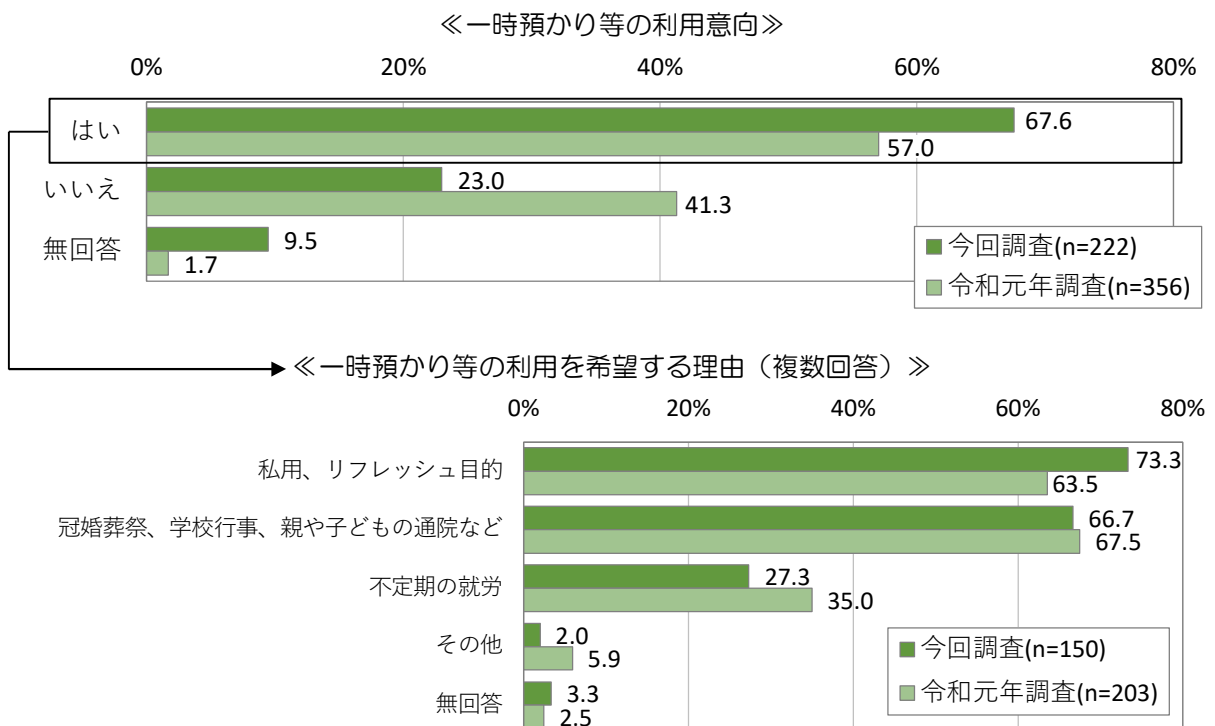
(4) 平日の教育・保育サービスの利用意向（就学前児童／複数回答）

今後、定期的に利用したい教育・保育施設の種類は、「認定こども園」が67.2%で最も多く、次いで「認可保育所」（32.4%）、「認定こども園の預かり保育」（19.7%）が続いています。



(5) 一時預かり等の利用意向（就学前児童）

一時預かり等を利用したいかをたずねたところ、「はい」と回答した人は67.6%でした。利用を希望する理由は、「私用、リフレッシュ目的」が73.3%で最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、親や子どもの通院など」（66.7%）となっています。

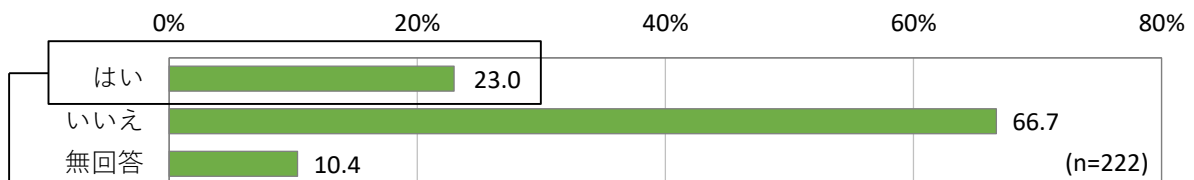


(6) ショートステイの利用意向（就学前児童）

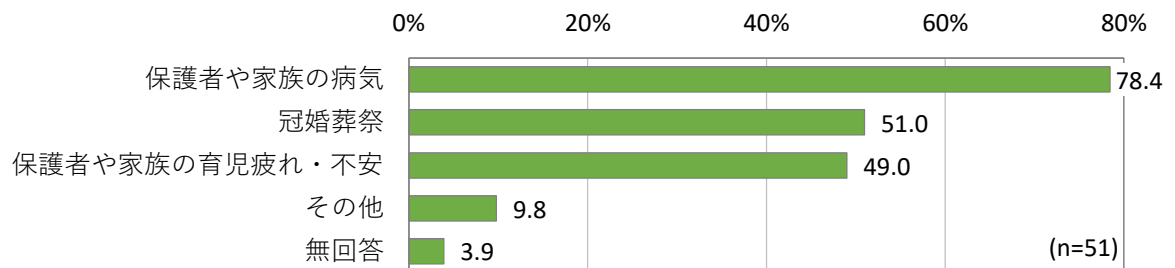
ショートステイを利用したいかをたずねたところ、「はい」と回答した人が23.0%、「いいえ」と回答した人が66.7%となっています。

ショートステイの利用を希望する理由は、「保護者や家族の病気」が78.4%で最も多く、次いで「冠婚葬祭」（51.0%）、「保護者や家族の育児疲れ・不安」（49.0%）となっています。

《ショートステイの利用意向》



《ショートステイの利用を希望する理由（複数回答）》

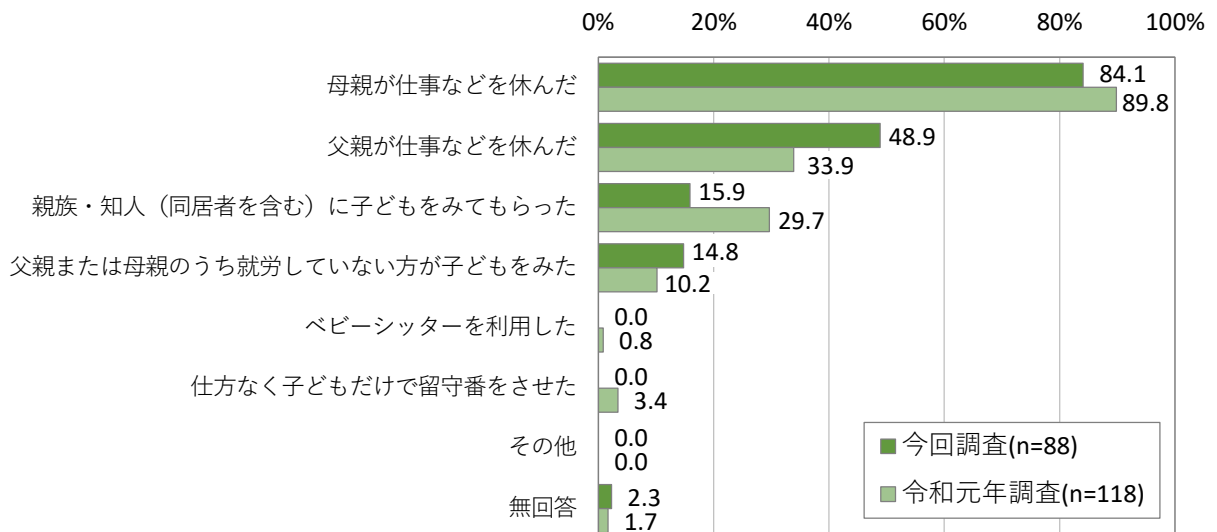


(7) 病児・病後児保育の利用意向（就学前児童）

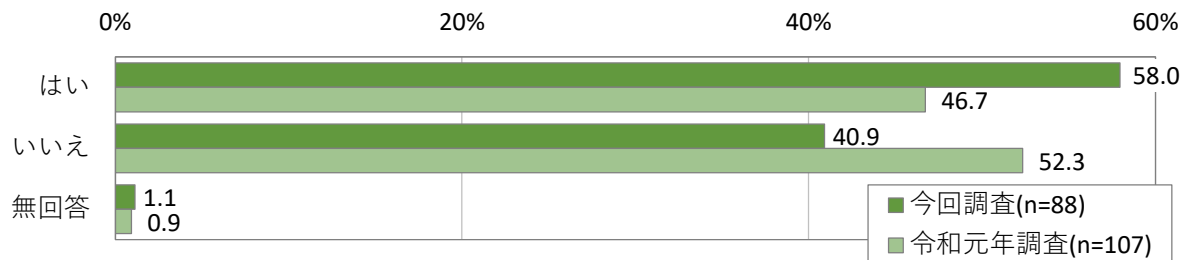
こどもが病気やケガのときに、幼稚園・保育所等を利用できなかったことがあった人の対処方法は、「母親が仕事などを休んだ」が84.1%で最も多く、次いで「父親が仕事などを休んだ」（48.9%）が続いています。

また、父親・母親が仕事などを休んだと回答した人に、今後、病児・病後保育の利用意向をたずねたところ、「はい」は58.0%となっています。

《こどもが病気やケガのときの対処方法（複数回答）》



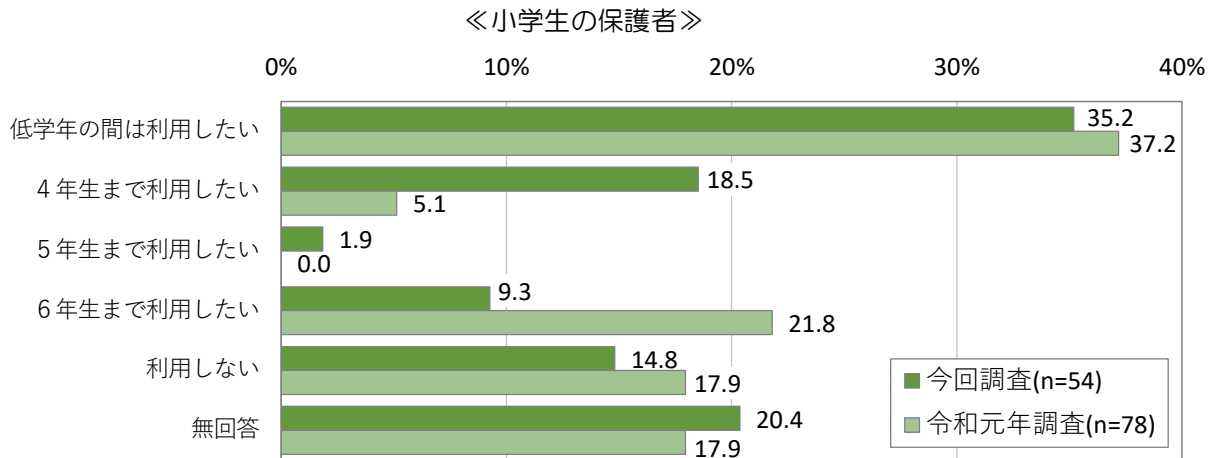
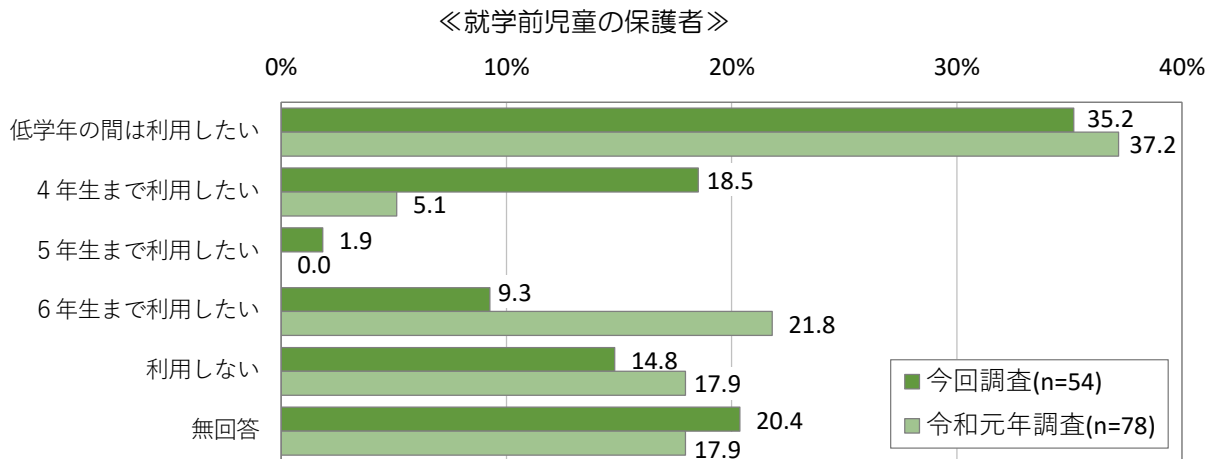
《病児・病後児保育の利用意向》



(8)「放課後児童クラブ」の利用意向について

就学前児童の保護者に平日の「放課後児童クラブ」の利用意向をたずねたところ、「低学年の間は利用したい」が35.2%で最も多く、次いで「4年生まで利用したい」（18.5%）、「利用しない」（14.8%）となっています。2019（令和元）年調査と比べると、「4年生まで利用したい」が13.4ポイント増加しています。

また、小学生の保護者は、「利用しない」が41.3%で最も多くなっていますが、利用したい学年では「低学年の間は利用したい」（27.8%）が最も多くなっています。

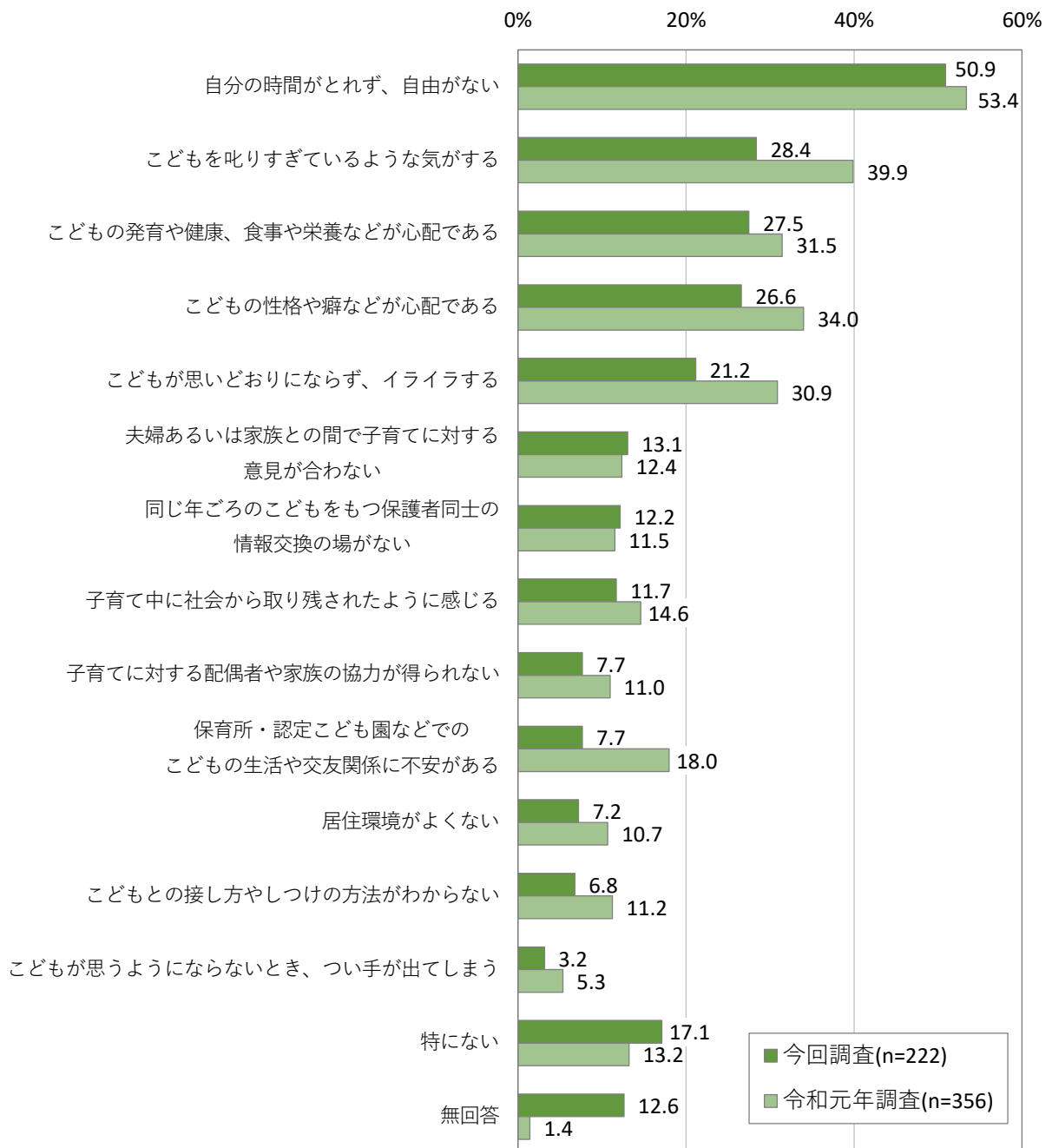


(9) 子育てをする上で感じること

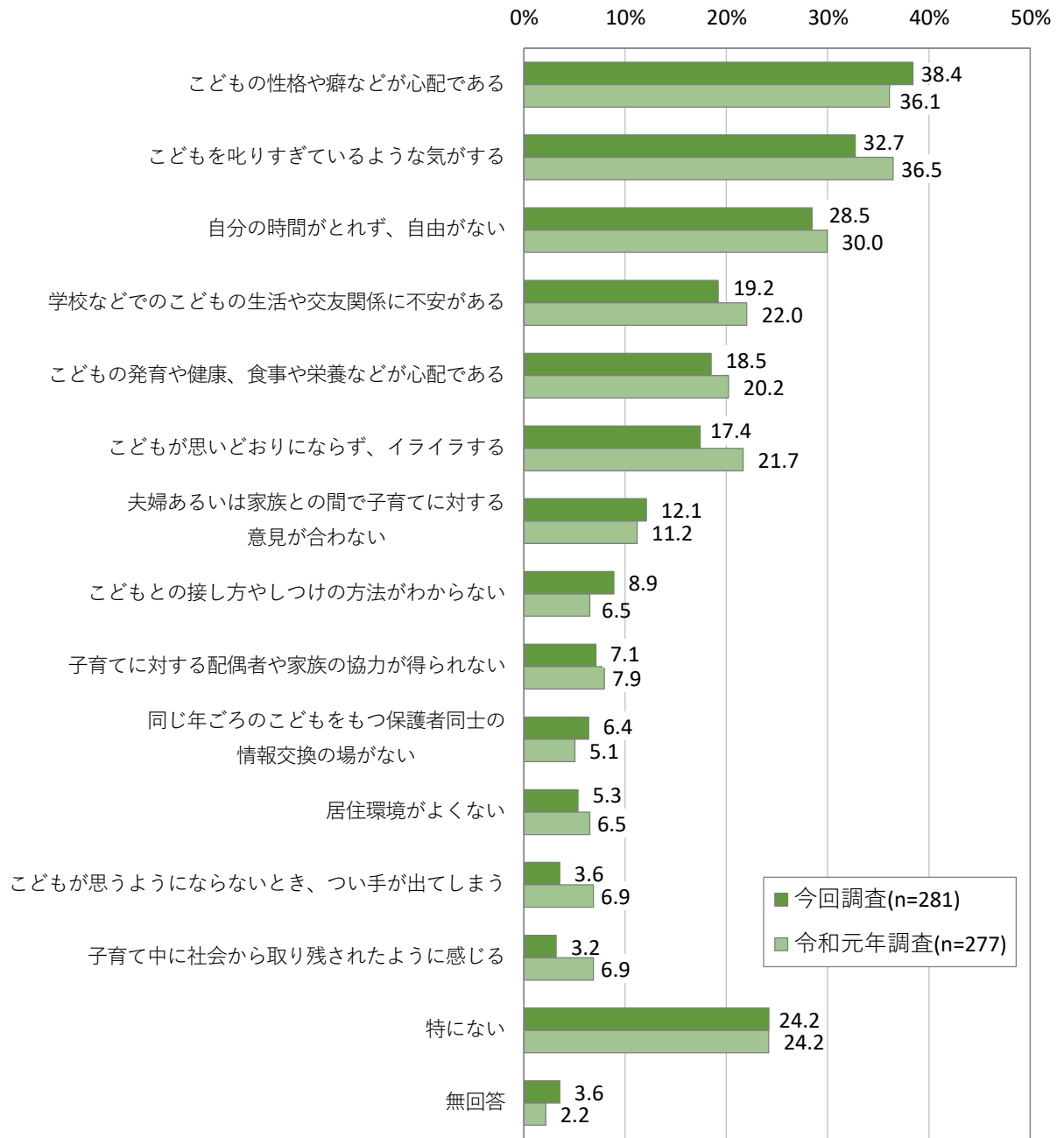
就学前児童の保護者が子育てをする上で感じることは、「自分の時間がとれず、自由がない」が50.9%で最も多く、次いで「こどもを叱りすぎているような気がする」(28.4%)、「こどもの発育や健康、食事や栄養などが心配である」(27.5%)、「こどもの性格や癖などが心配である」(26.6%)が上位回答となっています。

小学生の保護者は、「こどもの性格や癖などが心配である」(38.4%)、「こどもを叱りすぎているような気がする」(32.7%)、「自分の時間がとれず、自由がない」(28.5%)が上位回答となっています。

《就学前児童の保護者（複数回答）》



《小学生の保護者（複数回答）》

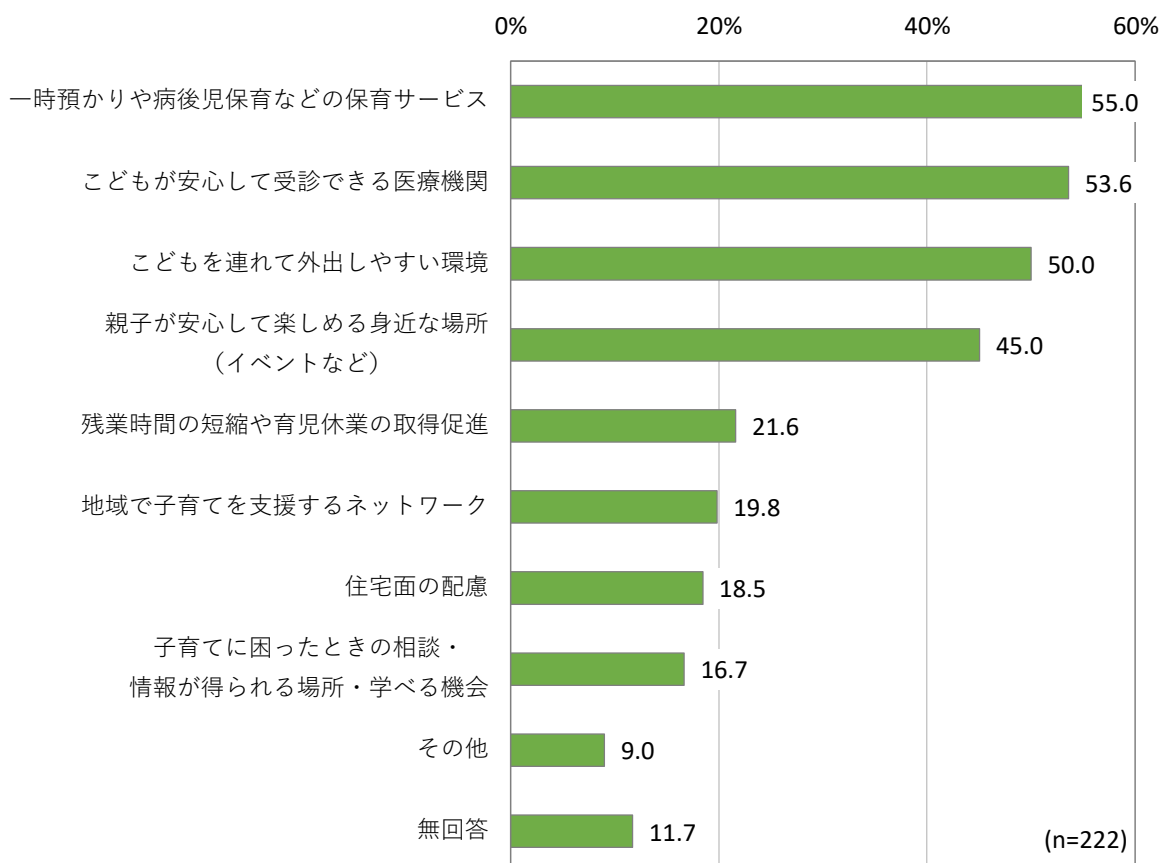


(10) 町に充実を図ってほしい子育て支援

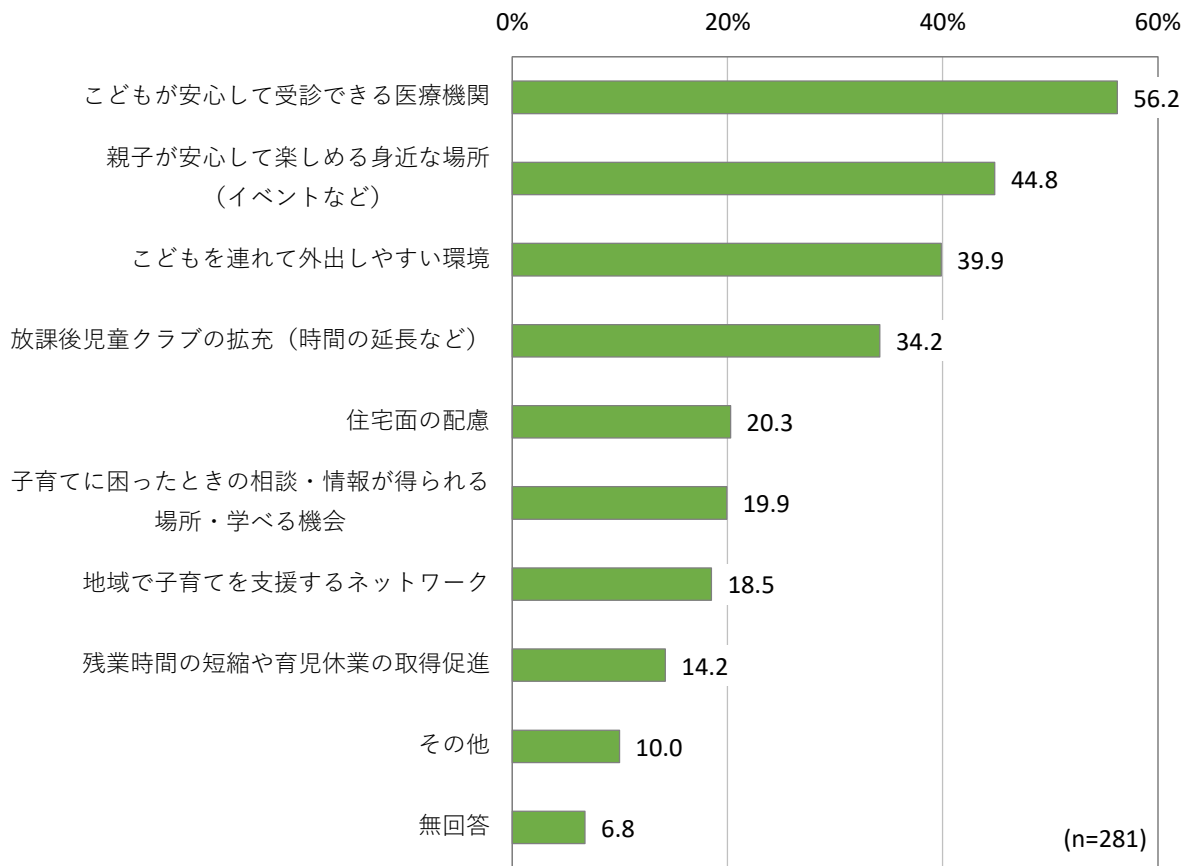
就学前児童の保護者が町に充実を図ってほしい子育て支援は、「一時預かりや病後児保育などの保育サービス」「こどもが安心して受診できる医療機関」「こどもを連れて外出しやすい環境」が50%を超えて上位回答となっています。

小学生の保護者は、「こどもが安心して受診できる医療機関」が56.2%で最も多く、次いで、「親子が安心して楽しめる身近な場所（イベントなど）」（44.8%）、「こどもを連れて外出しやすい環境」（39.9%）が続いています。

《就学前児童の保護者（複数回答）》



《小学生の保護者（複数回答）》

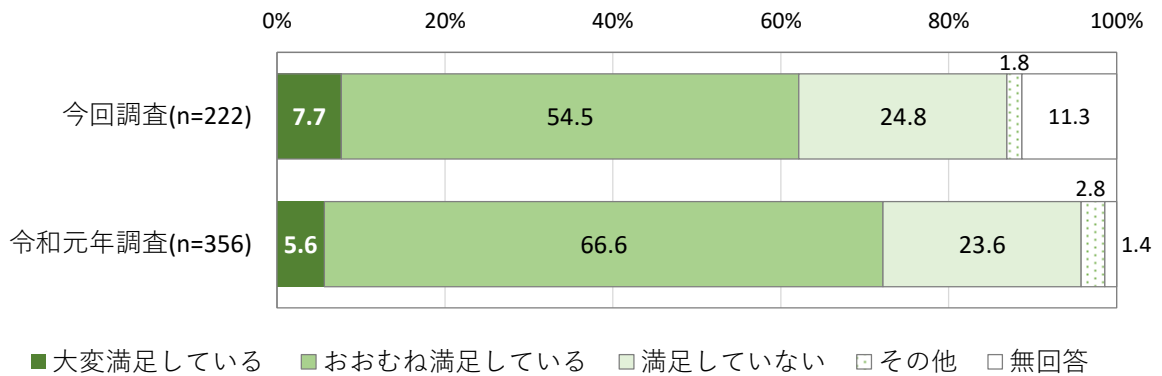


(11) 子育て環境の満足度

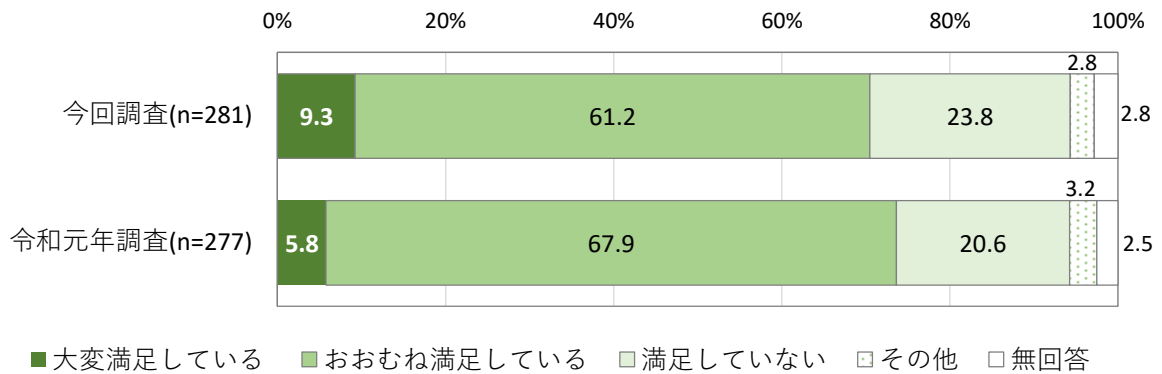
就学前児童の保護者に現在のお住まいが子育てしやすい環境かたずねたところ、「大変満足している」（7.7%）と「おおむね満足している」（54.5%）の合計は62.2%となっており、2019（令和元）年調査と比べると、10.0ポイント減少しています。

小学生児童の保護者は、「大変満足している」（9.3%）と「おおむね満足している」（61.2%）の合計は70.5%となっており、2019（令和元）年調査と比べても、大きな差異はありませんでした。

《就学前児童の保護者》



《小学生の保護者》

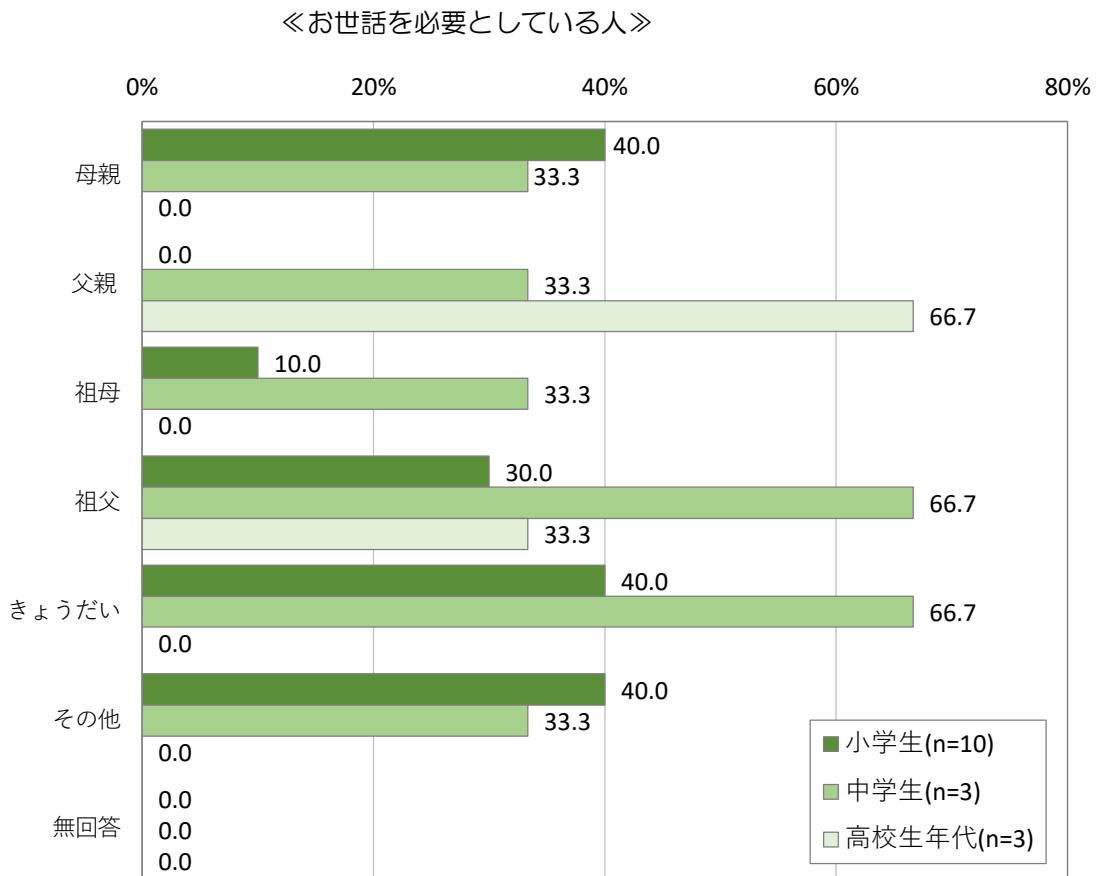
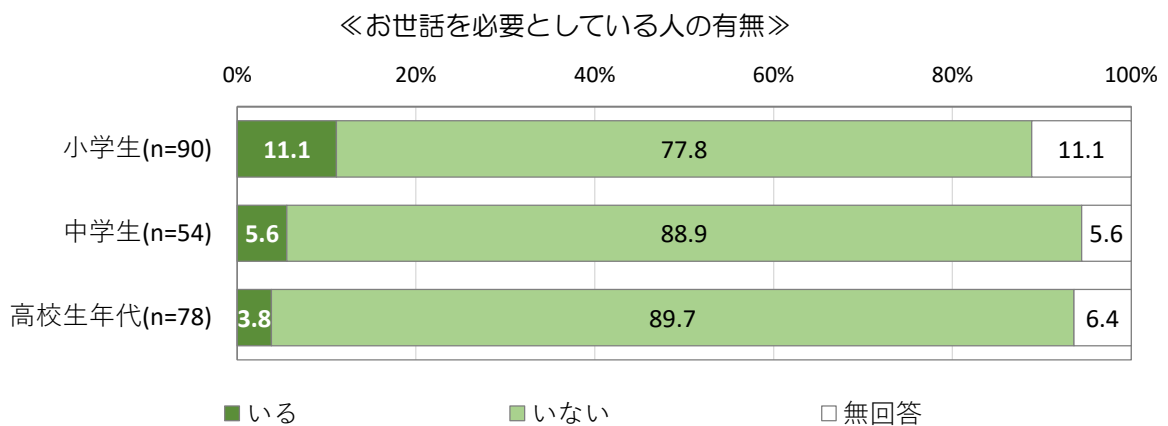


2 こどもの生活についてのアンケート調査結果

(1) お世話を必要としている家族

調査対象のこどもに対し、現在家族の中にお世話をしている人がいるかどうかたずねたところ、「いる」と回答した人は小学生が11.1%（10人）、中学生が5.6（3人）%、高校生年代が3.8%（3人）で、世代が低いほどお世話をしている人が多いと回答しています。

お世話をしている家族で最も多いのは、小学生が「母親」「きょうだい」「その他」（いずれも40.0%）、中学生が「祖父」「きょうだい」（ともに66.7%）、高校生年代が「父親」（66.7%）となっています。

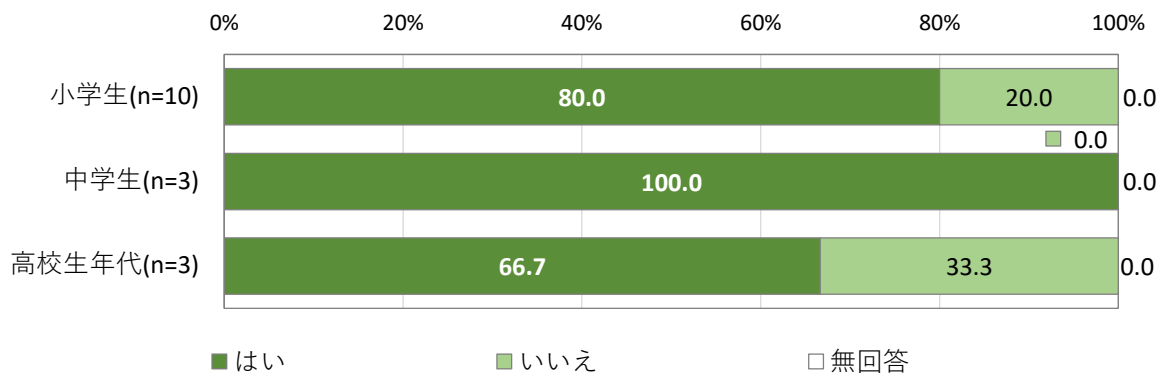


(2) 家族のお世話の状況

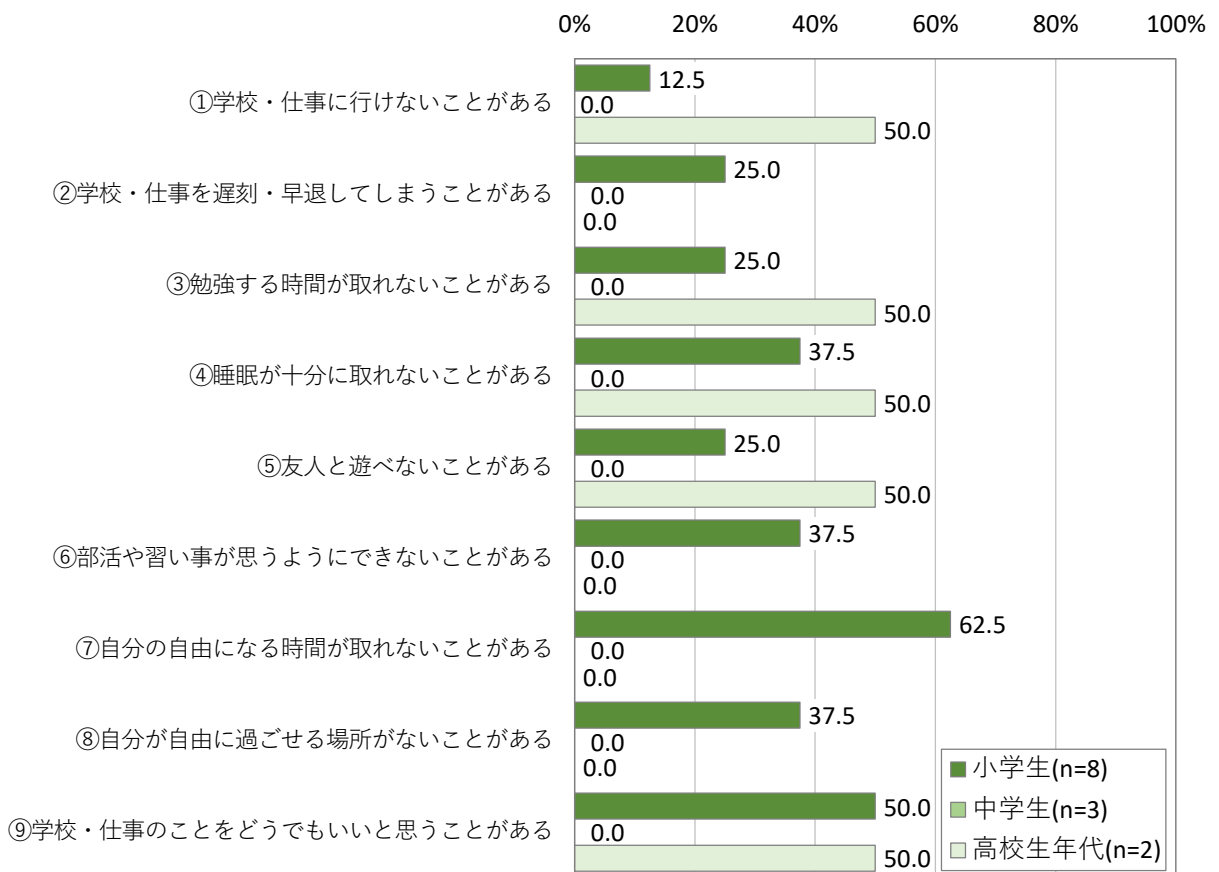
現在家族の中にお世話をしている人の中で、こども本人がお世話をしていると回答した人は、小学生が80%（8人）、中学生が100%（3人）、高校生年代が66.7%（2人）となっています。

これらのこどもにお世話をしていることで自分ができなくなっていることをたずねたところ、中学生はあてはまる回答はありませんでしたが、小学生は「自分の自由になる時間が取れないことがある」が62.5%（5人）で最も多く、2人の高校生年代のうち1人は「学校・仕事に行けないことがある」など5つの項目があてはまっている状況です。

《こども本人がお世話をしているかどうか》



《お世話をすることで自分ができなくなっていること》

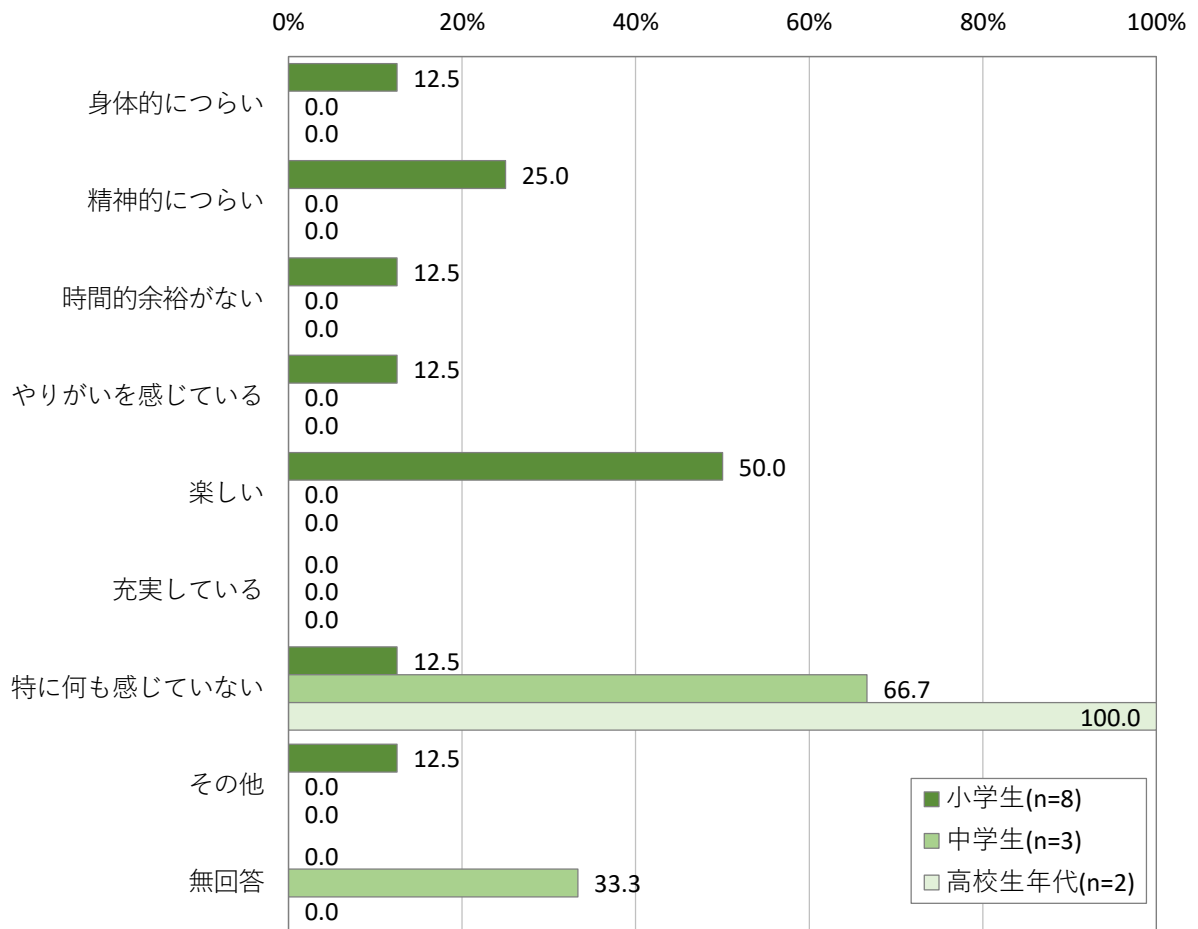


(3) 家族をお世話することをどのように感じているか

家族をお世話しているこどもに、お世話していることをどのように感じているかたずねたところ、小学生は「楽しい」(50.0%、4人)、「精神的につらい」(25.0%、2人)のほか、「身体的につらい」(12.5%、1人)と回答している人がいます。

中学生及び高校生年代は「特に何も感じていない」が多い状況です。

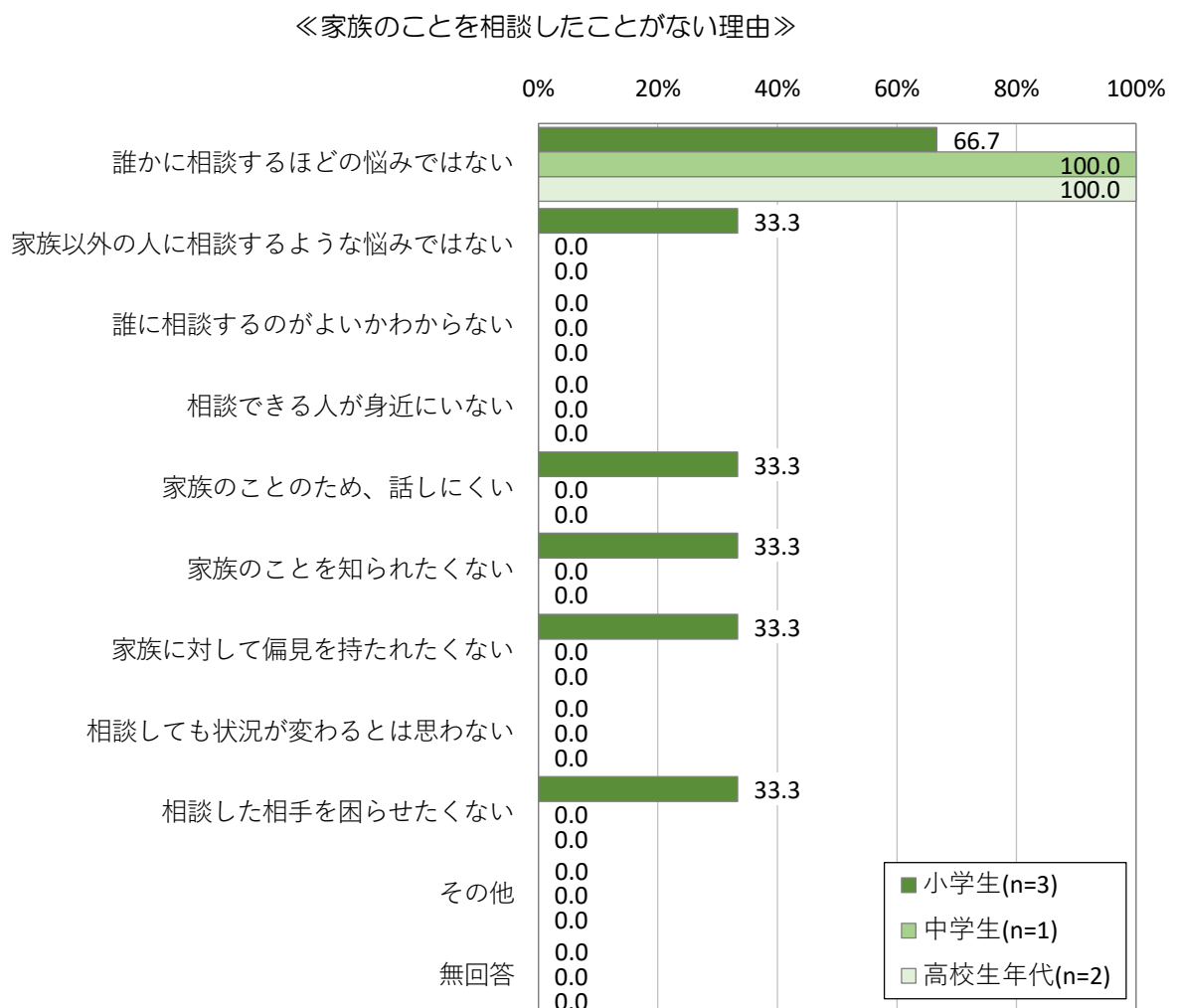
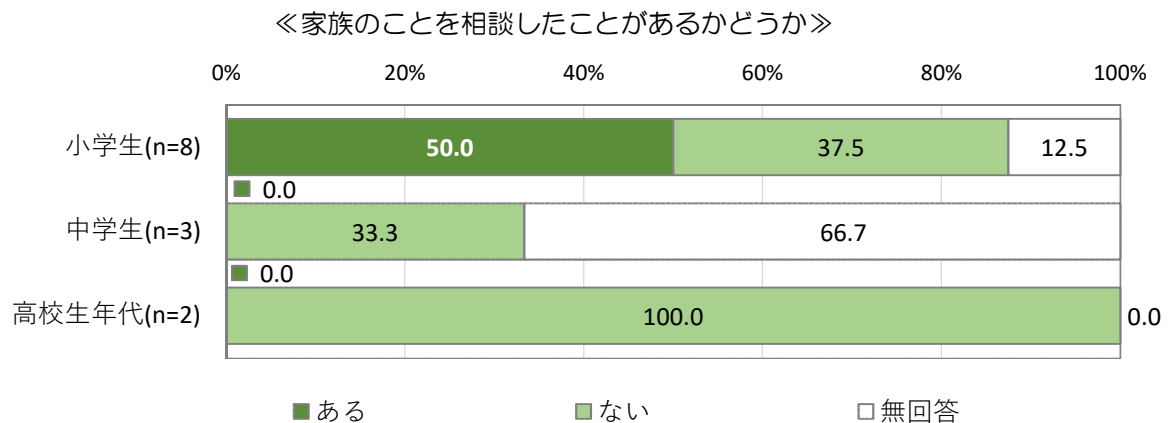
《家族をお世話することをどのように感じているか》



(4) 家族のお世話に関する相談の状況

家族をお世話しているこどもに、家族のことを相談したことがあるかどうかたずねたところ、小学生の半数（4人）は相談したことがありますが、中学生及び高校生年代は相談したことがない状況です。

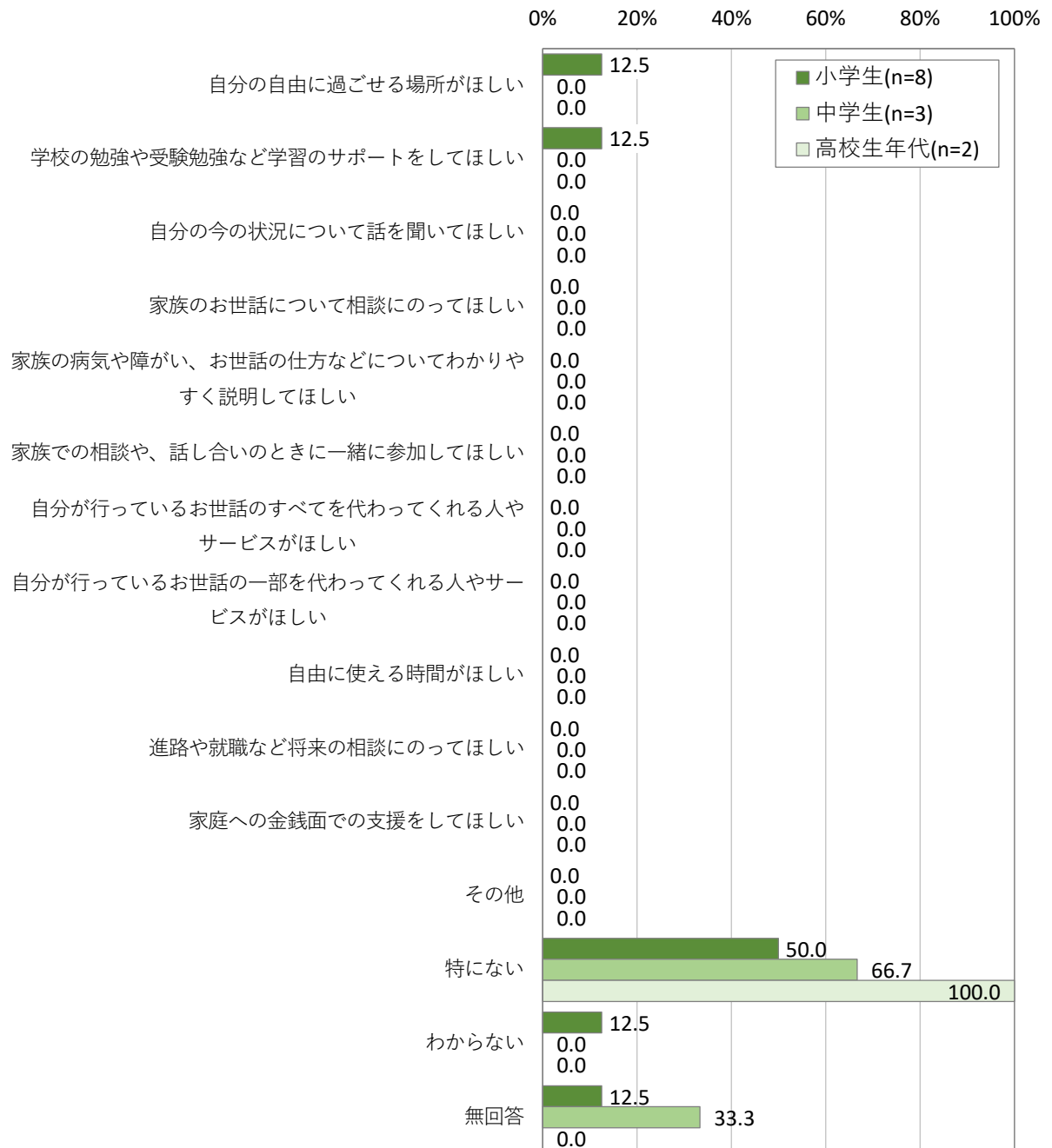
家族のことを相談したことがない理由は、いずれの年代も「誰かに相談するほどの悩みではない」が多くなっていますが、小学生は「家族のこのため、話しにくい」「家族のことを知られたくない」などネガティブな理由で相談できない人が33.3%（1人）となっています。



(5) 周りの大人にしてほしいこと

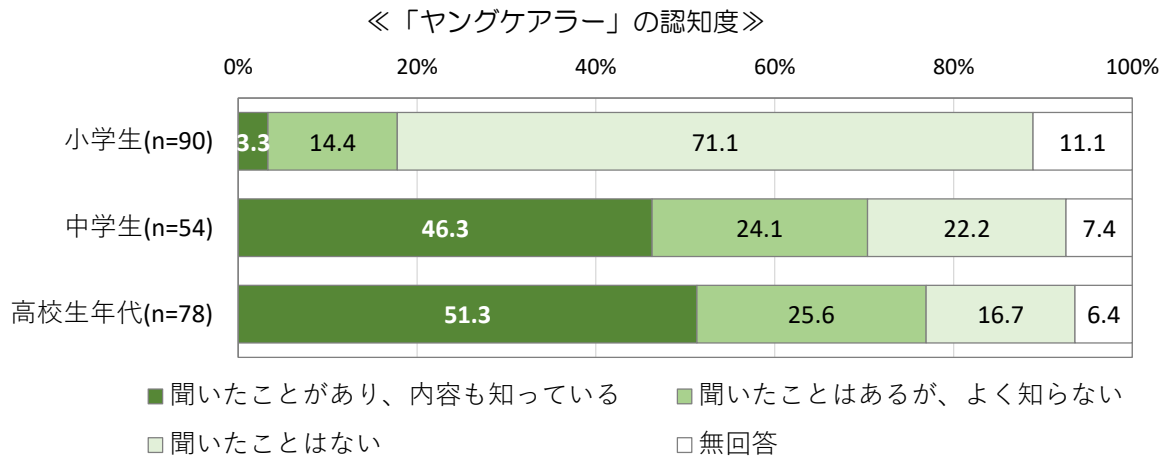
家族をお世話しているこどもに、周りの大人にしてほしいことをたずねたところ、「特にない」の回答が多くなっていますが、小学生は「自分の自由に過ごせる場所がほしい」「学校の勉強や受験勉強など学習のサポートをしてほしい」が12.5%（1人）いる状況です。

《周りの大人にしてほしいこと》



(6) 「ヤングケアラー」の認知度

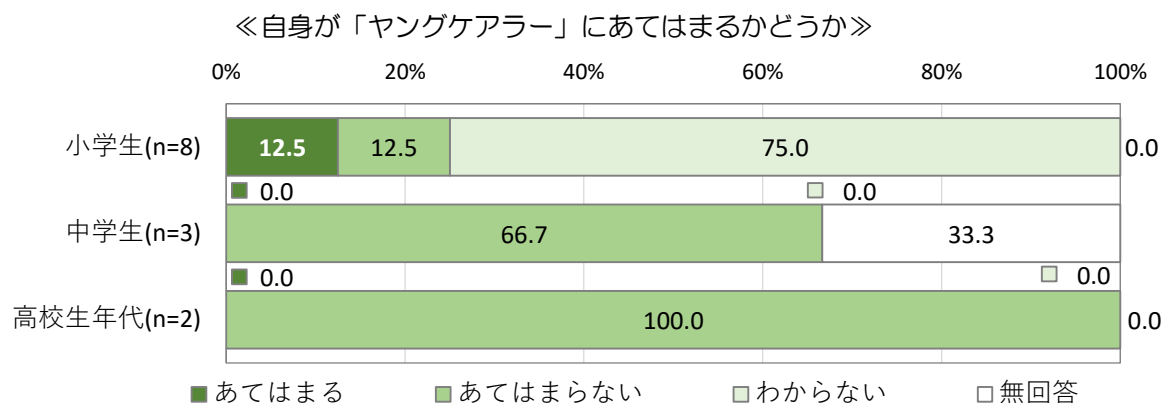
調査対象の子どもに対し、「ヤングケアラー」という言葉を知っているかどうかたずねたところ、「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答した人は、小学生が3.3%、中学生が46.3%、高校生年代は51.3%となっており、今後も「ヤングケアラー」の周知・啓発を継続していく必要がある状況です。



(7) 「ヤングケアラー」に自身があてはまるかどうか

家族をお世話している子どもに、自身が「ヤングケアラー」にあてはまるかどうかたずねたところ、小学生の12.5%（1人）が「あてはまる」と回答しています。

このような子どもが気軽に相談できる環境づくりや、必要としている支援につなげられるように、関係機関が連携して取組を進めていく必要があります。

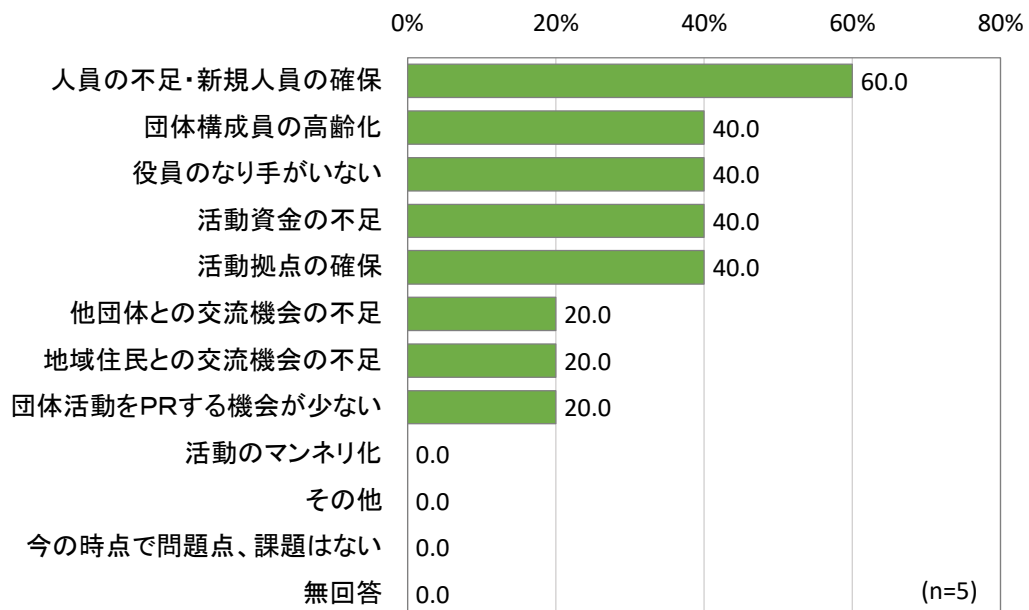


3 関係団体アンケート調査結果

(1) 関係団体における運営上の課題

活動の中で感じている問題点や課題は、「人員の不足・新規人員の確保」が60.0%（3団体）が最も多く、次いで「団体構成員の高齢化」「役員のなり手がいない」「活動資金の不足」「活動拠点の確保」がそれぞれ40.0%（2団体）が続いています。

《関係団体における運営上の課題》



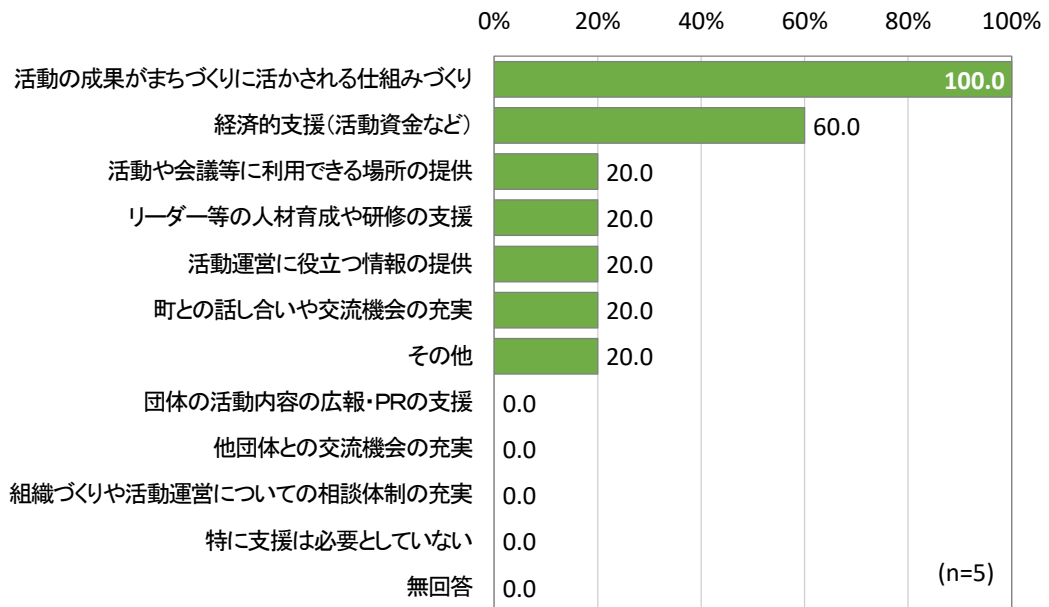
《課題の具体的な内容》

- 各団体の基盤となる町内会においても役員のなり手不足の声が聞こえている。同じ人が役員を担っているため役員構成のマンネリ化と高齢化が進んでいる。
- 事務所兼託児場所、活動（子育てサロン、食育サロンなど）場所がほしいが、町内で安価で借りられる場所がない。
- 本会は町の総合計画に掲げる個別目標を達成するための取組を具体的に展開していくため、町と締結したパートナーシップ協定に基づき協働した活動を行っていることから、様々な団体や事業者等と関わりを持つことが多いが、関わりを持った方との継続した事業やその発展、また本会の活動に巻き込むことができていないのが課題であると感じる。
- 人員不足・新規人員・活動資金→仕事量・内容に対して給与が見合わないと感じる方が多いと思われる。新卒採用も給与や住宅事情によって魅力を伝えにくい。
- 活動拠点→建物の老朽化と、今後も法人として事業を継続していけるように現在、相談させていただいている。
- 支えていく人の手が足りない、保護者の協力、資金。

(2) 町に期待する支援

「活動の成果がまちづくりに活かされる仕組みづくり」が100%（5団体）が最も多く、次いで「経済的支援（活動資金など）」が60.0%（3団体）が続いています。

《町に期待する支援》



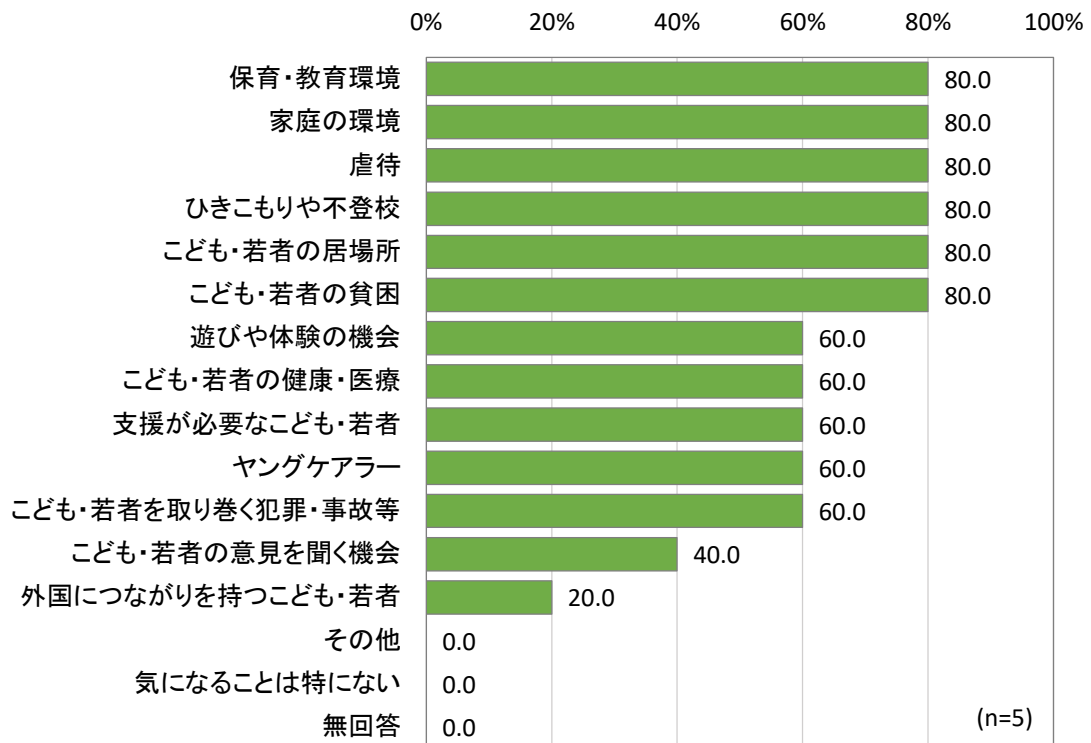
《「その他」の具体的な内容》

○町、他団体と協働で事業展開できることはないかを模索する場。

(3) こども・若者や子育て世帯について気になること

活動する中で気になることは、「保育・教育環境」「家庭の環境」「虐待」「ひきこもりや不登校」「こども・若者の居場所」「こども・若者の貧困」がそれぞれ80.0%（4団体）で最も多くなっています。

《こども・若者や子育て世帯について気になること》



《気になることの具体的な内容》

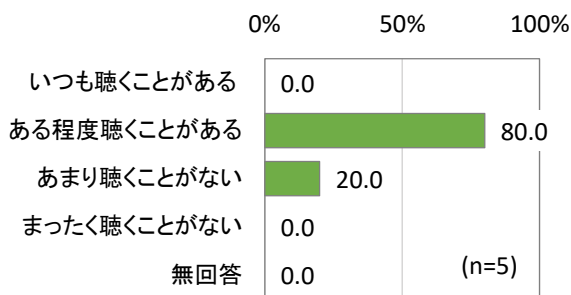
- 親から子へ貧困の連鎖、人間関係の構築・コミュニケーション不足による孤立化。
- 母親の立場から必要な支援や周囲の困りごとは把握できても、実際に中高生やこどもたちが何を求めているか、必要な支援は何かを把握できる機会がなかなかない。若者、こどもたちの自己効力感、自己肯定感を世界レベルに上げるための教育がなされていないこと。
- 児童生徒が学校以外で交流を深められる場が少ないと感じる。
- 支援が必要なこども・保護者の増加。それに伴い家庭支援や、保育・教育でのサポートが必要なケースが増えている現状がある。
- 多様な学び（外国につながりを持つケースも含め）
- 居場所を必要とするケースの増加。
- 割と親は無関心に思う、今のこどもたちは道徳や生きていくための力、働くことの大切さを教えてくれている。今の教育がなっていない。

(4) こども・若者や保護者からの意見

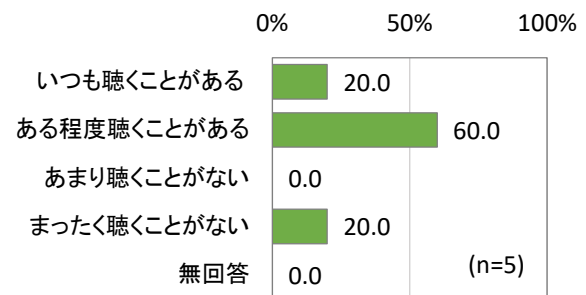
「こども・若者自身」から意見を聴く機会は、「ある程度聴くことがある」が80.0%（4団体）が最も多く、次いで「あまり聴くことがない」が20.0%（1団体）となっています。

「子育て中の保護者」から意見を聴く機会は、「ある程度聴くことがある」が60.0%で最も多く、次いで「いつも聴くことがある」「まったく聴くことがない」がそれぞれ20.0%（1団体）となっています。

《こども・若者から意見を聴く機会》



《保護者から意見を聴く機会》



《こども・若者からの意見》

- 遊ぶ場所がない。
- 勉強する場所がない。
- 改めてまちの魅力を発見、再確認することは貴重。
- 支援者の無理解。
- 居場所・相談機会の少なさなど。

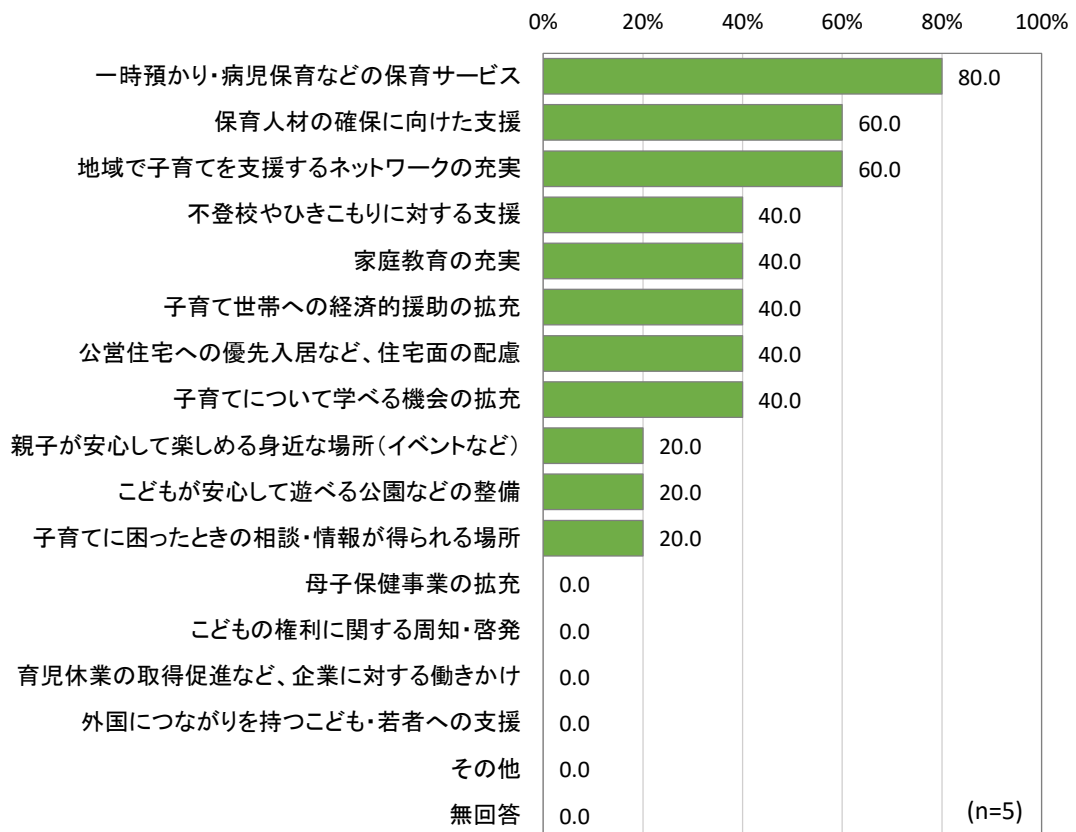
《保護者からの意見》

- 家賃が高く引っ越したいが、家賃が低い民間のアパートがないため引っ越すことができない。（複数の候補から選ぶことができない→ここなら安い物件があるが、学校が変わってしまう等）
- どこで遊ばせたら良いか分からない。横のつながりの場がない（親子スポーツ的な）。支援センターはあるが、合わないからその他の交流の場がない。
- 学校の延長ではなく、こどもがこども扱いされないコミュニティの創出。
- こどもたちが集まることのできる居場所の創出。

(5) 町が特に力を入れるべきこと

今後、町が特に力を入れるべきことは、「一時預かり・病児保育などの保育サービス」が80.0%（4団体）で最も多く、次いで「保育人材の確保に向けた支援」「地域で子育てを支援するネットワークの充実」がそれぞれ60.0%（3団体）が続いています。

《町が特に力を入れるべきこと》



4 小中学生ワークショップの意見抜粋

(1) 買い物、飲食、店舗

まちの良い点	<ul style="list-style-type: none"> ・料理がおいしいところが多い。 ・じゃがいもなど特産物がおいしい。
まちで改善してほしい点	<ul style="list-style-type: none"> ・本屋、文房具屋がない。（図書カードが使えない）。 ・飲食店や普段使いの店を増強してほしい。（イオン、マック、スタバ、ミスド、すき屋、回転すし、フードコートなど） ・中学生だけでごはんを気軽に食べに行ける場所がない。 ・DVDを借りられるお店がない。 ・物価が高いと感じている子が多い。（コンビニエンスストアのお菓子が高いなど）

(2) 自然環境

まちの良い点	<ul style="list-style-type: none"> ・羊蹄山はじめ豊かな自然があることが良い。 ・水もきれいでおいしい。 ・災害が少ない、津波の心配がない。 ・空気がおいしい。風が気持ちいい。 ・旭ヶ丘の山頂から見た景色がきれい。
まちで改善してほしい点	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人が土地を買えないようにしてほしい。 ・ポイ捨てが多い。（特に冬の雪山にタバコのポイ捨てが多くみられる。） ・伐採した量の倍を植林するなど、自然を守ってほしい。

(3) 道路、交通

まちで改善してほしい点	<ul style="list-style-type: none"> ・小さい子も歩きやすいように歩道もしっかり除雪してほしい。 ・冬になると、歩道が雪で埋もれてしまうからもう少し歩道の除雪をしてほしい。 ・車道側に雪の山があり、車が来ているか見づらいところがある。 ・街灯をもっと増やしてほしい。（農高から帰り道が暗い部分があって怖い） ・バス通学の生徒が多く、利便性の面でかなり要望が多い。 ・道路ががたがた。 ・信号が少ない。西3丁目通りコープ前などはとても危ないと感じる。 ・建物で見えなくて急に車が来て危なかった。（カーブミラーを設置したら改善される気がする） ・町のつくりが碁盤の目状になっていて、道が分かりづらいので目印があったら良い。 ・京極へ行く道の歩道が狭い
-------------	---

(4) 防犯

まちの良い点	<ul style="list-style-type: none"> ・治安が良い。
まちで改善してほしい点	<ul style="list-style-type: none"> ・去年に比べて不審者が多い。 ・不審者が出そうな道がたくさんある。 ・街灯をもっと増やしてほしい。（農高から帰り道が暗い部分があって怖い） ・こども110番の家を増やしてほしい。

(5) イベント、遊び場、公園

まちの良い点	<ul style="list-style-type: none"> ・スキーができる、スキー場がある。 ・色々なお祭りがある（じゃが祭りなど）
まちで改善してほしい点	<ul style="list-style-type: none"> ・遊ぶ場所がほしい（イオン、ラウンドワン、ゲームセンターなど） ・公園の遊具が小さい。アスレチック系の遊具がほしい。 ・スケートボードパーク、ジップライン（旭ヶ丘に）がほしい。 ・駅前にくとさんパークのような水場がほしい。じゃがたくんや羊蹄山の噴水など。 ・祭りは数を増やすのではなく内容の再検討をしてほしい。 ・お祭りの回数を増やしてほしい。 ・じゃが祭りとは別に、チームで参加できるお祭りがあるといい。（町民体育祭のような祭り）

(6) 学校施設、社会教育施設

まちで改善してほしい点	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の図書館が狭い、本が少ない。大きい図書館がほしい。 ・スキー授業でスノーボードをやりたい生徒が多い。 ・自転車通学の範囲をもう少し広くしてほしい。 ・部室にエアコンを設置してほしい。 ・部活で使う用具を良くしてほしい。 ・学校の椅子が木で固いので、クッション付の椅子に変えてほしい。
-------------	--

(7) まちづくり

まちで改善してほしい点	<ul style="list-style-type: none"> ・公共インフラに対する改善要望が昨年以上に多い。（生徒の考え方がかなり現実的になってきている） ・倶知安町にいずれかは戻ってきたい。（農業をしたいから） ・新幹線もできることだし、じゃが太君以外に新しいキャラクターがほしい。 ・京極町との合併の提案。（町を発展させるには狭すぎる） ・人口を増やすような政策ばかりではなく、町の環境の整備を望む声が多い。
-------------	--

5 倶知安町こども政策推進会議委員名簿

区 分		氏 名	推薦依頼先団体	備 考
第3条 2項1号	こどもの保護者	草 島 みなみ	倶知安町幼稚園保護者会	
		高 橋 堅一郎	倶知安町PTA連合会	
第3条 2項2号	こども施策に関する 事業に従事する者	山 階 顕 雄	倶知安幼稚園	
		佐々木 麻千子	倶知安藤幼稚園	
		阪 口 孝	倶知安めぐみ幼稚園	副会長
		釣 部 幸	特定非営利活動法人 しりべし地域サポートセンター	
第3条 2項3号	こども施策に関し、学 識経験のある者	平 野 雄 二	倶知安町青少年育成会	会長
		鶴 巻 司	倶知安町小中学校教頭会 (西小学校)	
		石 川 憲 司	倶知安町地域子ども会 育成連絡協議会	
第3条 2項4号	事業主又は労働者団 体の代表者	川 上 孝 博	倶知安商工会議所青年部	
第3条 2項5号	公募による町民	苗 村 優 子	公募	

※順不同・敬称略

6 倶知安町こども政策推進会議事務局名簿

所 属 職 名	氏 名
こども未来課長	萩 原 麻 紀
こども未来課主幹	山 田 雅 子
こども未来課主幹	槇 野 舞 子
くっちゃん保育所ぬくぬく所長	秋 山 早 苗
こども未来課こども支援係長	辺 見 一 樹
こども未来課こども支援係	高 橋 由 佳
こども未来課こども支援係	内 田 碧

■ 関連計画参照 URL

- こども大綱・こどもまんなか実行計画

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou>

- 北海道こども計画

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/212441.html>

- 倶知安町総合計画・倶知安町障がい者計画。倶知安町障がい児福祉計画・その他個別計画

https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/town_administration/seisaku_keikaku_jigyou/

- 倶知安町データヘルス計画

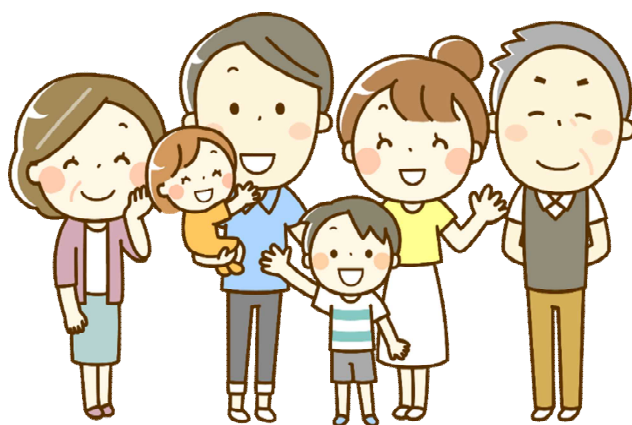
https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/Living_Information/hoken-nenkin/kokuho/kokuho_health/

- 倶知安町教育大綱

https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/Living_Information/kosodate-kyouiku/kyouiku-iinkai/kyouikutaikou/

- 倶知安町社会教育中期行政計画

https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/Living_Information/kosodate-kyouiku/syakai-kyouiku/



俱知安町こども計画

2026（令和8）年3月

発行／俱知安町

編集／俱知安町 こども未来課

〒044-0001 虻田郡俱知安町北1条東3丁目3番地

TEL 0136-55-6116

FAX 0136-21-2143